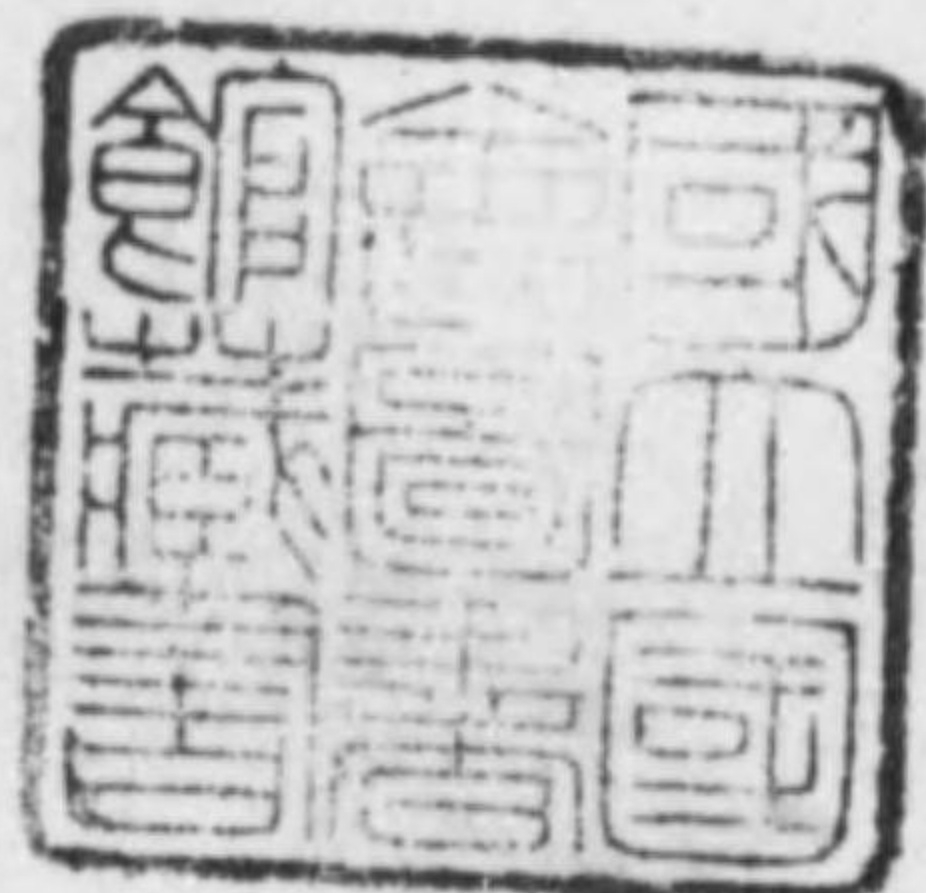


尾
張
敬
公



289.1
T-442No



261959

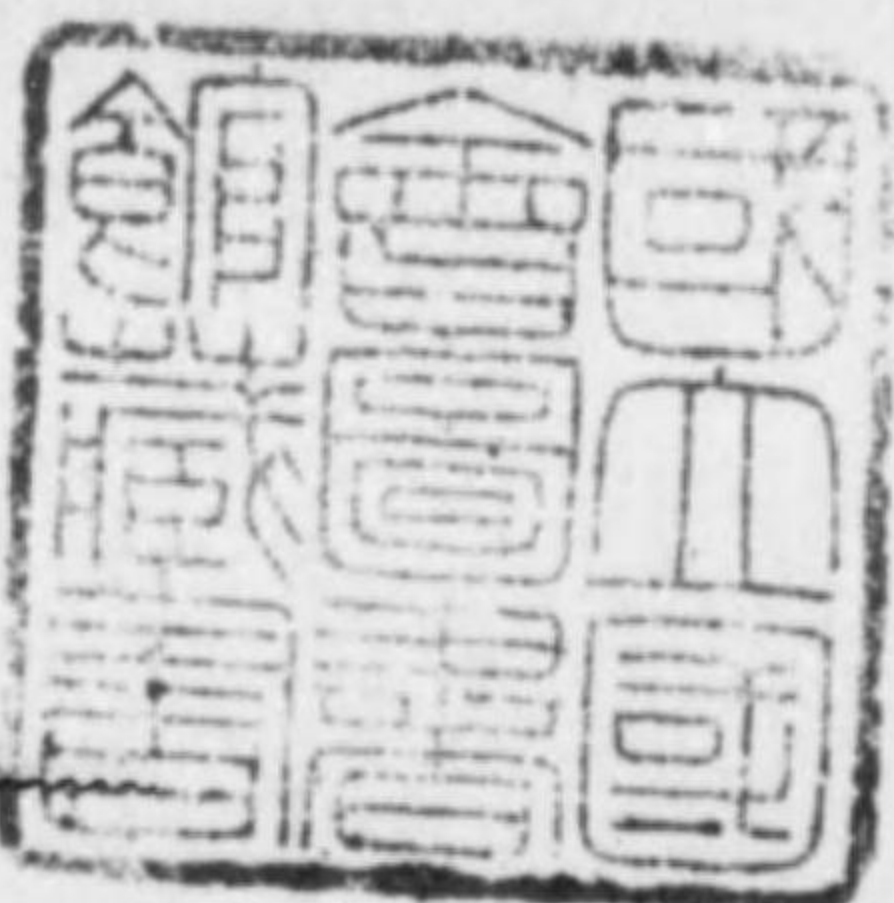
尾張敬公序

源敬公幕府の懿親を以て、封に尾張に就きしより、爰に三百年矣、星移り物換はり、幕政廢れて王政復古の世と爲り、而かも名古屋市民か藩祖敬公の遺徳を仰慕するの深く且切なる、宛も敬公世に在るの日と異なる無きは何ぞや、惟ふに名古屋市が三府に亞ける大都市として今日の殷賑繁華を致し、商工業の勃興、文學美術の隆盛、共に他府縣を凌駕せんとするの概ある所以のもの、實に藩祖敬公が荆榛を拓き阡陌を開きて、名古屋市の基地を爰處に相し、學を勸め業を勵まし、徳と樹つることの深き、功を垂るることの久しきに職由するを以なり、名古屋市民が今春三府二十八縣聯合共進會の開催に際し、開府三百年祭を営まんとするの意も、亦先志を紹述して以て

皇恩に答へんと欲するのみ、此時に際し、天囚西村君が藩祖敬公傳
と撰ひて、大阪朝日新聞紙上に連載し、幽々闡き微々顯はし、市民
として公の遺徳を仰慕するの念を新ならしめたるは、我が名古屋市
民の感激する所なり、因りて今同君に請ひ、更に之を印刷に附して、
普ねく江湖に頒ち、以て藩祖の遺徳顯揚の一助に資す、若し夫れ同
君が史學家として、操觚者として、現時の文壇に何如なる位置を占
めつゝあるやは、世既に定評あり、今復之を贅せせ。

明治四十三年三月

名古屋開府三百年紀念會



序 說

大人君子の氣象は、剛大にして而も溫穆、嚴正にして而も惻怛なり、
人其の剛大嚴正の氣に觸るれば、鄙吝の念自から銷ゆること、朝の霜
の烈日に遇ふが如く、其の溫穆惻怛の誠に感ぜれば、道義の心自から
生ぜること、花の蕾の春風に吹かるゝが如し、是れ薰陶感化の効に
て、口舌言諭の及ぶ所に非ず、然れば正らき道を履み、勇まらき志を
立て、有爲有用の士たらんと願ふ者は、常に大人君子の風采を望ん
で、無言の教訓をたに其の氣象に得んことを欲するなるべきも、目の
前其の人に遇ひ易からざると奈何にせん、是に於て之を史傳に求めて、
其の人と爲りに私淑せざるを得ず、茫々たる上下數千年、聖賢あり、
英雄豪傑あり、君子の儒忠烈の士あり、其性の近き所を喜び、其志の

同トキ所と尙びて、隔世の師友と爲すに、如何なる人物か求めて得ざらん、但し人心を感化することの切實なるは、近古の偉人に若く莫し、是れ耳近くして人心に入り易ければなり、予れ之と徳川氏の初に求め、尾張の源敬公と得たり。

明治奎運の盛なるは、徳川氏三百年の文教に淵源す、徳川氏三百年の文教は家康の貽謀に出づるも、其の志を紹承して其の業を羽翼せし幕初の諸名公なくんば、争てか學術の勃興當時の如きと得ん、幕初の諸名公とは、曰く尾張の源敬公、曰く紀伊の南龍公、曰く水戸の西山公、曰く備前の芳烈公、曰く會津の保科神公等是なり、此の人々は皆幕府の親戚にして、學を好み儒を崇び、慶元以降萬寬の際に至るまで、文教と羽翼して休明の運を開き、其の名當時に輝きて後世に光れるが、

中にも源敬公こそ學術純粹、内行修潔、撰述甚た富み、徳業尤盛に、敬神尊儒の識見卓然として風氣の先と開かれたりけれ、幕初諸名公の魁とや云はん、獨り其の嘉言善行は後人の服膺すべき教訓なるのみならず、明治奎運の淵源なる徳川氏文教の興隆に大關係あり、特に親藩の隨一として尊王の大義と遺訓とたるが如きに至りては、意料外の事實とも謂ふべく、風教の上に大功あること敬公の如きは希なり、教育上より尊崇すべき大人なるは勿論、豈史學上より見ても研究すべき名公に非ざや、然るに其事蹟を記し者、舊尾藩儒臣深田正韶の著なる稽徳篇の世に行はるゝ外、未だ專書あらざりて、未顯の事實猶多きは、誠に遺憾とこそ謂ふ可けれ。

予れ夙に本朝儒學の源流を尋ねて、徳川氏文教の盛なるを嘆美し、風

氣の先と開きと敬公の卓識と欽慕して、其の事蹟と研究せんとは志とつれども、暇なくて果さざりしが、四十三年の春には、名古屋の士人敬公の爲に開府三百年祭を行ふと聞き、斯る機會にこそとて、徳川侯爵家に請ふ所あり、其の快諾を得て、敬公に關する資料と借覽しつ、或は寫し或は抄して此の編と作れり、是れ偏に侯爵家の嘉惠なり、斯くと聞きて資料と審示せられと故老も亦多く、或は寫本、或は先君前哲の筆蹟、何くれとなく、蒐集展觀せしめられしは、藩祖を思慕して功德と表彰せんとする餘なるべし、忠厚の至とや謂ふべき、予は此に深く其の芳情と感謝するになん。

抑も舊尾侯文庫の敬公資料は、和文敬公實錄(即ち君山本十册)、敬公御時代御記録(三十餘册)と初め、相應院様御事蹟集録(母公)、敬公遺

事撮要、尾陽始君知、敬公御事蹟集録、敬正二祖雜記、其外文書いと多かりしが、敬公の侍臣たりと松井甫水筆記(?)の源敬公御德義一册(註は近松茂矩ならん)及四代立公の侍臣たりと近松茂矩の昔咄十三册(普通本は前後編十二册なるが、鈴木信吉君所藏の茂矩自筆本は、十三の卷一册多し、晩年書足せし者なるべし)は絶好資料にして、元祿中儒臣並河自晦が命と奉とて撰びたりと御行狀(漢文一卷)、御別傳(和文一卷)の如き、皆此等の書に據りしなるべし、而して別に漢文の敬公實錄十册あり、寛政中明倫堂督學たりと岡田新川が、命と奉とて編纂せし編年體にして、頗る要領を得たり、其の外名古屋城に關する記録は金城温古録六十四册あり、此は舊藩士奥村松濤(名得義字子達稱定兵衛)の著なるが、松濤は掃除中間頭なりとて、文政中軍用補訂の掛

員と爲り、名古屋城に關する一切の調査を命ぜられ、四十餘年の精力を費して編撰せしもの、天守の石垣高低より、城濠の深淺、用水の法、本丸二の丸深井丸其外大奥の隅々に至る迄、細大遺さざり、繪圖とも挿みて説明したれば、城内の要害は之を掌に指すが如し、編成りて獻上せし時は年七十、藩主其功を賞して切米十三石三人扶持を賜ひらに、間もなく歿せしとかや(文久元年)、昔時は此の書祕中の祕として人に示さざり、藩儒細野要齋校閲を命ぜられし時の如き。他見を禁じて座右を離すまじく、他行の時は一日返納すべしとの誓書を出せし程なりけるが、近時は傳寫本三四種に及べりといふ、予は以上諸書を渉獵せし外、猶他書に散見せる者をも參考せり、但調査の時日いと短くて、心ゆかぬふし猶多ければ、固り粗漏の誹を免れざるべく、且謏陋の質は、

自から名公大人の徳業を發揮するに足らざるを愧づといへども、若し此編に因て敬公の氣象を彷彿し、世に埋もれたる事實の一端をも闡顯して、修養の資と研究の料とに供するを得ば、予が願は足れり。

著 者 謹 識

附 記

本編は明治四十二年十月十五日より十二月十日に至る迄の大阪朝日新聞に連載したりしを、今回名古屋開府三百年紀念會より出版することとなれり、因て誤謬を訂正し遺漏を増補して印刷に附せり、讀者諒諸。

本編の材料を蒐集するに當りて、尾州徳川侯爵家の海部家令を初め、家従家扶諸君、并に舊藩士中村修、服部直衡、種野弘道、御宿正定、鈴木信吉の諸君、及び名古屋市史編纂長堀田璋左右君、愛知縣立第一中學校教諭服部富三郎君等の助力を賜はり、又我が社の名古屋通信部長西常藏君が周旋の勞を執られたりしは、著者の感佩する所、因て此に謝意を表す。

明治四十三年三月

著 者 追 記

尾張敬公目次

出生……………一頁

御母相應院—生地—平岩主計頭……………一頁

幼學……………五頁

菅公崇拜—庭訓の嚴と天性の美—師授は林羅山—御附人成瀬隼人正……………九頁

提封……………九頁

尾張の國主—薩摩守忠吉遺領—浪人拂—遷府の議……………九頁

築城……………一三頁

(一) 名古屋の地形—徳川氏の政策—諸大名課工

目次

(九)

(二)

諸侯宿陣の賑ひしよこうしゆくじん にぎは 加藤清正が萬松寺の花かとうきよまさ ばんしやうじの はな

(三)

奉行及び工人おんぎやうおまじ こうじん 石材伐採せきざいばつさい 始工しこう と竣工くわんこう 名城の權威めいじやうの けんみ

(四)

天守の構造てんしゆの こうぞう 黄金の鯨わうごんの じやう

遷府せんぷ

二九頁

名古屋越なごやご 駿府引拂すんぷひきほひ 名古屋の繁昌なごやの はんじやう

軍旅ぐんりょ

三二頁

(上)

大阪冬陣おほさかふゆだん 秀頼送迎ひでよりのまうげい 旗と幕はたまく 鎧着初よろひきぞめ と初陣の鎧うらだん の よろひ

(中)

出陣しゅつだん 両軍媾和りやうぐんごうわ 沈勇老将せんゆうらうじやう と驚かすおどろ

(下)

夏陣なつだん 成婚せいこん 茶臼山合戦ちやくやまかっせん 成瀬隼人正なるせ はひ しのじやう の悪口あくこう 大阪落城おほさからくじやう と凱旋がいせん

文學ぶんがく

四四頁

(一)

家康の興學いへやすの こうがく 征韓役せいかんにやく と文運ぶんうん

(二)

駿府御讓本すんぷおんじやうほん 玉禪たまだん の説せつ 學問の大宗旨がくもんのだいしやうし

(三)

元和式目げんなしきもく の儒醫論じゆいろん 最初聘用さいしよへいよう の儒者じゆしや

(四)

聖廟創建の功（一）—上野の先聖殿

(五)

名古屋城内の孔子堂（二）—先聖殿の額—釋奠

(六)

孔子堂の形と所在（三）—八角堂

(七)

足利學校の子路の像（四）—杏菴睦子往復の書—北條早雲の篤志

(八)

神道と羅山（五）—行基の神佛混淆—杏菴の國學—伊勢の神書寫取—
伊豆權現緣起考訂—遷宮式訂正

(九)

神祇寶典—神道の秘蘊—神儒合一論—神の訓義—神經—神道正宗

(十)

類聚日本紀—史學上の識見—水戸義公學問の淵源—撰述書目

(十一)

學風と學力—朝典研究—詞藻

(十二)

學校創立の志—私學獎勵—儒論—敬公と佛

(十三)

儒臣（上）—堀杏菴—吉田素菴

(十四)

儒臣（下）—深田正室—武野安齋—新開宗菴—熊谷活水—並河魯山—
先聖廟重修記の浮夸

(十五)

歸化明人 陳元贊 張振甫 兼康友林

武事

一〇四頁

(一)

軍學兵法 治世の演武 三河武士の風骨

(二)

浪人抱 青木新兵衛と宮本武藏 侍と遣ふ心得

(三)

武術諸技 弓の奨励 三十三間堂の競射

(四)

天下第一 杉山三右衛門 長屋六左衛門 星野勘左衛門

(五)

尾張具足 名工加藤彦十郎



奉公

一二三頁

御三家 敬公の忠順 幕府の猜忌

政道

一二九頁

(上)

任使 治國の道 風俗と賞罰

(中)

水利と新田 租税 戸口

(下)

陶業奨励 竈屋衆と御庭焼 木曾の棧橋 韓使接待

性行

一四〇頁

(一)

風度 實踐躬行 持敬慎獨の工夫

(二)

目次

(一五)

納諫なつかん||成瀬竹腰なるせ たけのこの直言ちよくげん||天海僧正てんかいそうじの話はなし

(三三)

父母ふぼに孝こう||兄弟けいていに友とも

(四)

忠信あやうしん慈仁じにん

(五)

音樂おんがく||狩獵しゆりやう

閨門けいもん

一六〇頁

高原夫人かうげんふじん||貞松院ていそういん||歡喜院くわんきいん

蓋棺がいくわん

一六四頁

(乾)

知命ちめい||大人たいじんの臨終りんしゆう||殉死じゆんして

(坤)

靈柩歸葬れいきうきさう||定光寺ぢやうくわうじの墓所ぼじよ||義公ぎこうの源敬公げんけいこう誄あはれ

家訓かこん

一七二頁

君戒くんかい||初學しよがく文宗ぶんそうの要領やうりやう

子孫しそん

一八〇頁

(天)

二代正公にだせいこう||高須藩祖たかすはんそ||四代立公しだいりつこう

(地)

七代宗春卿しちだいのむねはるきやう||繼嗣問題けいしもんだいと尾紀びき||歷代れきだいの藩主はんしゆ

興學きやうがく

一八九頁

(一)

八代戴公はちだいたいこうの聖廟重修せいびやうぢゆうしゆ||巾下學問所創立きんげがくもんじよきやうりつ||蟹養齋かにやうさい

(二)

九代明公くだいめいこうの藩學明倫堂はんがくめいりんどう創設きやうせつ||細井平洲ほそゐへいしゆう||岡田新川おかだしんせん||冢田大峰つかだたいほう

(三)

明倫堂と國學—本居派—平田篤胤の自薦—鈴木離屋

(四)

明倫堂の學風—繼述館—尾張版

尊王

二〇五頁

(上)

敬公の家法—立公の忠誠—尾藩勤王の由來

(中)

十四代文公の勤王(乾)

(下)

湊川神社創建の首唱者(坤)

追賞

二二二頁

官位—贈位の宣命—附論贊

寫眞版目次

(一)

源敬公木像 山城國紀伊郡深岬村清涼菴安置

(二)

源敬公晚年畫像 名古屋建中寺藏

(三)

相應太夫人畫像 山城國紀伊郡深岬村清涼菴藏

(四)

同上木像 洛東黒谷門前公安院安置

同上畫像 敬公自筆名古屋相應寺藏

(五)

名古屋城丁場割の圖 金城温古録所藏

(六)

敬公初陣の鎧 徳川侯爵藏

成瀬隼人正正成畫像 名古屋矢場町白林寺藏

(七)

渡邊半藏守綱畫像 三河國幡豆郡寺部村守綱寺藏

堀杏菴畫像 東京堀鉞之丞氏藏

孔子金像 德川侯爵藏

(八) 先聖殿額 同上敬公筆蹟

明倫堂額 同上戴公筆蹟

(九) 神祇寶典 德川侯爵藏

(十) 二代光友卿畫像 名古屋清淨寺藏

(十一) 十七代慶勝卿眞影 德川侯爵藏

(十二) 敬公の墓 尾張國東春日井郡水野村定光寺

目次 (畢)



源敬公木像 山崎國伊深郡神清原安國

堀杏菴畫像 東京堀鋌之丞氏藏

孔子金像 徳川侯爵藏

(八) 先聖殿額 同上敬公筆蹟

明倫堂額 同上藏公筆蹟

(九) 神祇寶典 徳川侯爵藏

(十) 二代光友卿畫像 名古屋清淨寺藏

(十一) 十七代慶勝卿眞影 徳川侯爵藏

(十二) 敬公の墓 尾張國東春日井郡水野村定光寺

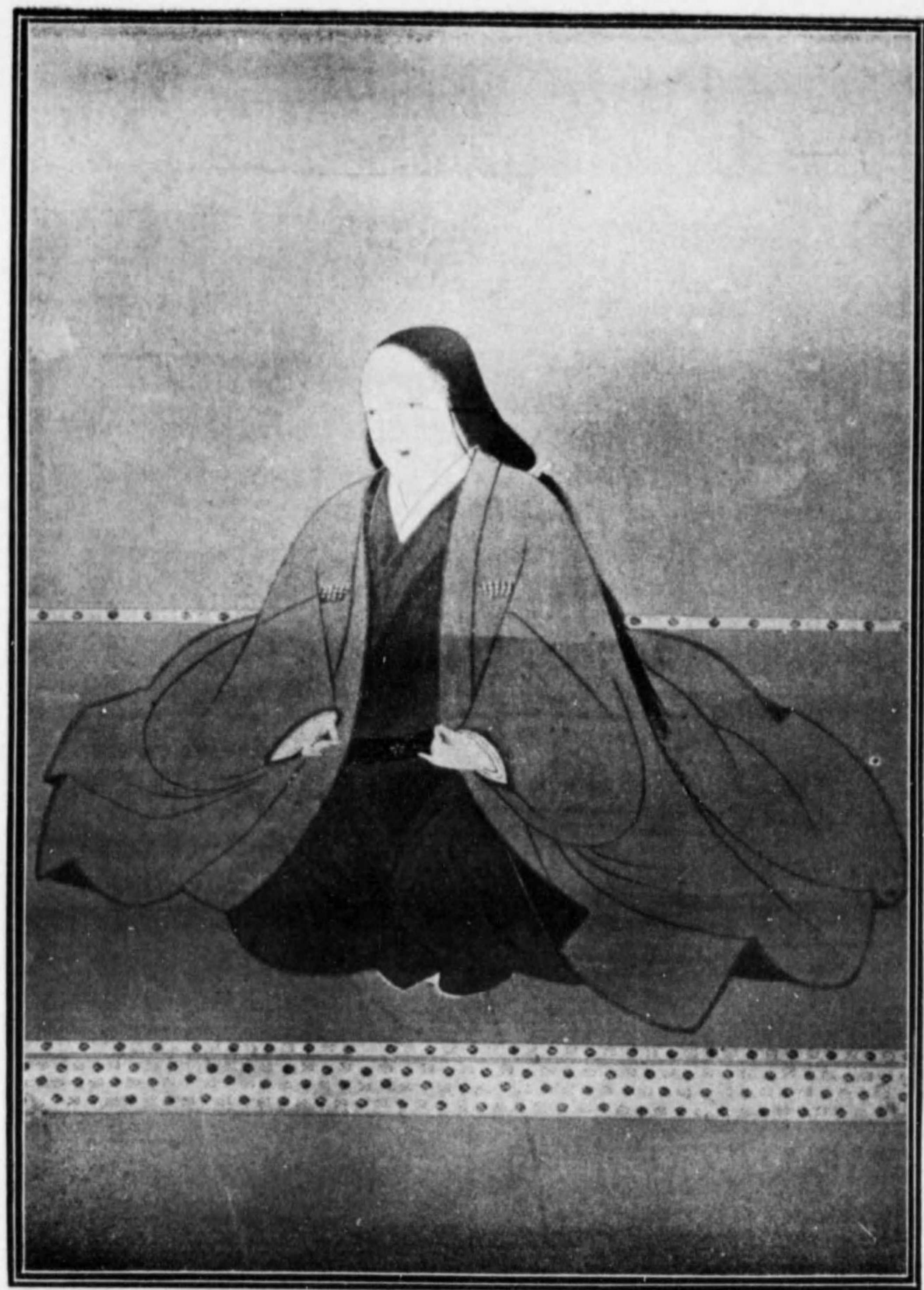
目次 (畢)



山城國伊都郡深村清菴安置 源敬公木像



藏寺中建屋古名 像畫年晚公敬源



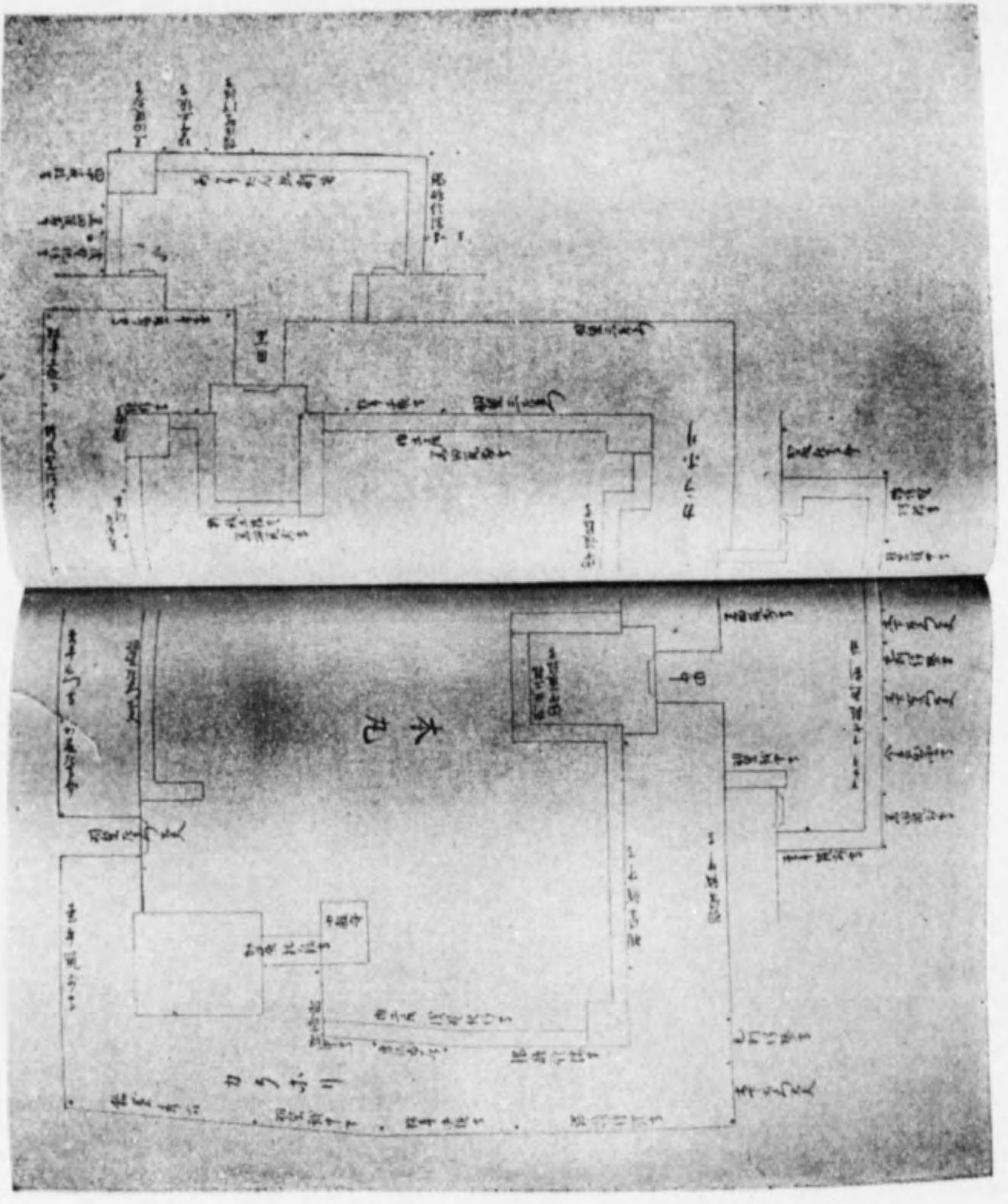
相應太夫人畫像 山城國伊都郡深村清菴藏



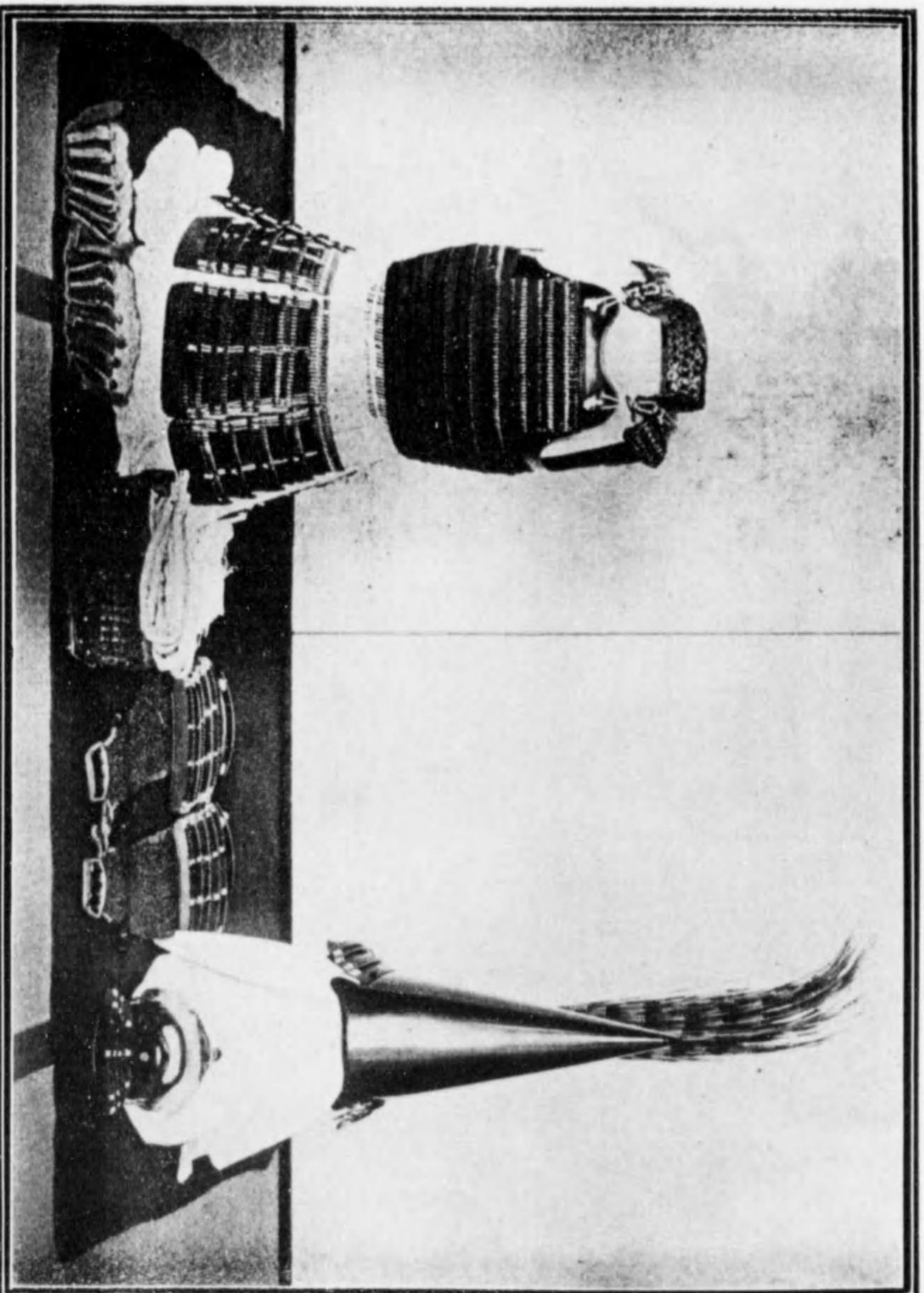
藏寺應相屋古名 華自公敬 像畫殿院應相



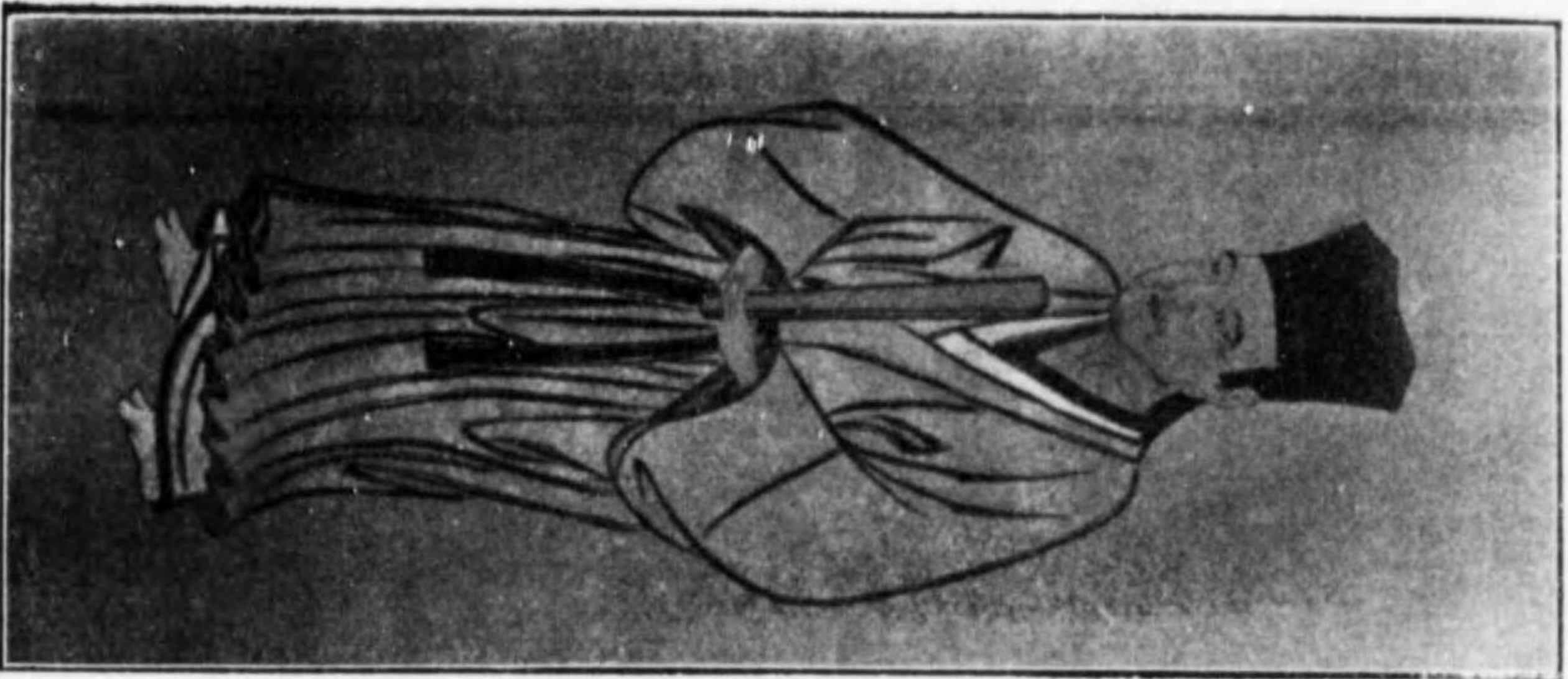
置安院安公前門谷黑東洛 像木殿院應相



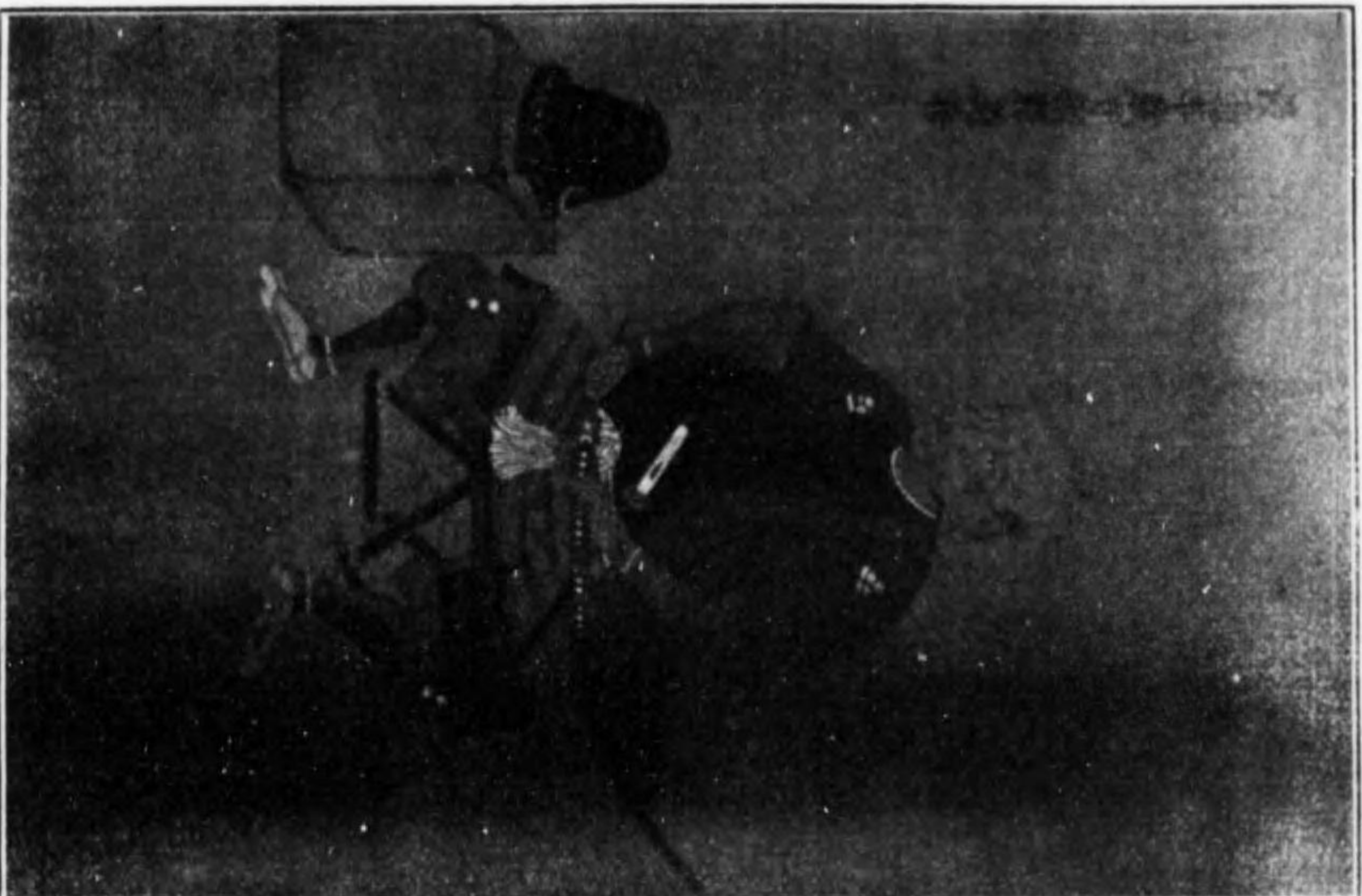
名古屋丁割場 圖の 金温古所



織 爵 侯 川 總 鎧 の 陣 初 公 敬



堀吉苞畫像 東京堀鏡之姬氏藏



三河國豆郡寺部村守綱畫像 波邊宇藏守綱寺藏



成瀬年人正正成畫像 名宮屋尖場町白林寺藏



藏爵侯川德 贖筆公敬 額殿聖先



藏爵侯川德 像金子孔



藏爵侯川德 贖筆公敬 額堂倫明



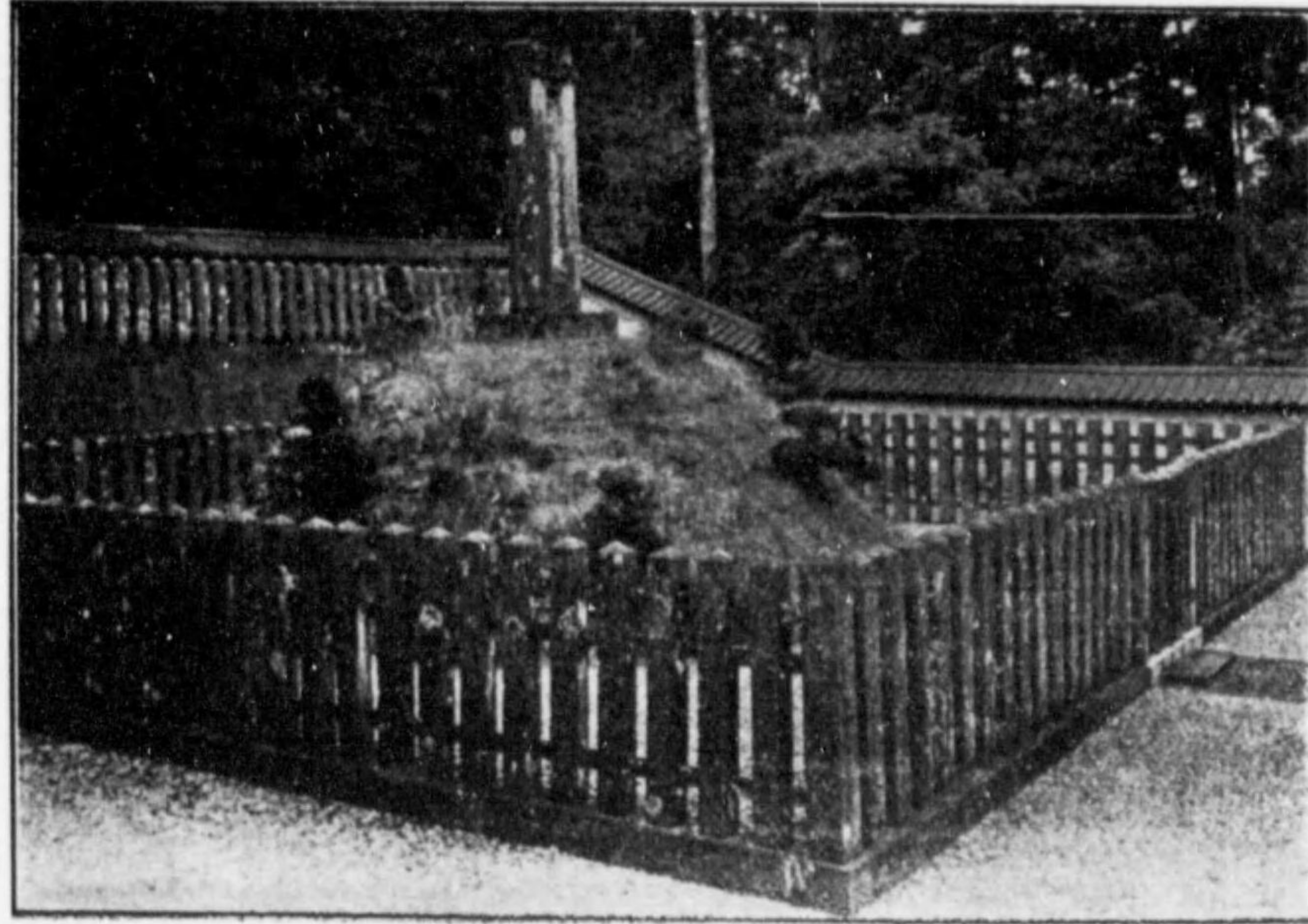
藏 爵 侯 川 德 典 寶 祇 神



藏寺淨清屋古名 像畫卿友光代二

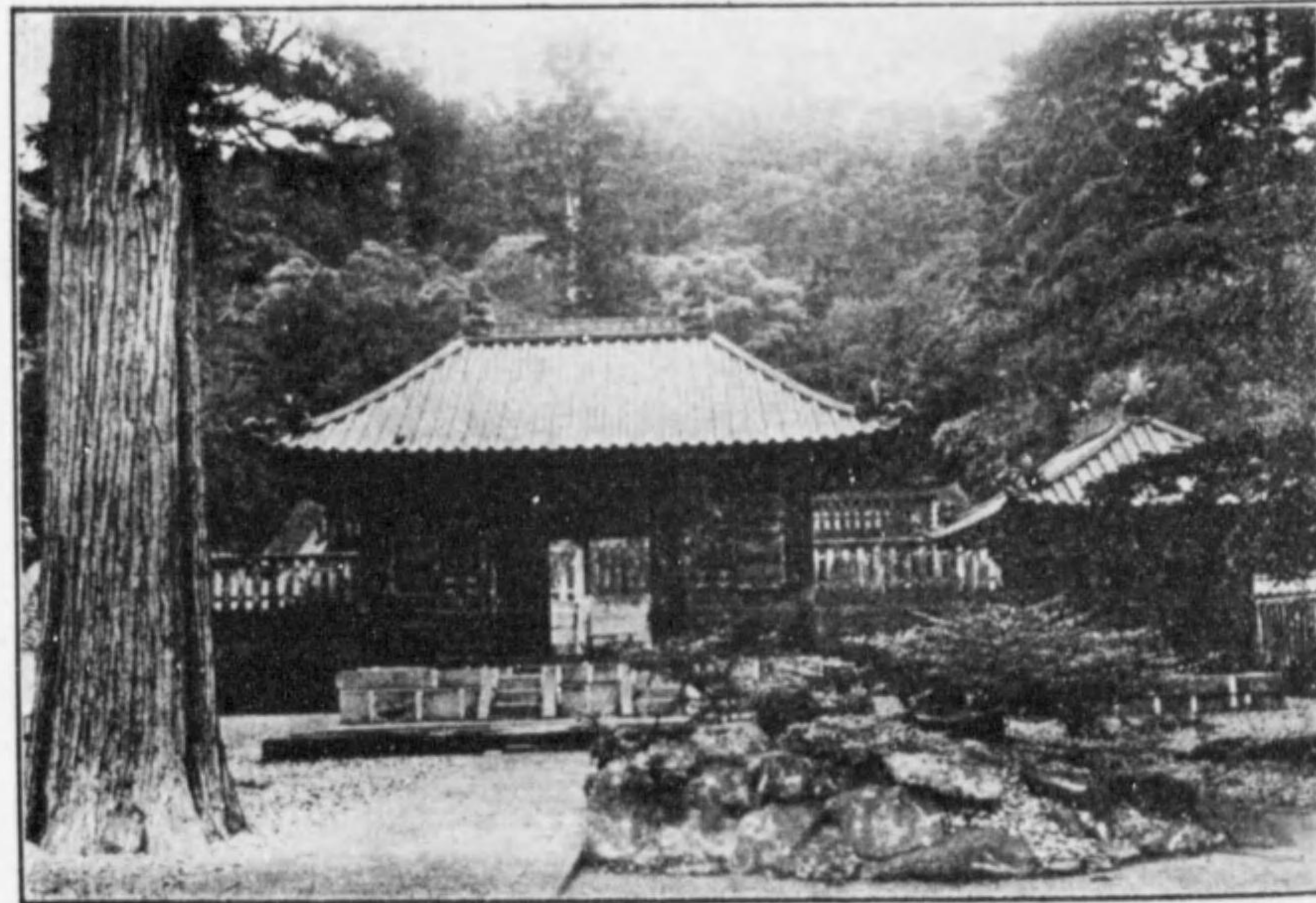


藏爵侯川德 影真卿勝慶代七十



敬公の墓

尾張國東春日井郡水野村定光寺



尾張敬公

天囚 西村時彦著

出生

御母相應院おんはは、おつういん 生地せいち 平岩主計頭ひらいはかまへのかみ

尾張の齋齋祖源敬公おとけのせいせいそげんけいこう諱は義直よしなおは、徳川家康とくがわいけんの第九子だいしゅうしなり、御母おんははは志水加賀守菅原宗清しづかかみすけはらむねきよが女むすめ、名をお龜かめの方かたと稱なづへ、剃髮ていはつの後のちは相應院殿おつういんてんと申しき、志水氏しづかみは城州八幡じやうしゅうはつぱんの社家しゃけなるが、鎌倉かまくら將軍しやうぐんより八幡はつぱんへの奉幣使ほうへいしを承りし名家めいしかにして、其そのの祖先そせんは菅公かんこうに出いづとかや、宗清むねきよは八幡善はつぱんぜん法寺ほふじの娘むすめを娶りてお龜かめの方かたを生うめり、善法寺ぜんぽうじは後のちも還俗げんぞくして田中長清たなかながきよと名乗なれり、相應院殿おつういんてん御事蹟集録ごじせきしゆりくには、秋月家舊記あきづきけきを引ひきて異説いせつを載のせたり、其そのの説せつに據よれば、龜姫かめひめは實じつに豊後國ぶんごこく國東郡くにさきこほりなる浦部うらべの城主じやうしゆ田原右馬丞親廣たはらのまじやうあかひろの次女じぎよにして、姉君あねきみをお國くにと云いひ、秋月修理大夫種實あきづきしゆりだいのちゆたかの室むろなり、親廣あかひろは豊後ぶんごの國主くにぬし大友宗麟おほともすねりんの一族いそなるが、田原矩恩たはらくきんと云いふ者の讒ざんに因よて不和ふわにな

り、宗麟の爲に攻められて、天正八年二月下旬戦死しつ、親廣の後室は次女を伴ひて山城に來り、八幡善法寺當住委清法印の妻は實に秋月種實の息女にして後室の孫女なれば、其を頼みて住まされけるが、其の頃八幡に志水監物、竹腰小平太といふ士あり、監物は親廣後室を娶り、小平太は龜姫を娶る、小平太早世して龜姫監物方に歸り居しに、無雙の麗實なる由大樹(家康)の聽に達し、伏見御居城の砌、御奥に召し入れられて、仙千代と義直公と御誕生なり云々、果して然らばお龜の方は九州の名族大友氏の血統なり、然れど天正四年の生なれば、田原親廣討死の天正八年には五歳にして、其が伏見城の大奥に入りしは年十八の文祿二年なり、其の姉なる秋月種實の室とは何歳違なりしやを知らねど、善法寺委清法印の妻は種實の女にして、お龜の方の姪女なりといへる、年比の合はぬに似たれば、親廣の後室孫女を便りて八幡に來れりといふもの、如何あらん、且敬公誕生後、直にお龜の方の妹、舞なる山下半三郎氏勝、並に其姉、河内國の市邊甚右衛門が一子虎之助を召出されしとありて、お龜の方は同胞多かりし人に見ゆるに、田原の後室が斯く數多の連子ありしとも覺わず、秋月家舊記の説疑ふ可き者あり、尾州家の公の記録は皆志水宗清の女と記したれば、之に従ふべきこと

言ふ迄もなし、或時家康お龜の方に素性を尋ねられ、明らさまに仰せあげられしに、以來は明らさまに人にな告げそこ口を留め、善法寺をば還俗させられたりこのことも同書に見わたり、其の口留ありしは大友が一族なるが爲にはあらで、修験僧の子なるが爲にや、彼の志水監物も當時は修験僧なりけるに、敬公誕生後に還俗し、初は入左衛門、後に加賀宗清と名乗りき、或は從五位下加賀守と爲るとも云へり、舊尾州の家老にして一萬石を領せし志水甲斐守は其の子なり。

お龜の方が初め竹腰助九郎に嫁せしは事實なり、竹腰氏は江州佐々木の庶流にして、竹腰村といふ處に居りしより氏と爲し、美濃の齋藤道三に事へけるが、助九郎正時に至り、齋藤氏没落の後、八幡に隠れ住みてお龜の方を娶りしなり、秋月家舊記の小平太とは此の助九郎が事なるべし、扱も正時會津の上杉景勝に事へんとて、姫姫の妻を離別し、彼の地にて自殺しけるが、お龜の方は志水氏に歸りて男子を生みけるを、正時の父次郎左衛門受取りて、八幡の西岡にて養育し、名を萬丸と云へり、お龜の方は文祿二年家康に召出され、同じく四年仙千代君と申し、を生みしより、ますく寵を家康に得けるほごに、萬丸も内々にて伏見

に引見せられ、尋ぎて大阪に人質と爲りしも、關ヶ原の勝利に、免れて八幡に歸りしを、慶長六年表向に召出されて、小傳次正信と名乗り、後ち山城守に任官して、一萬石の尾藩重臣たり、彼の仙千代君は敬公の同母兄なりしが早世なりき。

敬公は實に慶長五年十一月二十八日を以て大阪の西の丸に誕生ありき、(敬公の生月生地には諸説あり、或は十月と云ひ、十二月と云ひ、或は駿府に生るるとも云へり、今は敬公自撰の御系圖に據る)是れより先き九月十五日、家康關ヶ原の一戦に勝ちて、伏見より大阪に入り、西の丸に滯坐あり、お龜の方も江戸より來りて給仕あるうちに御平産なりけり、君山本敬公實録は天満屋敷に生ると云へり、御氏神は生玉大明神なるが、御宮參の時、路次にて不意に伏見の町人指物屋清右衛門へ御取子に仕るべしと命せられ、即ち抱き上げて摺扇を奉り、名を五郎太とつけまゐらせけり、伏見の傍なる深草村に、今も五郎太と云ふ小字の地あり、清右衛門此地名を思ひ出で、命名せしか、將た公の幼名に因みて此の小字は出來しにや、何れ由緒ある地なるべし、公の生れし翌年、平岩主計頭が子弟八人を附屬せられ、之を初屬八人衆と云ひ、其の翌年主計頭が家臣子弟十二人も侍臣の列に加へられ、是を後屬十二人衆

と云へり、主計頭は家康十五の初陣に、年十七にて相從うて初陣せしより以來、忠勇無雙の譽高く、世子岡崎三郎信康の傳と爲りし時の如き、己が首を以て三郎殿の命乞せんと請ひしほどの忠臣なれば、家康敬公を主計に託せんとて、(或は云く其の義子と爲すと)斯くは其子弟を從屬せしめられけん、主計頭は曩に甲斐國徳川氏の手へ歸せしより、目代として新附の人心を鎮定せしが、公の甲斐に封せらるゝに及びて其の傳と爲りき。

幼學

菅公崇拜||庭訓の嚴と天性の美||師授は林羅山||
御附人成瀬隼人正

敬公は幼少の時より十四五歳迄は、常に紀州の南龍公と同じく家康の膝下に成長ありしが、其の幼學に關しては、絶て記載を見ず、御母お龜の方は、美にして且婦徳に富み、志水氏は菅原姓なるより、日比菅公を尊崇ありて、敬公にも常に菅公のやうなる御方に御成り候へと教訓したまへりと傳へらる、後年敬公自ら菅公の像を書き、上に菅公が早春内宴應制の詩

と序どを書かれしもの、今に尾侯文庫に在り、敬公が文學を好み、聖賢を尊びて、大道を講明したまひしは、菅公に私淑したまひしものにして、母氏の教訓に基くなるべし。

敬公の天資、正直順良におはし、ことは、辨當の逸話にも知られたり、御父家康は日比鷹野を好み、侍女をさへ馬に乗せて御供させられし人にて、敬公及び南龍公をも、幼き時より鷹野に具せられけるが、或時敬公中飯に行厨持せられしを、家康奢の沙汰なりと叱られけるより、行厨は一切持せられず、其の後一人にて鷹狩に出でられしに、終日の事とていと草臥れ、中間頭深澤長助が肩に負はれながら、小松の陰にて休まれける時、山下半三郎は其の空腹を察し上げ、懐中より焼飯を出して差上げしに、敬公は大御所様辨當無用と仰ありたれば食ふまじとあり、辨當こそあしからめ、終日の御鷹野に焼飯は苦しからず、私も食へ候はん、長助にも給へさせ候ふべしと、様々に申せしより、やうく召上がられけり、人々流石に家康公の御子なりと感じ合ひ、其の後は小さき食籠に焼飯をつめて持せあげたりとぞ、此は中間頭の肩に乗せまゐらす比なれば、六七歳の時にもやありけん、終日の鷹野に飢えたりとも、只一心に父君の教を守りたまへる天性の美こそ云ん方なく尊けれ、後年聖賢の道

を信じて身を修め國を齊へたまひしも、此の守るてふ一事を根本なりける、尾藩は其の後鹿狩鷹野にも辨當禁制にて、如何なる大身も腰兵糧に香の物焼味噌の風儀なりしといふ。

家康の駿府城には、老将宿卒の精略武技に長ずる者、雲の如く集れるのみならず、家康は文祿以降心を文事に留めて、學僧を招致し、古書舊籍を採訪あり、然れば敬公も其の膝下に在りて、文武の教へを受けられけんも、其の詳を知るに由なし、案するに學問の師は林羅山なりけん、羅山が始めて駿府に召されしは、敬公九歳の慶長十二年にして、其後は屢京より駿府に往來し、城中に經書を講じたれば、敬公南龍公等も其教を受けられしなるべし、特に敬公に至りては、神儒兩ながら羅山の學風を傳へられたり、其は後に詳に説く所あるべし。家康は公達いと多かりけれど、世子三郎信康は生害、五男七郎信吉は病身にて早世、六男上總介忠輝は勘氣、(大阪陣後の事なり)七男松千代八男仙千代は夭折、二男の結城宰相秀康も、薩摩守忠吉に引續きて、同じ年に逝去あり、其の晩年に残れるは、二代將軍秀忠と、尾紀水三藩祖のみなりしが、城郭矢倉の石垣根を堅くせん爲には、大石小石を以て築き揚ぐるが如く、天下の堅めは此の子供等なりとて、末の諸公子を寵愛あり、末の子の不憫なるは凡べ

ての親の情なるのみならず、敬公南龍公は幼より天資岐嶷なりければ、如何にもしてよき傳役をつけたしと思はれるが、一日諸大名出仕の折、成瀬隼人正正成、安藤帶刀直次兩人に、頼みたき事ありとて殘らせ、四方山の話の末、兎角武家には六かしき家臣ありて、主も恐るゝ程ならでは家運長久ならずと仰せられ、別の用はなくて夜深ければ、湯漬下されて退出せり、翌日も此の通、又其の翌日は日中より兩人を別段に召出され、一汁三菜の御料理下されて別の御用なし、兩人屹度案じ付き、此は我等を五郎太殿長福殿(南龍公の幼名)御守につけられんとの御事なるべし、陪臣と爲りても忠義は同じと申合せ、斯の旨言上しければ、誠に此の事なり、陪臣がましく思はれんかさて言ひ兼ねたり、全く以て陪臣にあらずと誓ひて、御手をつきて御會釋あり、手づから御刀を一人にぞ賜はりける、此は若し諫言を用ひざらん時は、父に代りて斬れとの意なりけるとかや、此に至りて隼人正は敬公の傳と爲りぬ、實に公年十二の慶長十五年なりき、隼人正は初め小吉と稱して、年十七には長久手の戦に奮戦して隊將に擢んでられつ、豊臣秀吉大阪城にて徳川武士の騎馬を觀し時、目を隼人に注ぎ、其の祿二千石なりと聞きて、五萬石を與へんとあり、家康隼人に汝豊臣氏に仕へなば富貴立

ろに至らんとて之を勸めしに、隼人は涕を流し、嗚呼是れ何の言ぞや、臣不肖と雖も祿を食りて君を忘るゝ者に非ず、願くは自殺して臣が赤心を明さんと云へりしより事罷みけるが、後ち家康人に向て、隼人こそ三尺の孤を託すべきものなれと仰せしとかや、然ればこそ此の度敬公の傳に召出されしなりけれ、慶長五年根來の亂には先陣を承り、後ち堺の政所と爲りて、政治明整士民悦服しき、蓋し武人にして政務に練達すると隼人の如きは比類少く、天晴材は文武を兼ねしが、平岩主計頭卒去の後、犬山の城主と爲りて長く尾州家の輔佐たり、然れば敬公幼時の輔導は正成の力も亦多かりけんかし。

提封

尾張の國主薩摩守忠吉の遺領浪人拂遷府の議

敬公生れて三歳、始めて忍城を賜ひしと、御系圖并に敬公實錄にも載せず、年五歳の慶長五年、甲斐の國二十四萬石に封せられ、平岩主計頭親吉傳と爲りて、其内六萬石を食み、府中城を築きて之に居りしが、慶長十二年丁未閏四月二十六日を以て、改めて尾張に封せられ、

犬山城を親吉に賜はり、三萬石の地を加賜せられて、尾州清須城に居り、國內の政事を綜理しつゝ。

清須城はもと家康の四男なる薩摩守忠吉の所領なりき、忠吉は井伊直政の驍なりけるが、關ヶ原の合戦に歩兵三百（歩兵三百は藩翰譜に據る、御傳記には從兵、纒四五騎とあり）を引具し、直政を御供にて敵陣に突入し、今しも軍敗れて引退ける島津兵庫入道を追驅けしに、島津方の猛將松井三郎兵衛尉といふもの馳向ひ、もつてひらきて打つ太刀を、弓手の袖に受留めて、松井が右手のわたがみより頭の半切こみ、引組んで両馬が間に落ち重り、取て押へて働かせず、島津九兵衛に首取らせて家康の見參に入れられければ、御威斜ならざりけるが、此の時松井が太刀にて右の手の指を傷つかせられけり、其の日召されし血附の具足、今も徳川侯に秘藏せらるゝを、予れ嘗て拜觀するを得たり、大碁石頭縫延白絲威なるが、重試とて三貫五百匁の重量あり、押附の馬手の草摺の上なる白絲に附着せる血痕斑々として、今も幽かに辨じつべし、二人して辛うじて飾り附けしほどの重き具足を、當時二十一歳の若武者輕々と召され、馬上の働目覺しかりけん威風こそ想ひやられたれ、直政家康の前に忠吉を

稱して、逸物の鷹の兒は逸物なりと申す事の候ふと申しければ、それもよき鷹匠のとりかふに因て逸物とはなるなりと仰せられけり、慶長五年尾張に封せられて清須に居り、十二年三月五日、武州芝浦にて逝去ありしに、御子なくして斷絶せり、因て敬公を尾張の國に封せられしなり、後信州の木曾濃州の岐阜を加賜して、六十一萬九千石とぞ聞えたる。此の年清須衆（忠吉の舊臣）に御暇下されしもあり、之を未年の浪人拂と云へり、殘る輩は命じて公の家人とぞ爲されける、翌十三年には尾張の田畝を丈量して全州の版籍を徵さる、敬公十一歳の慶長十四年正月二十五日、家康の御供して清須に初入部あり、御同座にて清須の舊臣を引見せられしが、三月には富永丹波守、其の子雅樂助を初め、老臣の不法に坐して改易せられしもの多し、此は皆薩摩守の舊臣なり、敬公は兄君の遺領に封せられしのみにて、遺跡を相續せられしにはあらず、清須家は斷絶せしより、舊臣ども上を恨むことにてもありしにや。

是れより先き山下半三郎氏勝（後に大和守）は、清須城は低地にして、拱水の嵐水攻の憂ありと爲し、屢遷府の議を立てけるも、平岩主計頭承知せざりけるを、氏勝兎角懇懇して已ま

す、遂に主計頭をも納得させて、名古屋小牧古渡の三城址を見立て、何れにもあれ、地形を相して築城ありたしと請ひしは、慶長十三年の事なるに似たり。抑も名古屋の城址は、昔時永正十年比、駿河の今川氏親、尾張の斯波義達と戦ひて之を降し、大永の初、末子左馬助氏豊をして城を築きて之に居り、清須なる義達の家督義統を押へしめし所なるが、義統の妹氏豊に嫁して隔なく交はり、清須三奉行の一人なる織田弾正忠信秀も氏豊と連歌の友たり、互に使用して贈答しけるに、或時洪水の爲に、使者連歌の懷紙を入れし文箱を流失せしにぞ、兩人本意なき事に思ひ、其後は會合して唱和するうち、信秀名古屋の城に入りて柳の丸といふに滞在しける折、本丸に向て矢狭間を切開きしを、氏豊の家臣怪しき振舞と咎められ、氏豊は此人に限りて別心あらじ、風流の窓にこそあらめとて、他人の鬨聲を臥榻の傍に容れしより、信秀不意に火を放ち、内外攻かけて乗取りつ、氏豊は命乞してさまよひ出けり、昔は風雅の道も無風流なるものにぞありける、其の後信秀の子信長城中に誕生ありしが、屢城主を換へて、弘治三年よりは城も廢せられ、名古屋が臺と稱して雉堞の棲處と爲りしも、城跡なれば古井多かりけるより、鷹を放つ者だになくて荒れに荒れつ、弘治より五十年ばか

りを経て、再び築城の議起りしなり、斯くて其の議の決定せしは、十四年正月の初入部の時にやありけん、其の年月には異説多くして一定せざるが、新川本敬公實録には、是の歲十一月十六日、牧助右衛門長勝駿府より來りて名古屋城經營の事を掌り、始めて繩張せし由記せり。

築城

(一)

名古屋の地形—德川氏の政策—諸大名課工

名古屋の地たるや、東北に山あり、遠く木曾の嶮を控へ、南は海、西北には木曾川の巨流を帯び、城北には人馬の足立ざる大湫あり、北高く南低く、水性の地にして、兵法に赤龍の地と云ふとかや、大阪城が東は山、西は海、北に淀川を帯び、城北に大澤ありて足立ざると、地形頗る相似たり、太閤嘗て大阪城は天下の兵を以て來り攻むとも容易くは落つまじと云へりしが、家康も亦名古屋に築かば、日本中の勢を以て攻むとも落つべからず、北には大湫足

立す云々と云へり、蓋し家康築城の地を相して名古屋に卜定ありしは、太閤の故智を學びしかあらぬか。

時に關ヶ原の大勝に因て、天下の霸權は徳川氏の掌握に歸し、慶長八年には家康征夷大將軍と爲り、十年退隱して、秀忠二代將軍と爲り、海内の諸侯、質を委ねて之に事ふること主従の如く、霸業やうく定まらんとするものから、大阪城の秀頼追々成長し、不逞の輩は孤兒寡婦を擁して時節到來を待つあり、太閤恩顧の老將も、亦危疑の心なきにあらず、家康は是に於て駕御の術を講じ、一面には歡心を結びて、一面には威壓を加へつ、是より先き慶長十年には伏見城の修築、同じく十一年には江戸城の修築、次には擴築、同じく十二年には蒐裘の地なる駿府城の修築等、頻々工を起して諸侯に課役せしこそ、諸侯の富力を窮盡して爲すこと有る能はざらしめん爲なりけれ、今又名古屋の築城を決定して、西北の大諸侯に課工し、ことに其の落成を急ぎたりしも、亦其の深意を推知すべし、福島左衛門大夫正則、池田三左衛門尉輝政、淺野紀伊守幸長等の諸將は、去年丹波の篠山城を築く事課せられしかば名古屋の役をば免さるべしと思ひしに、又今年も課せられけるより、一日集會の折、正則密

に輝政に向ひ、近來土木の事頻に起る、江戸駿府は天下の重鎮なればさもあるべし、名古屋は庶子の住居なるに、我等再三驅使さるゝこと最も堪へ難し、御身は駿府の愛婿なれば、愁訴したまへとぞ申しける、輝政答へず、傍なる加藤清正驍を振つて打笑ひつゝ、福島に向ひ、御身など言を出すの卒忽なる、今課工の勞に堪へずとならば、速かに歸國して謀叛したまへ、謀叛せん事かなはずば、早く下知に従ふべしと申しければ、互に笑と爲りて散じけるが、其の後諸大名駿府に参りし時、家康對面し、諸將近年工役に疲れしよし風説す、若し然らんに速かに歸國して城を高くし池を深くし、吾が至らん日を待つべしと、戲言の様に仰せければ、此の人々大に耻ぢ恐れたりと傳ふ、家康の言は、後人其の胸中の祕密を忖度して附會せしにやと思はるれど、加藤福島の言は、能く其人と爲りを表現せるこそ面白けれ、薩摩の文之和尙が南浦文集に狂詩あり、

出入官門一夜未明、年々公役又誰成、尾張普請更迷惑、匪啻出銀人亦行

薩摩の如きは課工大名の中に其の名なれども、銀を出して資を助け、役人も之が爲に出張りしにやあらん、年々の公役、又誰の負擔と爲るも知れず、尾張普請には更に迷惑したりと

見ゆる當時の状態歴々たり、扱其の當時こそつらかりけめ、出来上りては天晴れ海道一の名城、今は本邦無二の壯觀として、東海の離宮と爲れるを尊とせ。

築城課工の大名は、前田筑前守利光(加賀)、黒田筑前守長政(筑前)、細川越中守忠興(豊前)、田中筑後守忠政(筑後)、鍋島信濃守勝茂(肥前)、寺澤志摩守廣高(唐津)、毛利伊勢守高政(佐伯)、竹中伊豆守重門(豊後高田)、稻葉彦六典通(臼杵)、金森出雲守可重(飛騨高山)、木下右衛門大夫正俊(日出)、生駒左近大夫正俊(讃岐)、山内土佐守忠義(土佐)、毛利長門守秀就(長門)、蜂須賀阿波守至鎮(阿波)、加藤左馬助嘉明(伊豫)、加藤肥後守清正(肥後)、池田三左衛門輝政(播磨)、福島左衛門大夫正則(安藝)、淺野紀伊守幸長(紀伊)、すべて二十家にして、總高六百三十八萬七千四百五十八石三斗の歩役なるが、工事の丁場は、清正の自ら請うて受持ちし天守小天守を除き、豊臣檢地法一間六尺五寸竿にして、總坪數二萬二千三百八十三坪六歩三厘なり、丁場割は清正の知行高五十二萬石を除き、五百八十六萬七千四百五十八石に割當て、一萬石に三十八坪一步五厘宛なりけり。

(一)

諸大名宿陣の賑ひ加藤清正萬松寺の花

築城を命せられし以上二十諸侯は、慶長十五年閏二月八日駿河を辭して尾州に赴き、家臣に人夫を添へて、名古屋に設けし假舎々々に群集しけるほどに、其の繁華營へんに物なく、分けて加藤清正が宿陣こそ人目を驚かしけれ。

清正記に、清正も伊勢浦にて石を割らせ、尾張國萬松寺を宿陣とし、妓女三百人召連れ、日夜歌舞伎を興行し、天下の大名小名に目をさませたりとあり、續撰清正記に、此の前年清正歸國の途次、兵庫にて月を船樓に賞しつ、奥州の伊達政宗は團介と云ふ游女を下して歌舞伎を興行せしこと、家康の御氣色に副ひしと聞く、此は天下徳川家に歸して、大名も太平を樂めるを、心元なき事なしと思召さるればなり、我も家康公に恩あり、帶紐解いて老身を慰め、清正年寄たれば氣遣なしと云はる、が上分別なりと申され、八幡の國と云ふ妓女を呼下されし由記載したるが、武家閑談に此の事を引き、政宗歌舞伎を催して近國群集すと聞き、清正も第一の工夫と感心して妓女を呼下せし由に書替へ、當時外様の大名が情實斯る事

と見ぬと評したるは、徳川氏を憚れる書様にして、政宗も清正も、皆是れ明哲身を保たんとする箱崎の策なるべく、名古屋築城に、妓女三百人を大小名の前に集めたりしも、同じ心にあたりけん、同じ書に或る時宮より大きな角石を五六千人の人数にて引き給ふに、其の大石を毛氈にて包み、青き大綱にてからげ、石の上に片鎌槍を立て、何れも齡二八ばかりなる子小姓の容貌美麗にして、繪に書くとも筆にも及びがたき程なるが、綾羅錦緞の粧を身に飾り、桃顔の媚を含んで石の上に並び居つ、自身も石の上に登り、大音聲にてきやりをし給ふに因り、家來の老若残らず花麗なる出立にて、本綱に手を附け引けり、然るにより名古屋清洲より酒肴餅豆腐菓子、其の外種々の品物を持出で、賣るもの數知れず、其の賣物を少しも値切らずして買取り、其の物を道路に抛ちて諸人に奪取にさせ、酒は呑次第に呑ませられければ、商人も見物人も浮立ちて綱に取付き、手拍子打ちて愛宕參の小歌うたひつゝ、いやら聲にて唯一時程に名古屋に引附けり、此の時のみにあらで、大石引く時はいつも小姓どもを普請場の供に連れたまひ、小袖羽織の如何にも花手なるを着させられけるほどに、其の頃の小歌に、

「及びなけれど萬松寺の花を折て一枝はしうござる」

と歌ひ囃してぞ賞玩しける、又女の童が杵歌に、

「音に聞わしなごやの城を踏みやならいた肥後の衆が」

と謡ひけるも、此時の事なりとあり、清正の大石引の計略は、太閤が築城の工夫の質を、手に握れるほど自由に取らせたりと云へる故智に似て、其氣象の快瀾なるも亦相似たるが、其の爲す所の如何にも華美にして、萬人の耳目を驚かさんとしたるは、仔細ある事なるべし、清正は太閤と同じく尾州愛知郡中村の出生なれば江戸より上下の時は、百姓ども新しき桶に餅を入れて人々の前に置き、老若とも海道端に並び居ければ、老人には扱々達者にてよき事と宣ひ、若輩なる百姓には、是れは誰が子、彼は誰が孫ぞと尋ね、爺媪如き者までも念比に詞をかけ、銀子一枚づゝ毎度佳例として下されければ、百姓共皆感涙を流しけるこそ、剛き中にも情深き大將なりけり、然れば此度の築城に、自ら請うて天守を造られしも、花美なる所行もて人目を驚かされしも、一には故郷に花を飾り、二には徳川氏に忠節の心を表せしにやあらん、清正は最も太閤の奮恩を忘れざる誠忠無二の人、常に關東大阪の間に周

旋して、苦衷言ふ可らざる者あり、清正記にも、九月下旬普請成就、大阪に下着して秀頼公へ御目見をなし、大阪伏見にて光陰を送ると記せり、歌舞伎見る時も、大石の上の木やりの間も、未だ嘗て秀頼を忘れざる清正が、稲晦の策も、徳川氏への忠義も、徒らに身家を保全せんとするにあらずして、一には豊臣氏を思ふより出でしなるべし、其の心事こそいと哀なりけれ。

(三二)

奉行及び工人 石材伐採 始工と竣工 名城の權威

城普請の奉行は、使番佐久間河内守政實、山城宮内少輔忠久、瀧川豊前守忠征、牧助右衛門長勝、村田權右衛門某等なりと徳川實記には見わたるが、新川本敬公實録は長勝を奉行として、其餘の人は亦其の事に預ると記し、奥村松濤の金城温古録には、佐久間山城瀧川の三人を經營奉行とし、牧村田の二人を普請奉行と爲せり、佐久間瀧川の二人は、太閤の伏見築城にも奉行たりし老巧の人なり、以上は幕府より命せられし人なるが、蓬左遷府記稿には工

人の名をも舉げて、御大工棟梁は中井大和、大工頭は岡部又右衛門、御普請奉行は榊原平太夫、同じく御用懸は八橋大和、左官頭は青木市兵衛、金物は明珍甚兵衛外四人（伏見より來る）と記したり、是は尾州家の家人なるべし。

是より先き天正三年、織田信雄尾州を領せし時も、名古屋築城を企てけるに、砂土深くして井水を得ざりけるより、中途にして止みけるが、此の度は石壘を築造せらるべしとて、只管工事をぞ急がれる、其の石材は東春日井郡味岡庄の岩崎山、又は愛知郡石佛村善昌寺の焼跡より取りしも多く、諸大名は石を西南海に取り、伊勢三河の大船を以て、之を宮に運びたりと云ふ、大石の数は五百五十石、小石の数は八萬八千五百石を用ひ、石垣の正面には色々様々の紋を刻みたるものあり、諸侯の家々の目印なるべし、清正の築きたりし天守の石垣には、四隅に銘石を置きしものと見え、何れも加藤肥後守内と記して、其の下に新美八左衛門、南條元宅、小代下總等の名あり、清正が築城術に長せしは、世の普く知る所、分けて石壘築法に巧なりしは、朝鮮陣の折、其の家臣飯田覺兵衛と云ふ者の傳授し來りし所にし、名古屋の天守を築く時、角石を揚ぐるには、幕を打ちて人に見せざりしと傳ふ、此は蓋

し朝鮮が明國より傳へし石材疊築法を用ひしなるべし、彼の國は古くより石工發達し、石橋の如きは概ね皆世に謂ふ眼鏡橋なり、清正の築きし石垣は、其の下に至りて仰ぎ見れば、上方の方は外に向て曲り、蓋を被りたらんが如くにて、所詮攀ぢ躡らんこと叶はざりしとあるに親れば、朝鮮にて學びし用石の法を築城術に應用しけん、清正の智慮こそ尊けれ。

抑尾張普請は、慶長十四年の正月未つかた、家康清須に入て親ら指圖せしに始まりつれど、細張に着手せしは、此年十一月十六日に在り、始て城郭の根石を置きしは、翌十五年庚戌六月三日にして、二十諸侯が財を糜し力を盡して、二十萬の役夫を用ひ、總數五百五十萬五千五百人の力を費して、急ぎに急ぎけるほどに、幾月ならずして大半城郭を形づくらしものと見ゆ、獨力天守を負擔せし清正は、八月二十七日普請出來して御用仕舞と爲り、明日發足の由、清正より平岩主計頭への返書に見ゆとぞ、清正記にも九月中旬普請成就して大阪に下着せりとあり、何れにしても其速成驚くべし、然れど工事全く終りしにはあらず、權に落成と申出で、諸侯は一先づ國に歸り、家臣を留めて殘工事を督せしが如し、獨り加賀侯は其の受持の石垣崩壊せしより歸るを得ず、山下半三郎に取成を頼み、駿府の氣色を取繕

ひて歸國せられけり、全部竣工の時日は分明ならず、金城温古録に、名古屋城には總廓といふ者なし、三の丸土居に柵なし、其外未成の所多し、大阪陣の爲に中途にして工事を止めたるが、其の後修補なきは、元和元年築城の停止に因れりとあり、後世尾藩が庚戌の年毎に御祝儀を行はるゝは、名古屋城の落成を祝してなりと云ふ、庚戌は即ち慶長十五年なれば、此の年の暮迄に大略成就せしが爲にもや、尤も美濃伊勢參河の諸將が外廓を修め五門を立てしは、翌十六年の事にして、是の歳溝渠を開き、翌十七年に城池の營作ありき。

此の城東南は平山にして、西南に山の形あり、三の丸西門より本丸南門までは、山形北東に進みて北西に闕け、東は連山の背脚、二三丸の北境に峙ち、城北は大澤にして人馬の足立す、深井丸は埋立てしものとして、本丸よりも七尺低し、本多中務忠勝が、此の城を今一二町南に寄せたらんには、御物入も省けしなるべしと評せしは見所あるならん、本丸は今川氏の柳の丸の跡なるより、一名を柳ヶ城とも、楊柳城とも云へり、城北の大湫はいにしへ大河の跡にして、柳樹多かりしより、柳の莊柳街道などの名もあり、又蓬左城の名あるは、熱田を蓬萊島に比してなり、京江の中間に居て、四通の要衝に在れば、尤も出戦に便なるのみなら

す、壁高く濠深くして亦攻むるに易からず、紀伊の和歌山城と相對して西國を壓し、尾人が帝都の守護關東の藩屏と誇りて、長く權威を東海に震ひし名城は、實に如此にして成れるなりけり。

後年守城の要害たる城北の大沼埋まりければ、敬公深く之を憂へられしに、平岩彌右衛門が曰く、往年福島左衛門太夫、薩摩守忠吉卿に向ひ、關が原武功の譽ある程の御方が、清須の様な水付の處に御座を構へたまふは本意なし、あはれ要害の地に移りたまへど勸め申し、時、忠吉卿は、今の天下は親兄の天下なれば、我れ惡意を企つべきにあらず、若し西國に惡心の者あらば、此の城に籠りて引受く可きに非ず、迎へ撃ちて一戦すべければ、此の城平場又は水付なりとも、心に掛くるに足らずと仰せければ、福島も感涙を催ふして退出せし由承り候と申しければ、敬公の積鬱一時に解けたりといふ、然れば尾藩の戰畧は出戰に在りて嬰守に非ざりしこと、亦以て知る可きなり。

(四)

天守の構造—黄金の鯨

初め築城始工の日に、地鎮祭を行はるべきよし、奉行より沙汰ありけるに、家康之を止めて、天守こそ一城の鎮なれ、何の祈禱をか爲すべき、まして城の盛衰は、城主の武備と政事に因るをやとありて、其の事止みたりといふ、名古屋城の鎮護たる天守臺は、後世軍神と崇めらるる加藤清正に因て築造せられ、今も尾張平原の眞只中に巍然として光を放ち、後人をして長く其の威風を偲ばしむ、いでや聊か其の構造の略を記さん。

天守の石垣は、地下に敷松を入れ、其の上に石を載せて組揚ぐ、石垣の脚地下に埋まること凡そ四尺、石垣は東ヶ輪地形より土臺まで、高さ六間五尺、北西堀底より土臺まで高さ十間五尺、四方石垣の胎中を窪ませて物置と爲し、御藏の間とも石藏の間とも云ふ、其の上に五層の樓閣を立つ、土臺下端より五層樓の棟迄、高さ十七間四尺五寸七分、東ヶ輪地形より棟上端まで、二十四間三尺二寸七分なり、初層より五層まで、平坪千十二坪八分、段階總數南北の方一通の分百十九段あり、窓数はすべて二百十八、窓の幅は三尺、高さ三尺九寸五分、窓子三本づゝ立てり、柱数は六百七十三本、屋根瓦の数は十六萬九千三百八十六枚（銅瓦は除く）、初層より二層までは、兩層一屋の如く、二層より屋根形顯れ、三層より臺を縮めて屋

根形正しく、四重までは土瓦屋根、五層の屋根は銅瓦なり、毎層八棟形、屋根の破風懸魚も木地の面に鍍金の御紋を打附け、五層の外ヶ輪狭間の窓の上下長押を通し、總地壁と共に白土にて塗り籠め、其の面に銅表黒めの金具六葉を打附く、銅瓦の大屋根は、棟南北に通じ、兩端に對の黄金の鯨を揚げ、其の下なる破風も、銅包の鍍金の御紋を附けたるが、八棟の雨滴の銅樋は、二層限りにて放流せり、是れ慶長の古體なりけるが、年経て破損の箇所ありしより、寶曆二年に大修繕を加へ、此時四重までの土瓦を銅瓦に取換へ、雨滴の銅樋をも繼足して堀底に至れり、火を防ぎ濕氣を防がんとてなり、石垣も此の時組直されて慶長の古體に非ず、且四隅の銘石も、一隅は當時散失して、三隅にのみぞ残りける、いと惜しき事なりけり、但石垣の脚なる敷松は、慶長十五年より百四十三年を経たりし當時猶朽ざりけるより其の儘に埋置きしとなん、斯く寶曆度の大修繕を経て古今の異ありといへども、其の外觀は儼然として清正の手法を存すとかや。

天守と本丸との通路に小天守あり、土臺石垣根敷は、東西長さ十七間、南北幅十二間三尺にして、其の上に二層樓を立て、八棟形の總塗籠土瓦葺なるが、清正家臣の姓名を石に刻せり、或は云ふ小天守は慶長十六年六月、清須の天守を名古屋に移し建つと、此は清正の死後なり小天守に銘石ある上は、石垣は清正の築きしものなること明かなり、石垣のみを築きて樓臺は營造せざりけるにや、猶後考を待つ。

天守臺上層箱棟の南北に飾りし金の鯨こそ世に聞ゆれ、總じて宮殿の屋根に、飛魚の尾の天を指せる形を置けるは漢の世に始まり、天上の魚尾星といふに象りて火を禳ひし者なりとも云ひ、又漢の栢梁殿火に遇ひし時、海中に虬ありて、其の尾は鵠に似たるが、浪を激すれば即ち雨を降す由を申す者ありしより、其の象を作りて火を壓へしに始まるとも云へり、是れ鵠尾の名の起原にして、後世鬼の面獸の形を作りて屋根に置けるをも、總じて鵠尾と稱すれど、飛魚の形を作れるはいと古き例なるべし、然るに今清正が城樓の鵠尾に鯨を作りしは、何の因る所あるにや、鯨といふ字は日本字にして、漢字に非ず、(俗に鱸の字を用ふるもあれど鱸は乾魚なり、)漢土に虎魚あり、魚虎とも云ひ、委しく本艸綱目に記したるが、魚虎の二字を合せて鯨の字を作れるなり、魚虎は魚の類にして、魚虎は龍の屬なり、我が邦のしやちほこと同じきにや、我が邦のしやちほは、脊八千矛の約まりしならんとの説あり

り、全身に鋭き鱗刺あればなるべし、漢土にては西南海に生じ、我が邦にては伊勢の海に生ずるが、波上に躍りて日に映すれば、金色燦爛たりといふ、清正伊勢の海に此魚を見て思ひ附きしにやあらん、金は地を鎮むる徳あり、土金相應の靈に象りて、黄金の鯨を作れりなご傳ふるは、金陵は王氣を鎮壓せんとして黄金を埋みし處なり、なご云へる説に因て附會せしなるべし、鯨は木にて造り、鉛銅金の三重張なり、頭は檜角物三挺づ、寄木吸附あり、仕掛三枚、重木鴈立都合九本、寄木頭幅二尺四寸八分、耳は一尺七寸五分、眉一尺七寸、眼五寸八分、總高さ八尺三寸、鱗数は大小片面に百十枚、蛇腹十六枚なるが、北の鯨は稍小さし、清正營造の初は、鱗に黄金一枚づゝを用ひたりといふ、此の金の鯨は、享保十一年と文政十年とに造替へられしが、金色漸く薄く、金鱗の合せ目五分づゝなりしものも二分許りとなりて、風に落ち鳥に啄み去られん恐あるより、鳥除の網は張られたりとなん、此は慶長度より二百十餘年を経し後の世の事なるが、其の營造の初や如何に金色燦爛として四方に輝きけん、今に至りて其の觀の壯なるに低徊する所以の者は、鯨の黄金の光にあらで、清正の忠勇の氣に打たるればなるべし。

遷府

清洲越—駿府引拂—名古屋の繁昌

名古屋の府城築造に因て、清須の士民及び神社をも名古屋に移さる、之を清洲越といふ、遷府記稿に、名古屋御引越の節の地割は小野寺源太、町割は三澤藤三とあり、地割とは社寺地、武家屋敷、町人宅地等を區劃し、町割は清須の何町は何處と割當てしなるべし。初め名古屋が臺なる諸寺諸社は、築城の爲に城域外に移轉せしめられしが、天王の社は、神園三度に及ぶも下りず、辨財天の祠も釣りて除けんとしけれども動かざりけるより、二社のみは其の儘城中に残し、其餘は城外に移されけり、清須より移されし寺社も亦多く、彼の朝鮮使節旅館と定められし門前町の性高院の如きも、清須より移されし寺院の一にして、其の總門は清須城の黒門を賜はりしものなりとかや。

名古屋の二の丸には、初め平岩主計頭を居らしめ、志水甲斐守忠宗之に屬せしが、郭内の諸士屋敷は、主計頭の家來二十五人と、駿河衆、清須衆、新參衆を合して、すべて百二軒を

置き、其餘は城外に居住せしめらる、城外の諸士屋敷の總名は、山口、小林、廣井、巾下の四箇處なり。

清須の町人は、何日比より引越し初めしやは詳ならねども、築城の翌年なる慶長十六年正月二十五日に、新營の市井火を失ひて、一百五十餘戸を焼失したりとあれば、其の前年城郭經始と同時に、町人の移住をも沙汰せられて、市塵を開かしめられけん、名古屋の街衢は南北を堅とし東西を横とす、今の益屋町以西五條町に至り、車町以西の地は、信雄時代より町屋なりしとぞ、城普請に因て出来し町もあり、大工の棟梁中井大和が來住みしより大和町といひ、木挽小屋の跡なるより木挽町と云ふの類なるが、普請奉行の松井武兵衛といふ人、町割屋敷割を檢地せし時、先づ此の人の宅地を賜はりしより、武兵衛町と名けしや、新町名の始なるべき、其の外清須より引越し、町名は尾張志に出で、由緒ある町人の事は、寛延舊家集といふものに詳なるを遷府記稿に引けり、當時の町人頭は、本町の花井勘右衛門とて鞠を好み、敬公嘗て鞠に九損一徳ありと仰せしより、一徳と號せし人なりけり、其の子孫猶存すとぞ。(其の末孫畠三郎は今現に名古屋市參事會員たり、其餘國初町人の子孫現存するも

の多し)

金府記較に、慶長十八年名古屋越諸士町人住居、去年迄は清須名古屋掛持、或は諸士御城下近郷知行所に僑居、今年安堵云々とあり、敬公實録も、清須の諸臣及び神祠佛寺市井を此の地に遷住せしめ、十八年に至りて始めて悉く定まれりとあれば、名古屋越は四年を経てこそ整頓したりけめ。

府城落成の慶長十五年は、敬公年十一歳にして、猶家康の膝下に在せり、翌十六年家康に従ひて入朝の途すがら、正月十一日名古屋一宿、歸途は四月二十二日に一宿あり、是れ最初の入城なり、斯くて猶駿府に在し、國政は平岩主計頭之に任せしが、十六年十二月、主計頭享年七十にて城中に卒せしかば、翌十七年より成瀬隼人正、竹腰山城守二人に、駿府と名古屋と交代往來して、機務を處置せしめられ、其の第宅をも二の丸に賜ひ、志水甲斐守は深井丸に住みて政務に參預し、兼ねては城中の事を掌りき、慶長十九年の大阪冬陣には、敬公駿府より名古屋城に入り、軍旅を整へて初陣あり、元和元年正月凱旋、四月婚儀を城中に舉げ、間もなく大阪の夏陣に従ひ、閏六月凱旋城に歸り、此の冬駿府に參られけるが、翌二年

の夏に家康薨去、此の秋七月始めて駿府の御住居を撤して、御母相應院殿と共に名古屋城の本丸に住ませられ、公の諸臣駿府に在りし者も、亦名古屋に移り、後ち公は居を二の丸に移されたり、然れば敬公の名古屋城常住と爲りしは、實は元和二年以後の事なり、斯くて其の國を治め其の民を撫で、之を富まし之を教へられけるほどに、士は其の邦に入らんことを願ひ、農は其の野に耕さんことを欲し、商賈は其の市に藏めんことを樂しみて、日々に繁昌に赴きつゝ、尾張名古屋は城で持つと歌はるゝこと、十七代二百五十六年、藩廢せられて亦此に四十餘年の今日は、中京の名をさへ負ふに至り、其の發達測られざるは、偏に敬公有道の治に因れり、後人其の本に報いでは叶ふまじ。

軍 旅

(上)

大阪冬陣 秀頼送迎 旗と幕 鎧着初と初陣の鎧

東西の不和は果して起りぬ、關東大阪の兩立する能はざるは勢なり、關東の覇業の統一を

謀る者、獨り本多佐渡のみにあらず、然れど家康は人心の嚮背を慮りて、已むを得ざるに出づるを待ちしなり、然れば去んぬる慶長十六年に、家康上洛して秀頼を二條城に招き、三獻の禮を行ひて舊好を温めしは、太閤の遺命に背かざるを示さんとなりけん、大阪にては此の度も其の招に應せざらん氣色なりけるを、加藤清正淺野幸長など、様々勸めてぞ此の事は行はれける、當時敬公は年十二、紀伊の南龍公は十歳なるを、幸長清正に託して、諸共にいで、秀頼を鳥羽に迎へしめらる、是れより先き幸長の女を敬公に、清正の女を南龍公に配せらるべき婚約ありて、翁婿の間柄なるが、大阪の淀君は、秀頼の身の上を危まれし由聞わしより、實は其の愛子を質として他意なきを表せしものとかや、秀頼歸阪の時も、敬公南龍公して之を大阪に送りて、其の入京を謝せしめられたりき、此の事畢りて清正歸國せしに、間もなく世を去り、池田輝政、淺野幸長、前田利長も亦相尋ぎて卒去し、太閤時代の老將、殆ど皆凋謝して、存する者幾もなし、此に至りて大佛鐘銘の不審は起りぬ、是より先き大阪討滅の策を獻じたる本多佐渡守正信は、家康に叱られ秀康に睨まれたるも、其の初念を翻へさず、大野修理が母なる大藏の局をして淀君に諸寺諸社の修理を勸めしめ、家康も亦秀頼

母子に勸めて、京都方廣寺の大佛を再建せしめしより、莫大の失費にて、太閤の蓄積せし大阪城中の府庫漸く空乏を告げぬ、例の諸侯に課工せしと同じ筆法にやありけん、斯て鐘銘の一句を借りて、大阪陣の序幕を開きしは、家康年老いて子孫の計に急なりしが爲なるべし、大阪方若し且元の意見に従ひて淀君を質とし、又は國替を甘んじて諸侯並に江戸に参勤しけんには、果して豊臣氏の祀を存すべかりしや否や、家康にして慶長十五六年比に薨去せば、秀忠の力或は天下を定むる能はずして、再び元龜天正の亂を見ることなかりしや否や、並に未だ知り易からず、家康の長壽と大阪に人なかりしとは命とや云はん。

時は慶長十九年の末つかた、大阪に事あるべしと定まりしが、敬公時に年十五、南龍公は十三にして、此の度初陣と定まり、水戸の威公は年十二にて江戸城の留守なり、十月三日家康二公子に旗と幕とを賜ふ、敬公へは頭黒に白葵の紋の旗五本、纒は白き紋附きたる朱の大四半にして、金の笠の馬印、二引兩の幕、南龍公へは黒き紋の白旗七本、中黒の幕、金の御幣の馬印なり、抑源家中黒の幕は、源頼義前九年合戦に用ひ、後三年の合戦は二度の軍なればとて、二引兩を用ひしものなりけるが、後世新田氏は中黒、足利家は二引兩をぞ用ひ

ける、當時敬公の母儀お龜の方、家康の御前に出で、右兵衛督殿は御兄なるに、色品變りたるを下され、御弟常陸介殿は江戸將軍家同然七本の白旗を進せられ候こと、御情なしと怨せられけるに、家康顔色を變じ、武家には庶子の總領、總領の庶子と云ふ事あり、岡崎三郎生害の後、越前黃門嫡子に立つべき事なれど、同腹の弟なきを以て、薩摩守忠吉を弟に持ちたる秀忠二代將軍たり、右兵衛督には一腹の弟なく、常陸には一腹の弟鶴松（威公幼名）あり、右兵衛常陸の任官も高下なく、家に優劣なれども、同腹の弟あるを以て總領式は常陸なりと仰せし由、南龍公言行録に見わたり、如何にや、後世尾紀二家は、動もすれば格式の争あること、斯る傳説よりや起りけん。

然れど家康の二公子を愛せしこと他子に異りて、孰に厚薄なかりき、二公子駿府にて鎧着初あるべしとて、黒絲威の甲冑、太刀、弓箭、鞭、塵、軍扇等用意あり、時に敬公には平岩主計頭召させ申すべかりけるが、主計頭は初め信康の傳、後に仙千代の義父、今は敬公の傳にして、

平岩にかさねておける五郎太石かそへて見れば三ツ目なりけり

と謳はれし人、信康仙千代並に不吉の事のみなりければ、此の度の御着初は、南龍公の安藤帶刀が武勇に比して吉兆なしなど、人々ひそめき合ひけるに、當日と爲りては、家康自ら二公子に着せられたり、此は總領の岡崎三郎を始め、諸公子にも嘗て無き事なりけり、此の初着の鎧こそ即て初陣の鎧なりけれ、(一説に初着の鎧は初陣の鎧と異れりといふ)今も徳川侯爵家に藏せらるゝ初陣の鎧を觀しに、冑は椎形、後楯は山鳥の尾にして、黒塗黒絲威、前の草摺は白絲もて修補せり、年十五の眉目麗はしき公達、此の具足召して馬上に應揮ひたまひけん姿の、如何に健氣にも勇ましかりけん、書に書いたるやうにこそ有りけめ。

(中)

出陣二兩軍講和公の沈勇

斯くて家康より敬公へ、先尾張に赴きて出陣の用意あるべしとの命なりければ、翌四日駿府を發し、七日歸國、十日には陣觸あり、年七十以上十六以下は從軍を許されざりけれど、渡邊忠右衛門守綱は、家康の特命を以て、兼松修理亮正吉、舍人源太左衛門經長は、敬公の思

召にて御供しけるが、何れも七十以上の人々なり、中村又藏元悦は年十三なれど、從軍を願ひて特に許されたり、御陣觸の折節、渡邊守綱は、寺部と云ふ處にて堀普請を爲し、諸士も下々同様に働き居けるが、守綱普請場に出て、今日は八ッ比に仕舞へ、大阪出陣と申來りたれば、明朝は名古屋へ出るぞとて早く仕舞ひ、翌朝打立ちしに、家中一人も用意差支ふる者なかりしとぞ、其比の人は心掛よく、平生軍旅の用意ありしなるべし、留守は志水甲斐守忠宗、高木志摩一吉にして、三州舉母の城主三宅與三康信は、留守の事を監し、平岩掃部吉範は犬山城を守れり、成瀬隼人正正成、竹腰山城守正信は先鋒を承り、生駒因幡利豊、大道寺玄蕃直重、松井石見正廣、戸田加賀信光は、軍旅に老いたる古武士なれば、守綱正吉と共に公の御側に侍る、此月十六日を以て初陣の首途めでたく、本町大手門を出で、京町より上島、巾下、枇杷島を過ぎて一の宮に宿らる、從軍の人凡そ一萬有餘人、麾下の騎士四百八十三人、號して一萬五千騎と稱し、幕府よりは日に一萬人の糧食を給せられけり、此比は米價下直にて、小判一兩に米六石なりしとあり、十七日赤坂、十八日彦根、(一に柏原)十九日長濱、二十日膳所、此處にて具足を着し、二十一日二條城に入り、即日伏見に着陣あり、

十一月十七日家康住吉に軍せし時は、公と南龍公とは其の前面に軍し、十二月四日二代將軍秀忠軍を岡山に移されし時は、公も軍を天王寺に移し、家康茶臼山に軍せし時は、公は左翼と爲り、南龍公は右翼と爲れり、此の時奇手すべて十八萬人、城を圍んで進攻の令を待ちしが、此の月二十二日には和睦調ひて、翌元和元年正月十六日、大阪より京師に入り、遂に名古屋に凱旋ありき、出陣には騎馬一列、凱陣には騎馬二列なりけり。

此の役、前將軍二代將軍と共に、大軍を率ゐて一庸弱の秀頼を大阪城に圍みしは、誠に是れ徳川氏百年の大患を除かんとてなり、然るに秀忠の一氣に攻落さんとするをも制し、伊達政宗等諸將の後患を除かんと請ひしをも斥けて、遂に和議を結びしは何の爲ぞや、城は是れ名に負ふ金湯にして、招募の諸將は烏合なれども、塙馴れし謀士なり、容易く抜く可からざるを以て、姑く言を太閤の舊誼に報ゆるに託せしか、故太閤嘗て大阪城の堅固を誇り、併しなから只一策ありと云はれしを、家康問ひ返し、一旦和して濠を填めなば、攻落すに難からすと云へりと傳ふ、此は大阪落城後の附會に似たるが、後人は家康和を講じて遂に城濠を埋めしを以て、既に攻陷の功を收めしに均しと爲せり、一方には旦夕を緩めて太閤の舊誼を

口にし、一方には城濠を填めて死命を制したる、流石に智謀すぐれし家康とて、胸算測る可からずとや謂はん、城中より講和の使者木村重成茶臼山の御本陣に參りし時は、我が成瀬隼人正は、松平正綱、秋元泰朝、安藤直次と共に家康の前に侍坐し、竹腰山城守正信御刀を持ちたりき、隼人正は又本多正純、安藤直次と惣堀埋立に従事したりしが、外堀のみと思ひ居たりし城中にては、二三丸の堀をも埋めんとするに驚き、大野治長使を遣はして其の故を糺しければ、隼人正等は二三の丸を埋めんことを否むは、再度籠城の心にやと詰り、治長語塞がりつ、淀君より女房を使に立て、制止を望まれけれども、諧謔もて之に應じ、京なる本多正信は病と稱して使者に面せず、堀を埋め終りし比に、若輩の粗忽な言ひまざらしければ、城中は只物におそはれし心地なりきとぞ。

此の役和睦未だ成らざりし時、敬公一日城南なる藤堂和泉守高虎が營に至り、物見に登りて城中を見渡されしに、敵よりは頻に鐵砲を打ちかけたり、高虎御あぶなしとて、様の甲をさし上げしに、敬公は受取りて側に置かれしばかりにて、矢石の中に立ちながら、神色少しも變せず、自若としておはしければ、誠に名將の御子なりとて、高虎深く其の沈勇に感じたり

どなん、飛來る矢玉の音には、塙馴れし老巧の剛者だに、折には身を縮むと聞く、公は猶乳臭き十五の少年にして而も初陣なるに、老将をして斯く感嘆せしむる程なりしは、日比家康の膝下に武道の教育を受けられしが爲か、將た自然に備はりし將種の器量にや、此の役別に馬上の働なかりしも、此の一事已に千萬人と雖も我れ往かんの氣象ありて、一方面の功名にも劣らぬなるべし。

(下)

夏陣||成婚||茶白山合戦||成瀬隼人正の悪口||大
阪落城と凱旋

兩軍の和議既に成りて、一旦干戈を收めしも、大阪方は再び浪士を城中に招きしが、關東の間諜なる小幡勘兵衛景憲は、城中の動靜手に取る如く注進しける程に、家康の憤甚だしく、今はとて大阪方の陳謝も其の詮なく、元和元年の四月には、再び大阪城を攻めて之を抜き、遂に秀頼母子に自害させて、徳川氏一統の世と爲りぬ、之を大阪夏陣と云ふ。

是より先き敬公生れて四歳の慶長八年、淺野紀伊守幸長の女と婚約ありしが、是の歳四月を以て婚禮を行はる、時に秀頼の使青木民部少輔一重、及び淀君の使常光院、二位局、大藏卿、正榮尼等は、三月末つかた駿府に來りて陳謝する所ありしに、家康は四女使に向ひ、我等尾張參議婚禮の爲に名古屋に赴くべければ、御身等は先づ彼の地に參り、禮儀に嫻はぬ關東婦女を助けて、婚禮を成さしめよとありけるより、四女使は先づ名古屋城に入れり、四月十日家康は南龍公を伴ひて名古屋着、十二日婚禮、家康は十四日に敬公は十六日に、名古屋を發して入京あり、留守并びに先鋒は冬陣の如し、家康は常光院二位局を大阪に返して大和移封を諭し、一重及び大藏卿正榮尼は京都に留めらる、折しも大阪方の京都燒討の手筈をば、尾張人甲斐庄兄弟より成瀬隼人正に密告しければ、黨類三四十人を引捕へて賞賜にぞ與りける。

家康は猶思ふ所やありけん、大藏卿正榮尼して和平の議を大阪に申送られけれども、秀頼返答なかりけるにぞ、いよく城攻に決し、大和河内二道より進發しぬ、秀忠將軍も急ぎて入京あり、五月五日二將軍出馬、家康は柿色の帷子に山駕なり、此の日は星田、六日は枚岡

に至り、敬公南龍公も亦從へり、是より先き大阪に向て進發せし紀伊の淺野長晟が、四月二十九日和歌山進撃の大坂勢と、泉州檜井に戦ひしを合戦の手始として、大和口の諸將は五月六日、進んで西軍と道明寺に手痛き軍して遂に之を退け、河内口の本軍も、亦此の日西軍の精銳と八尾若江に會戦して、互に勝敗あり、西軍遂に退きしかば、翌くる七日には、諸軍を布置して西軍に當り、秀忠將軍は岡山に、家康前將軍は天王寺に向ひ、敬公南龍公は天王寺口の後詰たり。

此の日敬公先鋒を請はんと申されしを、成瀬隼人正、某に任せたまへとて之を止めければ、後に公痛く恨まれけり、或人何とて先陣の願を止められしぞと問ひしに、若殿は初陣なり、殊に寄り集り勢にてしまりなし、初陣に後を取らせては、後々まで氣怯して、大功立がたきものゆゑに止めたりと云へりぞぞ、南龍公は先手を願はれしに、家康慰諭して止めらる、然れど二公子に合戦を習はせんとて、諸隊狼りに開戦する勿れと戒められけるも、晝比には早や両軍接戦と爲りぬ、是れより先き家康は敬公へ内藤主馬を使として、敵は茶臼山に出でたり、早々御出候へ、遠江中將(南龍公)へは其の陣より申遣はさるべしとあり、山下半三郎、

只今士卒兵糧を遣ひ居り候と申しけるに、敬公大音聲にて、敵引かば何とせんぞ叱られけるより、一同兵糧を食ひさして打立つ、又も家康より北見長五郎を使として、隼人正の腰ぬけめ、何とて遅きぞと云はせらる、隼人正聞きもあへず、大御所も甲斐の信玄に遇うては腰がぬけたわと悪口せり、後日に隼人正家康御前にて、拙者は尾張の物主仕候ふに、腰ぬけごの御意を黙つて罷在候ては、諸人下知を聞くまじくと存じ、斯様に悪口仕候と申しければ、家康聞きて、何時も武勇の疵つき候事は、聞のがすまじき事と申されしぞ、隼人正が返報は、北宮駒が悪聲至れば必ず反すの類なるべし、去程に加賀の陣に相圖の狼煙あがりけるより、諸勢二公子を待すして関の聲を揚げ、午の下刻には東西兩軍の接戦始り、總掛に二掛まで掛りて追崩したり、斯くて二公子茶臼山に參られければ、家康思の外に敵脆くて殘惜しとぞ申されける、斯くて敬公は家康の右に備へられしが、折しも味方崩あり、尾張勢も崩れ立ちぬ、折節渡邊忠右衛門守綱敬公の旗下に來りしに、公は味方崩と見わて敵は見ぬゆゑ、采は取らずと申されければ、守綱痛く感じ申しけり、此の時生駒因幡利豊、大道寺玄番直重等、陣を結びて動かす、尾崎内藏助定正、左右田與平正綱、諸軍を制して静めけるが、

公是を御覽じて、止りて動かざる者は、其の瞳子上に在り、今正綱を見るに、面上すべて眼あるが如しと仰せられけり、勿卒騷擾の際にも心を動かさずして、人の眼色をも見留められしを感せぬはなかりき、やがて敬公進まんにはしかじと乗出したまへば、諸勢も進みて崩るゝ者なし、加賀の武者奉行松平伯耆水野内匠傳聞きて、軍旅に馴れ給はぬ十六の御身にて、臨機應變の御振舞、天晴名將の御器量なりと感せしども云傳へたり。

斯くて西軍皆敗れて、驍將悉く首を授け、翌八日には火城中に起りて、秀頼母子も自害あり、大阪落城の幕此に閉して、徳川三百年の太平は開かれたり、敬公は秀忠將軍に従うて伏見に入り、閏六月二十一日、將軍に従うて入朝し、七月凱旋歸國ありき、公の事業は元和偃武以後に在りて休明の治を資けられしも、其の前半一分は干戈の際に遭遇して、親しく戦國大團圓の合戦に臨まれしは、一段の威光を増す所以にぞありける。

文 學

(一)

家康の興學—征韓役と文運

敬公最も文學を好み、敬神崇儒をもて學問の本領と爲し、天下に率先して風氣を開發せられしは、實に乃父前將軍家の遺志を紹述せし者なり。

我が國應神仁徳以降、列聖儒學を尊崇したまひ、孝徳の朝博士を置き、大學寮を立て、文武の朝、始て釋奠を行ひ、孝謙の朝、天下に詔して孝經を讀ましめ、淳和の朝、孝經を以て東宮始讀の書と定め、諸國に學あり、權家に勸學獎學の兩院ありて、漢學大に行はれしも、尋ぎて佛法流行の世と爲り、詩歌管絃の風と爲りて、儒學やうく衰へぬ、武家起りて京儒鎌倉に入り、好學の風を生じて藏書の家多く、禪宗盛に行はるゝに及びて、崇儒の學僧、叢林に輩出し、後醍醐朝の經筵には、禁裏風の學派も生じ、儒道釋才の説(元享二年板古文尙書孔氏傳の跋に、儒以知レ道釋以助レ才とあり)も起り、儒釋一致の風尙は、南北朝に唱へられて室町の初に盛に、儒と禪と、並に學僧に因て武家に行はれしが、應仁亂後は、海内麻の如く亂れて、朝廷の釋奠も廢せられ、學問地に墜ちて、絃誦の聲罷り、此の干戈倥傯の間、

肥後の菊池氏、聖廟を立て、釋奠を行ひ、薩摩の島津氏、大學を刊行して國士を教へ、防州の大内氏、京儒を延きて講席を開きしが如きあれど、世を擧げて兵馬に疲れ、學問全く廢れて人心惟れ危ふきこと久し、厥の後織田信長は一統の志を抱きしも、禮樂を興すに遑あらずして中道に敗れ、太閤其の後を承けて群雄を制服せしも、絃誦未だ起らずして、更に武を海外に試みぬ、征韓の役、武功は言ふに足らず、偉勳は典籍と銅活とを鹵獲して文治の運を開きしに在り、天或は人心の亂を厭ふを知り、太閤の衷を誘きて此の役を興し、懲すに武功の中敗を以して、與ふるに文學の資料を以し、因て以て文運を開かしめしか、斯くて其の惠を承けて其の運に膺りし者は家康なり。

家康は文武の名將、最も書籍を好みて、常に論語中庸史漢韜略貞觀政要延喜式東鑑等を讀みけるが、中にも東鑑を喜びて源頼朝を稱せりと云ふ、東鑑は小田原北條氏に得し所の者なれば、其の頼朝の霸業を慕ひけんは一朝一夕にあらず、況や家康の遠識は、天下の形勢如何に成行くかを見透せるをや、隱忍時を待つうちにも、他日文教を興して霸業を資けんと思ふや久しかりけん、文祿三年禮記正義を清原秀賢に貸せしを觀れば、夙に心を學問に用ひて

多く典籍を藏せしを知るべく、其が始めて惺窩を名古屋の行營に引見して、貞觀政要を講せしめしは其の前年に在れど、家康の講學是歲に始まりしに非ず、征韓の役には、足利氏の先蹤を追うて外交文書を五山の學僧に委し、出征の諸將も亦陣僧を從へて簡牘を掌らしめしが、儒釋兼學の陣僧にや勸められけん、諸將往々典籍を獲て國に歸りしは、神功征韓に圖籍を收めたまひしと相似て、文教の興隆に資せしや大なり、而して銅活と活字鑄工とも、亦此の時に彼より我に入り、慶長三年太閤薨去、其の翌四年には、家康早くも足利學校の三要に命じて、活版の孔子家語三略六韜を刊行し、五年には南禪寺の承兌をして貞觀政要を、十年には東鑑周易を、十一年には三要をして七書を活刷せしめしが如き、元和元年には銅活を鑄造して大藏一覽を、翌二年には群書治要を出版せしが如き、亦是れ征韓役の餘惠なり、是れより先き慶長六年には伏見に學校を設けしも、後ち寺と爲りき、翌七年江戸城中に文庫を設けて金澤本を收儲し、十年には惺窩の高足なる林羅山を召出して、經を駿府に講せしめ、與に論孟を討論せらる、此の時駿府には已に文庫ありて、收藏甚だ富み、羅山は兼て文庫を預り、家康は力を盡して古書を採訪し、慶長十九年の冬陣に入洛するや、直に摺紳の舊記を

探訪して、一本三通づゝを新寫せしめ、大阪の陣中に在りても、猶書寫の事ども沙汰あり、其の好學は天性に出づ、諸侯風を望んで、靡然として學に嚮ひ、武を偃せ文を修めて、儒學復興し、藩に學あり、邑に庠あり、以て長く世道人心を維持せしは、偏に家康の功と謂はざる可からず。

斯る名將を父として、幼より其の膝下に成長せし敬公が、いと嚴なる文武の教を受けて、特に心を文學に留められしこそ理なれ。

(一一)

駿府御讓本—玉禪の説—學問の大宗旨

元和二年四月前將軍家康薨去、御遺物を分賜ありしが、駿府御文庫預の林羅山は、十一月駿府に至りて、御文庫の官本を鑑別し、日本の舊記と希世の古本とは、之を江戸の文庫に納め、其餘を尾紀水の三藩に分れたりき、駿府御讓本と稱する者是なり、徳川侯爵の尾陽文庫に現存する御讓本目錄を観るに、金澤文庫本三冊、(續日本紀四十卷、欠本補寫、齊民要術九

卷、一卷欠ぐ、聖惠方初卷補寫五十一冊)和書古寫本二十七部、漢書古寫本十三部、(五山僧の筆跡多し、毛詩鄭箋毛詩正義にはオコト點を施せり、柳文十二冊の奥に、正和元年九月二十七日、於三武州六浦金澤學校一書寫畢、但中間四十二三卷遺之、追可レ書歟、江州貫人破泐聰達、行年三十三の跋あり、東坡紀年録は、應永二十七年龍阜萬秀山下云々の奥書あり、)和板數部、(韻府群玉十冊、略韻聚珍本一冊は五山板、其餘慶長活版多し、)唐本四十餘部、(明板)、朝鮮寫本二三部、(隨筆一冊、聽訟提綱一冊等)、朝鮮木板七十六部、(三國遺事二冊、其他詩文集の希本多し)、朝鮮活版三十八部、(治平要覽百二十九冊、一冊欠ぐ、杜氏通典七十五冊、大明會典三十五冊等あり、)すべて二百十部なりしと思ふ、予は纔に目を其一部分に寓するを得たりき、各本皆朱文御本二字の印あり、此は駿府御文庫の印なること世の知る所なり、當時御讓本の總數は此れに留まらざりけん、現に細野要齋藏本の市に出でし中にも、御本の印の下に、黒文「拂」の一字印あるものありて、坊間に流落せり、維新前藩儒の懇請に因て拂下げられしことありしにや、今現存御讓本を大別すれば、經の類二十餘部、史の類十餘部、子の類十餘部、集の類七十餘部、制度地誌其他雜書六七十部にして、漢韓の書は十

の八九を占め、國書は史の類五六部、制度三四部、詩歌集十三部なり、平田篤胤が玉禪に『御遺命ありて、駿府に御藏め有りける和漢の書等を、公子たちに御分配ありしに、御國書をば多く尾張の源敬公に賜ひ、漢土籍をば紀伊の南龍公に賜へりしかば云云』と記したり、予も此書に據りて御讓本には然る類別ありけるにやと思ひしに、今此の書目を見れば、敬公には多く漢籍をこそ賜ひたれ、舊記と古本とを江戸に納めし外、殊更に尾張へは國書を紀伊には漢書をとの區別あらざりしこと明なり、玉禪は何の據る所ありてか斯くは記しけん、篤胤論辯に長じつれども、痛く其の好む所に僻して、漢學者を攻んことのみを努めたれば、此の事も自説を援けん爲に臆測を記し、か、いと覺束なし。

駿府御讓本は、實に家康の遺命に出でしこと勿論なり、然れば敬公の心を文學に留められしは、亦乃父の遺訓を奉じて先業を紹述する者なり、篤胤が『御國學は長くも東照宮の始を興し給へるなり、(中略)敬公其御心を承け給ひて御國の學問を興し給ひ、古の道を明にして、神祇寶典類聚日本紀など御撰み有りける、』と云へるは不可なし、然れども篤胤が國學の事のみを説きて儒學に及ばざるは、其の一を知りて其の二を知らざる者なり、家康固り延喜式を

愛讀して、朝家の典例を講じ、和漢の古書舊籍を採訪して、心を制度格式に留めしは、創業の際、朝廷の儀式を興し、武家の作法を定めんが爲なりけん、其の舊記保存はやがて後世の國學復興に資せしこと固り大なれども、此の時未だ篤胤の所謂御國學を興せしにはあらず、家康は儒佛並に用ひて政治に資せしも、其の最も尊崇せし所は儒學に在りて、常に論語中庸を講明し、五山學僧の才を試みるにだに、論語の君子之徳風也の章を以しつ、是れに因て元寛の儒學勃然として興れりき、儒學興りて而して風教正しく、随つて國體の尊ぶべきをも知りて、國學てふ名目の下に國史を研究し、神道を闡明することにもなりぬ、此は家康興學の賜なれども、亦敬公の宏張鼓吹に因らずんばあらず、敬公乃父の遺訓を奉じて儒教を尊崇し、惺窩の學術を信じて道義の學を講じ、識見漸く長じて國史の研究に入り、神を敬し國體を明にして、風教の源を正したまへり、敬公學問の宗旨は實に敬神尊儒に在り、然れども其の研究と成績との順序は、尊儒より敬神に入りしなり、故に敬公文學の功を叙するに當りては、先づ筆を尊儒の事蹟に起さんこそ順序ならぬ。

元和式目の儒醫論—最初聘用の儒者

敬公の幼學は、駿府に於て林羅山に師事せられしことは前にも記し、が、年十五六に及びては、學問識見並に進みたまひしこと、元和式目の儒醫論に知られたり、幕府にて元和式目を定めし時、敬公年十六なりしが、耳に立つ一字こそ候へ、乘輿免許の處に、儒醫の兩道と見わたるが、當世武家に召仕はるゝ學生ごもは、道春を初め法體に候へば、儒とは申がたし、法服を着し僧綱を以て位階する輩なれば、壁書條目後代の龜鑑ならんには、醫陰とこそ有らまほしけれと申されけるより、儒醫を醫陰と書改められけるこかや、此は明良洪範、武野燭談、翁草、野史等にも引きて、世に名高き物語なるが、敬公は蓋し幼より儒學を尊信して、眞儒の何物なるかを知り、僧形僧官の時風を嘆きて、天下後世の爲に儒流の頹風を激し、眞儒の出現を希望せられし者なるべし、家康の羅山を待つに僧形を以せしは朝廷を憚りしか、又は帷幄の參謀に便なる者ありしが爲か、且羅山の師惺窩、佛より儒に入りしも、纔に數十

莖の髪を後頭に置きしのみにて、半僧半道の姿なりしより、其門下の儒生も亦之に倣ひて、圓頂道服をや着しけん、まして醫にして儒を兼ねし者をや、後世山崎闇齋に世儒剃髮辨あり、伊藤仁齋に儒醫辨あり、太宰春臺に儒醫論ありて、並に其の非を鳴らしたるが、始めて眼を此に着け、儒風を矯正せんとせし者は、實に十六歳の貴公子なる敬公にして、闇齋が世儒剃髮辨を作りし慶安四年に先つこと三十七年前なり、其の卓識高見こそ世にすぐれたれ、後ち水戸義公率先して儒員の改服を命じ、幕府も亦元祿三年に儒官の僧形を停止して、儒學の獨立を全くせしは、敬公の一言に基くとも謂ひつべし、大人君子の一言は、天下後世に大關係あること如此し、其の偉功は長く儒學史上に特筆さるべきにこそ。

敬公既に家康の遺書を受けてより、益その志を紹述せんことを思ひて、力を儒學に盡されけん、敬公行狀に據れば、既に壯歲に及びて周公孔子の道を篤信すとあり、初め京師の吉田素菴を召して史記通鑑などを講せしめ、尋ぎて堀杏菴を聘して侍讀兼醫員と爲せり、素菴杏菴並に惺窩の弟子にして、羅山の學友なり、杏菴は慶長十年其の師惺窩に従ひて紀伊に赴けり、紀伊の淺野幸長惺窩を聘して之に師事したればなり、二十七の十六年、遂に禍を釋きて

幸長に仕へぬ、惺窩の薦なるべし、幸長卒して弟長晟嗣ぎしに、長晟も亦杏菴を待つに禮を以し、其の駿府に參勤するや、必ず杏菴を從へつ、十九年四月杏菴駿府に在り、家康の命を奉じて爲政論を作れり、元和五年惺窩歿しければ、杏菴詩を作りて之を哭しき、是の歳淺野氏は封を藝備二州に移されしより、杏菴も亦從うて徙り、八年長晟に從うて江戸に在りしが、敬公の夫人は幸長の女、長晟の姪にして、尾藝の兩家は翁婿の間なり、杏菴は敬公の尊信せる羅山と同門にして、博學篤行を以て推され、羅山及び松永尺五、那波活所と共に四天王と稱せられし人なれば、是の歳敬公より淺野家に杏菴を貰ひ受け度旨申されけるに、長晟も外ならぬ尾州家の所望歎止がたくて之を諾し、杏菴を尾州家にぞ進らせける、是れ敬公の儒臣を聘用せられし始にして、時に公は年二十三杏菴は三十八なりけり、此より御合力米三百石を給せられ、後ち知行七百石を賜へり、(寛永十五年八月十五日)寛永元年三月二十六日、堀正意宅へ被爲成、此の節正意へ小袖二被下レ之など記録に見えれば、其の優禮知るべし、杏菴年譜に、杏菴尾張にて大學を講じ、力めて異端を排し、我儒の明德は有にして完備し、佛老の明德は無にして空虚なるを説きければ、聽く者心服せざる莫しとあり、又翌

年は近衛信尋公の請に因て大學を講せじが、公は素と佛説を信せられしより、討論再四、終に心折しぬとあり、大學は杏菴の得意にして、常に佛老を排せしにこそ、敬公夙に羅山を師として、素養已に久しく、今又杏菴を得て、進修怠らず、其の長進知るべし。

(四)

聖廟創建の功—上野の先聖殿

王霸の跡に就きて武臣を褒貶する者は、往々其の罪咎を張りて其功德を掩ふを免れず、是れ彼此一時の見にして、固り百世の公論に非じ、源の親房は王政恢復を以て志と爲しながら其の北條氏を論するや、泰時の賢にして政治の功甚だ大なるを稱へたりき、公允平正の見は後世史論の法と爲すに足れり、若し親房をして家康濟世安民の治を觀せしめば、之を稱すること果して如何ぞや、其の文學を好み名教を崇びて、三百年の教化を開きしこと、鎌室二氏の及ぶ所に非ざればなり、然れども家康の時猶草昧に屬し、伏見の學校は後寺と爲り、林羅山の學を京師に立んと請ひしも行はれずして、紗誦未だ興らざりしに、敬公に至りて其の遺

志を繼ぎ、聖廟を創建して以て瞻仰の標を立て、釋奠を復興して以て觀感の方を示し、天下の人心をして趨嚮する所を知らしめしこそ、乃父家康の偉烈にも劣らぬ大功なりけれ。羅山文集の武州先聖殿記に據れば、羅山が別墅の地を上野の忍が岡に賜はりしは、寛永七年庚午の冬に在り、且營築の費をも給せられけるより、家塾を構へ書庫を建てしは翌八年の事なるべし、敬公因て聖廟を此に立てられしは、崇儒尊師の餘こそ聞わたる、聖廟營築の奉行は、公の家人安倍勘兵衛良長、上野小左衛門資行にして、大工棟梁は平内越前掾正信、權大工は平内正俊なり、(先聖殿經始記には、匠師平内大隅某とあり、大隅は正俊が名にや)何日比より着手せしかは分明ならねども、寛永九年六月十八日には上棟式ありて、大工等に單物帷子等を下され、七月二十四日には、孔子及び顔曾思孟の聖像五體出來(經始記に據れば聖像は平内大隅の彫刻なり)八月二日には作事すべて落成のよし記録に見えたり、羅山が文に「輪奐葺飛、不日にして而して成る、其の制は他に異り、尋常宮室の例の若きに非ず、我が朝は昔其の名あるを聞くに雖も、如是の形模は未だ之あらず」と記せり、敬公が如何に聖廟の古制を研究して、輪奐の美を極められしかを知るべし、斯くて敬公は聖像を其の中

に安置し、自ら先聖殿の三大字を書して額と爲し、其の額の四邊には花鳥を彫り彩色を施したるを掲げしめ、祭器をも悉皆具備して之を寄附せられければ、羅山は古の國學と雖も加ふる能はずと喜び、治平全盛の功効なりと頌し、更に畫工に命じて、伏羲以下孔子に至る迄の十一聖、并に顔曾思孟周子二程張邵朱子等の像二十一幅を畫かしめて、之を殿中に藏し、詩を作りて其の感を述べたり、其の詩に曰く、

道叙三綱一家國全。學因四代古今傳。半祠草創卯金日。釋奠權輿大寶年。威風感時雖

避地。袞龍贈位久飛天。武州精舍雀相賀。聊採溪毛可薦籩。

寛永癸酉二月丁卯五日

道春拜書

敬公は去年の冬參勤ありしに、是の歳二代將軍薨去の爲に引續き在府、此の冬も歸國なかりしかば、先聖殿落成の後ち、屢駕を此に枉げられけるが、翌寛政十年には、羅山始めて釋奠を先聖殿に行へり、杏巷年譜に、十年癸酉(四十九歳)先生江戸に在り、春二月上丁の日、林子門人と江戸府學に釋菜し、先生も預れり、後ち釋奠儀一卷を著はすとあり、杏巷は釋奠に預りつれども、此の日敬公の之に臨まれしこと、諸書記載する所なければ、此の釋奠は固よ

り羅山の行ひし所にして、敬公自ら孔子を祭られしにあらざること明かなり、然るに敬正二祖雜記には、敬公釋奠の告文あり、其の年月は正しく寛永七年二月十八日にして、忍岡釋奠の日と同じく、いと紛らはしけれど、此は必ず名古屋城中に行はれし釋奠の文なるべしと思はる、委しく後に記すべし、其は扱置き、此に至りて長く廢典に屬したりし釋奠も再興せられ、三代將軍家光も(是の歲四月十七日)此の先聖殿に詣で、其美舉を稱し、羅山に命じて書經を講せしめられしより以來、絃誦の聲洋洋々として絶えず、二十九年目の寛文二年には、殿屋稍損し、柱根蠹朽し、檐傾ぶき垣壞れけるより、四代將軍家綱修繕の費を賜ひて重修あり、羅山の孫鳳岡文を作りて之を記したり、五代將軍綱吉に至りては、二たび此に參拜あり、後遂に大成殿を湯島に立てられしは、五十八年後の元祿三年にして、翌四年二月七日、忍岡より遷坐あり、後ち回祿に遇ひしも、聖像は恙なきを得つ、近來孔子祭を大成殿に復興せしも、亦敬公の遺澤なりけり、彼の忍岡聖廟の址は、今の山王臺の邊とかや。

(五)

名古屋城内の孔子堂—先聖殿の額—釋奠

敬公が忍が岡に聖廟を建られし事蹟は、諸書に特筆せられて世に知れ渡りたれど、是より先數年前、名古屋城中にも孔子堂を立て聖像を祀られし事蹟は、世人未だ遍く之を知らざることを口惜しけれ。

名古屋城内孔子堂の史證は、羅山の文最も古くして正確なり、其が拜三尾陽聖堂の文に據れば、寛永六年己巳十二月六日、羅山は京より江戸に歸る途すがら、尾州に赴きて敬公に謁したり、時に敬公は成瀬隼人正(正成の子正虎)が宅に在り、隼人正は竹腰山城守が婿なれば、饗應を設けし爲なりけり、未刻敬公城に歸られければ、羅山も亦從へり、坐定りて而る後に孔子堂を拜せしに、特書塗の小厨子の中に、堯舜禹周公孔子の金像を安置しつ、前に机あり、机の上に邊豆俎瑚璉犧尊雷尊等あり、其前に方机あり、机上に筮筒あり、龜背の上に卓て、又香爐等あり、左右壁畫は五色にして、樂器も具れり、其聖像の厨子の前には金欄の帳を垂れ、其前に兩扉あり、石を築きて基と爲し、地より高きこと四五尺許、堂下に花塙數畝

あり、其傍に文庫あり、書籍殆ど千部に及べり、晩に及びで食前に侍りしに、海陸の膳差多く陳べたり、且芳茗をも賜ひ、燭を乗る比には音楽始まりけるが、樂は五鹿の章、太平樂、延喜樂、青海波、越天樂、新鞋鞆等なり、敬公も自ら箏を弾じたまへり、樂闋りて羅山は罷出ける、斯くて御使者山田治太夫羅山の旅宿に來りて、白銀若干を賜はりしとなり、敬公時代御記録にも、「十二月六日、林道春名古屋に相越、登城御逢有之、聖像拜禮、畢而御饗應、音樂被三仰付、御手自箏御彈被遊、道春退出後、旅宿へ御使を以銀子被遣之」とありて、羅山の文と符節を合するが如し。

徳川侯爵家には、今猶敬公奉祀の金像五體を藏したり、眞鍮鍍金にして、其丈各六寸五分乃至七寸五分、容貌冠服、皆精巧を極めたり、或は明人の作にあらざるか、但し其の箱書には伏義禹王文王周公孔子とあり、明倫堂始原にも、伏義禹王文王周公の金像は、後ち明倫堂東聖堂の小廡の櫃中に在りと見えて、羅山の文と符合せず、伏義と稱する金像は、額に肉角ありて被髮草服なれば、他人と紛ふべくもなきに、羅山の文に見ぬは訝かし、猶後考を待たざる可からず、然るにても此の孔子堂は何年比に創建せられけん、敬公に關する記録を涉獵

せしも、絶て記載を見ざるは儒學史上の憾事なり、唯羅山の文に據りて、寛永六年以前と推定するの外なし、或は元和八年に杏菴を聘せられし後の事にもや、是れ實に忍が岡の聖堂に先だつこと數年にして、徳川氏と爲りて以後、孔子を祭れる最初なり

敬公自筆の先聖殿三大字の額も亦藏して徳川侯爵家に在り、金泥文字にして、額縁は雲龍高彫、幅は二尺、長さは二尺六寸、裏面には寛永十年癸酉二月丁日從二位行權大納言源朝臣義直書の廿四字あり、忍が岡聖廟の額は、四邊に花鳥を彫りて彩色を施したること、新川本敬公實録に見ゆ、必ず是れ古記録に根據するなるべく、此の雲龍高彫の額は、忍が岡の物に非ずして、名古屋城中の孔子堂に掲げし者なるや明かなり、彼の敬正二祖雜記に見ゆし釋奠の祭文も此の額の裏書と年月相同じ、其の文に曰く、

寛永十年二月十八日、從二位權大納言源義直、敢昭告于先聖文宣王、惟王固天攸縱、誕降生知、經緯禮樂、闡揚文教、餘烈遺風、千載是仰、俾茲末學依仁游藝、謹以制幣饗齊、盛庶品、祗奉舊章、式陳明薦、以先師顔子等配坐、尙饗。

寛永十年二月十八日、從二位行權大納言源朝臣義直、昭告于先師顔子、爰以二月十八日、

率ニ遵故實、敬修ニ釋奠于先聖文宣王、惟子等或服ニ膺聖教、德冠ニ四科、光ニ嗣儒風、貽ニ範千載、謹以ニ制幣饗齊、奏盛庶品、式陳明獻、從祀配神尙饗、

大日本教育史資料には、名古屋の城内にも孔子堂を營み給ひ、唐銅づくりの聖像を安置し、二仲の祭典を修し給へり」とありて、金像の外に孔子の銅像ありしと見えたり、後三代誠公(泰心院殿)の時、儒員並河自晦拜領して奉祀したりし聖像は即ち是か、予因て竊に之を按ずるに、敬公初め五聖の金像を獲て孔子堂を建られけるも、幕府未だ聖廟を建てざるに因て、謹慎なる敬公は憚る所やありけん、釋奠の禮をも行はれず、後ち自ら幕府儒官の爲に忍が岡の聖廟を創建するに及びて、配享從祀の制をも考究し、名古屋城内の孔子堂も忍が岡同様にせんとして、新に銅像を鑄造し、寛永十年始て先聖殿の額をも掲げ、城代(此の時敬公在府)をして釋奠を行はしめ、二仲の祭典此の歳に始まりしにあらざるか、教育史資料祭儀の部に載せし名古屋藩慶應三年釋奠の祭文は、此の寛永十年の文と同じ、釋奠此の時に始まりしより、世々此の文を襲用するにや、姑く記して後考に供するになん。

(六)

孔子堂の形と所在——八角堂

扱此の孔子堂は、名古屋城内の何處に在りしか、松井甫水の敬公御德義に近松茂矩が註して「源敬様儒學専ら御習學ありて、御深井の内に、御學問所を八角に建てさせられ、真中に聖像を安置あり、前後左右に書櫃をつみおかせられて、其の中にて御讀書ありし由、御他界の後、いつの比にや毀ちたみ置きしを、維摩院僧正が願うて賜はりて、堀川西側納屋橋の下の別院に建立す、今八角堂と云て、佛像を納め律院とす云々」とあり、羅山の文に據れば、孔子堂は高さ四五尺許りの石壇の上に在りしやうなれど、其形は分明ならず、堂下に花塙あり、傍に文庫ありと見て、孔子堂と文庫とは、別に建設されしこと、羅山の目撃に徴すべく、孔子堂を御學問所と云ひ、堂中に書を藏せりと云ふもの、茂矩傳聞の誤りなるべきも、孔子堂の形は八角にして、深井丸に在りしとの閉書は事實を得たらんか、金城温古録御城編御奥の部に、「聖堂は敬公御創建、御山(權現山)西麓の處南面に在りしとなり、御開基の年月未詳、其の堂形八角、内には金像の五聖七十二賢を御安置、先聖殿と御染筆の額あり、其の

後維摩院の智鋒僧正律院創建の時、此の堂を下さる、今堀川の法藏寺八角堂是なり」と云ひ、又「奥御文庫は元聖堂の地よりは西の御曲輪副に在り、寛永六年巳の冬、堀正意御許ありて御書籍を拜見す」云々と記せり、同書には前の聖堂の處にも、寛永六年堀正意聖廟拜禮を許されし事を記し、此處にも正意御文庫を拜見すことあれど、敬公の孔子堂創建は、杏菴にも御諮詢の上なるべく、儒員兼醫官として公の左右に在りし杏菴なれば、疾くにも孔子堂及び文庫を拜見せしなるべく、皆是れ羅山の誤りならん、且聖堂に七十二賢の金像ありしやうに記せるも傳聞の誤りなるべし、然りながら孔子堂并に文庫の所在は蓋し根據あるべく、今の堀川の八角堂が、敬公の立てられし孔子堂の遺物なりと云へる傳説も、亦信すべき節あり、彼の雲龍高彫の先聖殿の額は、尊壽院に在りしを、何日の比なりけん、見出して引上げられしと見ゆ、當時寺社吟味役井田助左衛門の調書あり。

一先聖殿と御座候御額之義、粕谷甚助に承合候處、御宮の御額とは相合不申、先年維摩院に被遣候八角堂は、御庭内に源敬様御建立被遊候聖堂の由前方承申候、若此の額にても有御座一哉、瑞龍院様(二代光友卿)御代、唐桑にて八角の御厨子なども出来、其の内

へ聖像の類御入被成候儀も御座候、其の外右御祭事之御道具も出来申候。

一右御額先年より宮附に候哉、界如院僧正の時分、客殿にかけ置申候處、先聖殿と御座候故、人々彼是申なし候に付、下げ申候て御寶藏の二階へ上置申候。

一右八角堂、界如院律院取建之頃被下置候由にて、御庭より西水主町法藏寺律院に引取申候由、淨行院申開候、此の節右御額尊壽院へ遣し置申候様に相見申候。

宮とは東照宮にして、尊壽院は其の別當なり、界如院とは即ち智鋒僧正が事にや、二代光友卿の時、聖像を安置せん爲に、唐桑にて八角の厨子を作れりごあるは、年経て孔子堂の額敗せんとするより、疊みて保存し、其堂形に象りて八角の厨子を作られしにもや、孔子堂の形八角なりしこと、益信す可し、扱其の疊み置かれし孔子堂を拜領して作れりと云ふ八角堂は今西水主町の法藏寺内に在り、予れ嘗て一遊して、堂に入て之を觀しに、堂は八角にして五間四面、窓の形扉の狀も、尋常に異りて面白く、柱は圓くして黒塗り、古色掬すべし、材木は木曾の麝香檀と云ふ木なりとぞ、其の昔は堂内に磚を敷きしなるべし、すべて唐めきて佛宇に似ず、其の寺傳に據れば、八角堂拜領は享保九年七月の事にして、御小納戸吉田甚

左衛門より「今般律院取立、御城御深井丸に疊み有之候八角堂被下候由、江戸より申參候旨」を申聞けられしとあり、此は實に七代宗春卿の時なり、さしも敬公の丹誠を抽んで天下に率先して創建ありし名古屋城中の孔子堂は、此に至りて浮屠氏の香花の場と爲り訖ぬ、彼の先聖殿の額は此の時東照宮の別當が許に遣はされけるも、敬公在天の靈や呵護ありけん、再び侯家に復歸し、三百年後の今日までも、其の子孫に寶藏せられて、藩祖尊儒の記念と爲りぬるぞせめてもの幸ひなりける。

(七)

足利學校の子路の像—杏菴睦子往復の書—北條早

雲の篤志

敬公は孔子を尊崇することいと深く、聖廟配享從祀の古制にも明かなりしは、足利學校に於ける逸話にも知られたり、此の事は諸書に見えたるに、其の詳なるは堀杏菴が中山日録に出でたり。

寛永十三年の事とかや、日光の東照宮を造替ありて、遷座を行はるべしとて、三代將軍參詣あり、敬公は三月二十九日名古屋を發して、木曾路より直に日光に赴かる、堀杏菴も御供なり、四月十日足利に至り、足利學校に詣でて聖像を拜し、顔淵子路の畫像をも觀られしに、子路の像に疑ひを容れ、延喜式に據れば、州郡の學校は顔淵閔子騫をこそ從祀すべけれど、杏菴をして書を校主明徹和尚に與へて仔細を問はしめらる、明徹は第十一世にして、甲斐の人、名を祖徳と云ひ、睦子と號し、再び建長にも住せし人なるが、答書を贈りて其の由來を告げたりき、其の贈答の書は、亦是れ教學史の資料なれば、此に原文を掲げん。

與學校主人書

杏菴

謹啓、野州學校堂頭老師座前、僕自詔齡志學、欲此游者日奄矣、今茲從我亞相君之駕而達素願矣、一生之大幸也、不投刺而與老師交眉宇、拜先聖像、又拜先聖及顏淵子路畫像、幸之又幸也、然而官事無鹽、談在一瞬、是幸中之不幸也、仄聞本邦上世、朝廷建大學寮、以宿儒老師爲寮頭、舉學曹得業生、擇其善者而從之、諸國設學校、遣學生員、令掌教授、朝廷以先聖先師爲配享、九哲從祀、是模唐朝釋奠禮法、州郡不能備

禮、故祀先聖、以顏淵閔子騫爲從祀、延喜式之所定也、今言顏淵子路、願聞其說、蓋朝廷之所命歟、抑又東郡國主之所祀歟、學校先師之所傳歟、且又足利建學校、始於何時、以何人爲開基主歟、誨示則平生之素願不空、而今日之官游有益而已、且春秋二丁釋菜者、從唐宋之例歟、本邦之所改歟、併示諭爲幸矣、中世以降、蠻夷猾夏、朝憲久廢、而帝都無大學寮、諸國亦不聞有學校、此地獨存、是韓陵一片石、而我道之不絕如棧、老師當仁、若能輔導斯文、則後世晚學、必可有聞風而興起者焉、然則何幸如之、是我之所欲、而老師之教育人材、亦不外焉、老師其懋哉、謹啓、四月十日

答書

陸子

謹啓、尾州之大儒正意法眼之旅簷下、抑野州足利之學校者、往昔仁明帝之聖代、小野篁之所開基也、古老之所傳、不知其實矣、經年而後、久中絶矣、自中興開山快元先生、至第六世文伯先生、而從祀先聖之儀式雖有之、文伯在座之内、屋宇有回祿、而清規之書籍盡爲灰、唯以口說傳而已、又不識實否矣、先聖之畫像、並顏淵子路之畫像、以子路像可爲閔子騫旨、亞相君之所宣、况建喜式之所記、豈可及異儀哉、雖然快元先生五世東井先

生之時、伊勢早雲港主寄進之裏書、并河内公子路像之外題歷然、誠傳錯來者乎、全非子迂濶、又於當庠春秋二丁者、第七世九華先生之代、自小田原亂入于當庠再三、第八世宗銀先生代、關白秀吉公關左騷屑、以故寺社領悉沒收之、然間當庠亦然也、其次秀次公爲奥州下向、而舍下總國、當庠第九世三要先生、行以拜謁矣、公曰、可移當庠於洛陽矣、三要諾矣、以故先聖之畫像、并額、書籍等、皆以赴洛陽矣、厥後公於高野伏誅刻、東照大權現御在洛、以嚴命當庠什物還于此矣、如此分崩、離析故於當庠釋奠之儀式、久廢亡矣、右旨趣於御點頭者多幸、謹答、寬永丙子孟夏十有一日、陸子再拜

陸子の答書に見えし快元、文伯、東井、九華、宗銀、三要は皆僧徒なるを、先生と稱して和尙と稱せざるは、足利學校の古例なり、一劍に杖つきて關八州を蹂躪せし北條早雲が、心を名教に留めて、聖賢の畫像を寄進せしは、流石に空手にして後北條氏の基業を開きし人傑の所爲なり、秀次の濫暴なる、千年の舊蹟をして一朝滅亡せしめんとせしこそ、誠には名教の大厄、危しとも危かりけるを、幸ひに家康に因て、洪寶を永久に保護せし難有き、敬公心を文教に留めて、絶を繼ぎ廢を興すに汲々とし、釋奠の禮に眷々たること如此くなりし

は、眞に家康の子たるに恥ぢず、斯くて學校は敬公の言に従うて、子路の像を閔子騫に改めたりとかや。

(八)

神道と羅山||行基の神佛混淆||杏菴の國學||伊勢の神書寫取||伊豆權現緣起考訂||遷宮式訂正

敬公は儒を尊ぶと共に神を敬せらる、敬神の誠は、發して神祇寶典の撰述と爲り、神佛混淆の非を辨じて、神名を正し神道を明かにせり、是れ本地垂迹の時代思想中に在りては、誠に暗室の一燈なり、而して其の淵源は實に林羅山にこそ出でたりけれ。

羅山の著に本朝神社考あり、佛氏隙に乗じて而して來り、彼の西天の法を移して、吾が東城の俗を變じ、王道既に衰へ、神道漸く廢れ、而も其の異端は我を離れて立ち難きを以て、故に左道の説を設け、伊弉諾伊弉册とは梵語なり、日の神は大日なり、大日の本國なるが故に、名けて日本國と爲し、或は其の本地は佛にして、而して垂迹は神なりと云ひ、遂に神社佛寺

をして混雜して疑はず、巫祝沙門をして同住して居を共にせしむるを慨き、此の書を作りて之を辨せし者なり、按ずるに神佛混淆の弊は行基に始まり、聖武帝佛を崇んで東大寺を建立したまふ時、流石に伊勢の大神を憚らせたまひ、佛舍利を行基に授けて神意を窺はしめられしが、老黠なる行基は神託を偽造して、實相眞如の日輪は、生死の長夜を照却し、本有常住の月輪は、煩惱の迷雲を燦破す、我れ今遭ひ難き大願に逢うて、渡に船を得るが如く、又得難き寶珠を受けて、暗に炬を得たるが如し、師其持てる舍利をば、飯高の郷に藏め埋めて、以て邦家に頼せよと、大聲に唱へたまひきと奏しければ、帝悦ばせたまひけるも、猶疑ひ思召しけるに、日輪是盧舍那佛の御夢に感激して、金銅盧舍那佛建立あり、間もなく陸奥に黄金を出しけるより、帝は是盧舍那佛の慈福なりとて、自ら三寶奴と稱しつゝ、恩を謝せられしも、誠は當時の陸奥國守百濟王敬福は、朝鮮人の子孫にして、朝鮮は古より多く金を産するより、自から金山發見の智識ありしに因るとは、史家の論ずる所實にも左あらん、斯りしより以來、神佛同體の説起り、高野山の空海も、行基の故智を襲ひて、兩部神道の祖と稱せられ、後世吉田派の神道起れるも、亦神面佛心を免れずして、羅山の時代に至る迄、

神と佛とは水波の隔を以て理想と爲し、神佛を混淆するや實に一千餘年の久しきを經つ、此の時に當りて羅山儒學を講明し、兼ねて國史に通じて、神道の衰へたるを慨き、此本朝神社考を著はして、神佛混淆の弊を正し、以て上代の遺風餘烈を發揮せしは、誠に是れ大儒の卓見なり、敬公は實に神道を此の大儒に受けられたりき。

羅山年譜に、「初め先生駿府に在りし時、既に義直卿頼宣卿頼房卿に謁しき、故に三卿共に善く之を遇せらる、曾て義直卿の求に應じて、神社考詳節、宇多天皇紀略等を作り、常に本朝の故事を談じ、頼宣卿の求に應じて棠陰比事該解を作り、且つ屢法律の事を問はれ、頼房卿の求に應じて、神道要語を抄出せしが、頼房卿の嫡子羽林光國卿は、好んで詩文を作り、屢贈答ありき」とあり、(原漢文)是に因て之を觀れば、羅山は駿府に於ける三公子の幼馴染にして、幼學の師とも稱すべきのみならず、成長の後も、疑ひを質し教を受けられけるが、特に敬公は神道及び國史を羅山に受けられしを知るべし。

敬公の聘用せられし堀杏菴も亦國典に兼通したりき、其の年譜に、慶長十四年菊亭右府の職原鈔を講ずるを聴聞し、職原鈔解を作りしこと、及び元和元年には紀州に在りて、松雲をし

て源氏物語を講せしめ、其の訓義を正せしことも見わたり、蓋し羅山杏菴の師なる惺窩は、冷泉氏にして和歌の家なれば、儒を以て家を成し、も、和歌和文をも善くし、皇國の學にも通じたりしより、其門弟子も亦和漢に兼通する學風なりけん、然れば敬公杏菴を得て、儒學と國學との講究に益を得られけんは言ふを待す、杏菴聘用の翌々年なる寛永元年には、杏菴をして熱田神宮の官符を寫し寶器を検し、大宮司及び社僧等と與に祀典を議定せしめられ、同じく七年二月には敬公伊勢に參宮あり、内外宮に謁して銀各十枚を獻じ、神官に鏡石の所在を指示し、禰宜に命じて林崎文庫を開かしめ、神道の書數十部を得て、其珍書を寫さしめられしが、御供したりし杏菴も亦自ら寶基本紀神祇本源等を寫せりと云ふ、此は神道講究の資料なりけん、斯て城内に建てられし文庫には、和漢千餘部の書を收儲せられしを以て、敬公の學日に進みて識見日に長せしなるべし、寛永八年大猷公の疾を問ひて、歸途熱海に至り、走湯山般若院に遊びて、伊豆權現の縁起を閲みし、頗る誤謬あるを考訂して奉納ありしが如き、是の歳眞清田の祠を修めて、杏菴に上梁の文を書しめ、公は遷宮の儀式多く誤れるを訂正し、且祝詞を撰びて祠官に賜はりしが如き、以て其の造詣の深かりしを證す可し、敬公

神祇寶典を思し立れしは、何の年なるを知らねども、正保三年に至りて神祇寶典は成れりき。

(九)

神祇寶典—神道の秘蘊—神儒合一論—神の訓義—

神經—神道正宗

神祇寶典の序には、正保三年二月初日從二位行權大納言源朝臣義直と署せられたるが、先づ神道の大意を説きて、夫れ本朝は神聖の誕生して棲舎する所なるが故に、推して神國と稱し、其の寶を神器と號し、其の大寶を守れば則ち神皇と曰ひ、其の征伐には則ち神兵と曰ひ、其の由て行ふ所は則ち神道と曰ふ、神武帝始て天神を祭り、崇神帝は社地神戸を定め、垂仁帝は天照大神を伊勢に移し崇め、文武帝は令に神祇の位を定め、醍醐帝に至りて式内式外あり、後朱雀の長曆中、宗廟社稷諸氏祖神を分ち、君臣をして齊明盛服の禮を存し、敬遠威格の意を致さしむ、聖人の神祇を尊び、祭祀を愼み、人事を重んずるは、本朝漢土皆同じと云ひ、更に神佛混淆の弊を指摘して、式中に社名あるは衆く、神名あるは寡し、後世文獻

足らずして徴し難し、況んや又浮屠流傳して神佛紛亂するをや、彼れ謂ふ佛は忉利天に在るを本と爲し、摩耶の胎に託して世に出現するを迹と爲し、本迹異なりと雖も不思議は一なりと、因て附會して佛を本と爲し、神を迹と爲し、本地垂迹の名暴に起り、異域の鬼類を取りて本朝の英靈を亂る、是れ神書の未だ嘗て言はざる所、既に其の名を失へば、則其の徳業を失ふ、吾れ之を憤ること年久しと説きて、本書撰述の主意を明にし、本書は延喜式の神名ある者は舊に依り、神名なき者は之を日本紀、古事記、續日本紀、古語拾遺、姓氏錄に考へ、諸を國史、實錄、舊記、博士家集、并に雜抄援く所の風土記等に按じ、中臣卜部の説く所、卜祝隨役の述る所、毎社緣起の記す所、郷老村叟の話する所を參詣して、神名を表するここ數百千社なれば、庶幾くは本朝の神名正しくして、彼の鬼類の紛雜する所と爲らじ、是れ聖人正名の意なりと云へるが、其の書たるや、宗廟に始り、次は宮中、次は京師、次は城州、次は畿内、次は諸國七道二島にして、式外の神も、淫祠に非ざれば附載し、別に神器の圖を附して、共に十卷と爲せり、敬公は序文の末段に神道の秘蘊を發して曰く、嗚呼神意人心、本是れ一理、器を以て之を言へば劔鑿鏡なり、道を以て之を言へば勇信智なり、鏡は文

也、劍は武也、是日神の皇孫に授くる所以、累世帝王禪繼即位の時に則を取る所以の者なり、若し之を擴むれば、堯舜禹の咨命と雖も、亦何ぞ之を追尋せざらんや、即ち是れ王道なり、儒道なり、聖賢の道なり、易に云く、聖人神道を以て教を設けて而して天下服すと、此の序載せて羅山文集に在り、蓋し敬公の意を承けて代作せし者なり、其の劍聖鏡に配するに勇信智を以するの説は、源親房の神皇正統記を祖述せし者なるが、鏡劍を以て文武に配せしは、最も敬公の宏識卓見を見る、親房は儒佛二教を以て神道の助と爲せる、頗る雜駁を嫌ふも、敬公は神佛混淆を排して、却て神儒合一を主張したるは、實に其の創見にして、後世神儒併行論の祖と謂ふべし、敬公嘗て神の訓義を釋して、「神道に神の字をカミと訓するは、鏡の約りにて、カガミの濁音ガを中略したるなり、靈照にして濁らざるこそ神の心なれ」と云へり、神意人心本と是れ一理と云へれば、人心も靈照鏡の如くなりと爲すなり、敬公固より宋學を信奉せらる、此の解頗る朱子の虛靈不昧の説と相似たり、宋學と神道との抱合は、關齋に始まらずして敬公に本くに似たり、是も亦神儒合一の見より來るなるべし、世を擧げて佛説に惑溺して、神も佛も見分け難き混亂紛淆の渦中に、千年の迷妄を破りて、三教の眞

義を明かにしたる敬公は、實に中流の砥柱とも謂ふべし、維新の後、神佛混淆を禁せらるるや、宮内省は本書を借りて參考資料に供したりと云ふ、神祇寶典十冊の表紙は、牡丹菊梅唐草模様にして、表題は紫系の刺繡麗はしく、内一冊は着色の神器の圖なるが、傳家の洪寶として徳川家の尾陽文庫に在り。

敬公は更に神經とも謂ふべき神書を撰述せん志を立てられ、儒員熊谷活水をして書經を講せしめ、神道と合ふ者ある毎に附箋し、公の意を以て立言起草せしめられけるに、間もなく薨去ありしより、書を成すに至らざりしはいと惜むべきなり、神道の書は別に神道正宗一冊あり、此は中臣禎の解なり。

(十)

類聚日本紀—史學上の識見—水戸義公學問の淵源—

撰述書目

敬公撰述の書に類聚日本紀七十冊あり、敬公の序に、正保三年十一月とあれば、神祇寶典よ

り稍後れて業を卒りしと見ゆ、其の編纂に與りし者は、昔咄に、深田正室、武野安齋、堀
 勘兵衛等なりとあり、其の序は駢體にして瑰偉宏麗なるが、日本書紀、續紀、後紀、實錄の
 書を纂めて、上は神代に起り、下は光孝に止り、之を編次し之を類聚し、之を舊事記、古事
 記、及び野史小説雜錄群書に考へ、異説を一事の下に分註し、又神代系圖一卷帝王系圖三卷
 を著はして卷首に附し、總て一百七十四卷、浩瀚なる大著なり、「庶くは天下後世と與に之を
 公にせん」と記されたれば、世間に刊行されん筈なりけるも、未だ幾くならずして堯去あ
 りしより、空しく家に藏せられしといふ、予れ未だ其書を通讀せざるを以て、史筆如何を評
 するを得ざれども、敬公史學上の見識も亦必ず凡ならざる者ありしならん、且神道を講じ國
 體を明にして、忠愛の心を涵養ありしは、國史の研究に得る所なるべし、敬公遺事攬要に、
 「左少將義行朝臣より、天野信景に賜ふ所の書に曰く、寛文の初、弘文院春常に、通鑑を
 改めさせ可レ給旨命ありて、諸國の記録是に聚りしが、或時春常堀氏に被傳しは、我等發
 する事ありといへども、京都を恐れ、國郡を司る輩を憚て猶豫す、今尾陽義直卿の在
 世にておはしますか、松平式部大輔忠次の存命にてあらば、補ひ度事あり、大友皇子を正統

に仰ぎ、吉野の帝を皇統に備へん事を願ふといへども、ともにかたらん人當時になし、歎か
 しきかな云々」の一節あり、義行朝臣は敬公の孫にして、支藩なる濃州高須の城主なるが、
 文を好み書を嗜みて著述なごもあり、堀氏とは杏菴の長子にもや、鵜峰南朝を以て正統と爲
 さんと欲し、敬公にして世に在らば、此の事を謀らんにとて思慕に堪へざりしを觀れば、敬
 公は嘗て鵜峰と正潤を論せられし事ありしと見ゆ、其の史論も亦推知す可きなり、同じ書に、
 磯谷正卿の話を引き、水戸義公の深く學問を好まれしは、叔父君敬公の御世話に依れりと、
 彼の家の儒臣物語りしよし、堀氏物語を松平君山より承れり云云とあり、敬公薨去の慶安
 三年には、義公は年二十三にして、叔姪の間柄、親しく指教を受けられし日月久しからずと
 爲さず、水戸文學の淵源、蓋し敬公に在らん、而して大日本史の正潤の説も、亦或は箇中よ
 り來りしにあらざるか、記して後考に供す。
 以上數書の外、敬公の撰述いと多し

敬公撰述書目 (悉皆未刊)

○神祇寶典 十冊

○神道正宗 一冊

○類聚日本紀 七十冊

○成功記 十八冊

の功烈を表彰せし者也。

○御年譜 五冊

○御系譜 一卷

○祖父物語 一冊

○軍書合鑑 一冊

○軍證志 三冊

○軍書萃言 一冊

○初學文宗 一冊

なり。

○君戒 一冊

源氏の始祖眞純親王に始まりて家康薨去に終り、乃父乃父家康の年譜にして、正保三年四月十五日の序あり。徳川氏の系圖にして、四代將軍家綱の正保任官に終る。清須の喜左衛門といふ老人の物語りし故事の聞書。片假名軍法の書。古合戦の批評。兵書の拔萃。人生れてより七十歳に至る迄の心得にして、庭訓の書なり。

○君戒 一名御寶訓。

其の外公卿補任の増補は、後水尾上皇の御覽に備へられしに、上皇官本を以て考訂したまひて、二代光友卿に賜へりき、公嘗て世上流布の年代記に誤謬多きを以て、深田正室に和漢年代記の編纂を命せられしが、薨去の後にこそ稿を脱しけれ、公好んで貞永式目を讀みて泰時の賢を稱し、但し今の時代に合はずとて、損益を新開宗菴に命せられけるが、此も成就を見たまはざりき、又能書の家臣石原民部に命じて千字文を大書せしめ、其の下に草書を書かせて板行あらんとせしも果さざりき、其の外編撰に着手して卒業に至らざりし書も多かりしといふ、敬公又河間東平を慕ひて、篇籍を收儲せられしが、中には希本珍籍に乏しからず、羅山延喜式の跋に、一部五十卷の内、第十三卷闕けしを、敬公九條殿の祕本を借寫して全備したりとあるが如き、出雲風土記一冊を出雲の日御崎祠に納められしが如き、篤好の擧は枚舉に暇あらず。

(十一)

學風と學力||朝典研究||詞藻

敬公の學は神儒合一に在り、神道儒教を打ちて一丸と爲すに在り、好んで禮と易とを讀み、又力を論語に用ひられしは、家康の家法なるべし、蓋し敬公は羅山杏菴に因て惺窩の學風を傳へ、程朱性理の説を信じ、朱子學の信條なる敬の一字を以て修身の要訣と爲し、は、後篇述る所の性行に徴すべし、公は朱學を受くといへども、經を解くには必ずしも新註に拘泥せずして發明ありしが如し、寛永七年十二月十七日、江戸參勤に丸子止宿の朝、敬公朝餉まる折しも、御供の堀杏菴も御前に在りて酒をたべけるに、宇都の十だんごを、相川某名を替へし祝として奉る、酒已に三行、杏菴が間食を欲し酒を好むとを笑はせたまひて、論語に沽酒市脯不食と云ふは、朱子の注せしごとく沽市共に買也と心得たるや、明人の新注に別義なきかと問はれ、杏菴存せぬよし申しければ、敬公曰く、沽酒は一夜酒なり、熱せずして腹中にたゝる、市の脯は肉の新陳を知らず、脯と爲りて毒氣深きとあるべし、市の脯と本經のまゝにこそ讀むべけれ、酒は精粗厚薄の差あれば、土地の宜しき上味を嘗むべし、市沽共に買也の注は嚴密ならずとありければ、杏菴感歎して老師宿儒も及ばずと爲せしこと、杏菴の東行日録に見えたり、論語郷黨篇の此の章は、異説多き處にして、沽を買と爲すは鄭箋皇

疏に本づき、正義も朱註も之に従ひしが、朱子は買ふたる酒肉は不潔にして人を傷けんことを恐るゝが故に食はずと説き、我が國の物徂徠は之を駁して、衣服飲食を市に鬻がざるは古制にして、先王の仁政なりと云へりしも、沽市を賣買の義と爲すは皆同じ、太宰春臺に至りて、通雅の沽酒は惡酒なりと云ふ説をも引き、又詩經伐木篇なる無酒醑我の醑を、毛傳に一宿の酒なりと解せしをも引きたれど、酒沽醑同じからずと爲して、惡酒の解に従ひき、支那にては清の周柄中の四書典故辨正に毛傳を引き、詩經の醑も論語の沽も同じく一宿の酒なりと爲せり、今敬公は春臺より百年の前に毛傳を執られしは、經解に一隻眼を具すと謂ふべし、此時敬公は年三十一なり、熊谷活水嘗て中庸を侍讀せしに、鳶飛戾天魚躍三子淵の章に至り、禮儀の君子之を樂むともあるべきものと申されしにぞ、活水は詩にも御意の通に相見候と答へしとなり、以て公の強記と學力とを知るべし。公は掌故に精しく朝典に通せられしは、嘗て江戸邸に來訪せし公家の、大納言にして大臣と同座せしを咎め、貴卿は大臣にも登らるべき家格仁體におはせども、只今は宰相にて、大臣と一座あるは其例を聞かずと申され、跡にて年少き人を面責するは、笑止にも氣の毒にもあ

りしかど、武家は禮式不案内と思ひて禮を亂らんこと、幕府の爲にも宜しからざるより、斯くは申しきと言はれしにも知られたり、彼の公家衆は、後に其の有職に明かなるを稱せりとぞ、又三代將軍の世子一歳にして山王への初詣に、尾紀水三公も御供あるべき沙汰なりけるが、敬公は古より大中納言にして無官の人の供せし例なしとて承引なく、時の老中なりし酒井忠勝松平信綱等、將軍の御子なればと勤め申せしに、父の貴を言は、我れは大相國の子なり、足利義滿權威に誇りて、幼子義嗣を關白の座上に置き、後世の誹を殘せり、今まげて台命に従は、後世之を誹らんとて、遂に屈服せず、此に御豫參の例（先に參詣して若君を待たるゝこと）を開かれしが如き、亦其の朝典を重んせしを知るべく、廷臣に忠告ありしも、幕命に抗議ありしも、掌故の學に通せし識見より來れるなるべし、朝廷の掌故に精しかりしは、やがて尊王の心を振り起すべき源にして、杏菴に踐祚讓位日記を作らしめ、飛鳥井中納言の行幸記を借りて之を寫されし如き、其の心を朝儀に用ひられしは、忠愛の誠より出でけん。

公の學は大人の學にして、治平修齊の要道に在り、詞藻の如きは固より餘事に屬するより、

詩歌の世に傳はりたるはいと少し、今其の一二を示さん。

○春 興 寛永十年江戸作、出于一人一首

梅花紅綻蕙風香。草色江城日々昌。酌酒彈箏更無事。已知恩願有君王。 羅山杏菴有和

○中 秋 寛永十五年

去年旅館仲秋天。月色空朦雲霧連。今夜家郷歌舞地。清光萬里一樽前。

○竹契週年 二條城行幸の時

我君と齡くらべんくれ竹のすぐなる世こそ限しられね

○題しらす

道すぐに清き流のありといへど人のこころの濁江の水

○伊勢參宮の御下向の船中の歌

さゝなみや津島に生ふるさよりくさいつもたわせぬ波の音かな

○南龍公山水の畫の贊

山高み千里の外にながめやる人すみけりなうち煙りつゝ、

○熱田の濱にて

沙干する沙津夕浪昔たわてね覺の床にのこる秋風

○有馬の温泉にて

めづらしき御幸を三輪の神なればすくなひこなの恵をぞしる

(十二)

學校創立の志—私學獎勵—儒論—敬公と佛

敬公斯く迄儒學を尊信して、聖廟を立て釋奠を興されしに、何ぞて學校をば國內に設けられざりけんとは、皆人の疑ふ所なるべし、此は仔細ある事なり、敬公御徳義に「何卒御國に學校をも遊ばされたしとの思召ふかく御座候へども、公義への御遠慮深くて遊ばされ難く候處云々」とあり、幕府未だ學校を立てざるに、(忍が岡は私塾なり)先づ學校を創建せんことは親藩といへども憚ありけん、況んや公の謹嚴をや、遠慮して猶豫せられしと見ゆ、彼の名古屋城内聖廟創建の年月詳かならざるも、幕府に遠慮して之を秘せし結果なるべく、已に幕

府儒官の爲に忍岡の聖廟を創立せられし翌年を以て、雲龍高彫の先聖殿の額を城内孔子堂に掲げられけん事情も亦同じこそ知られたれ、然れば尾張名所圖繪に、學館明倫堂を記して、源敬公初めて學問所を營みたまひしは、大津町の南云々と云ひ、大日本教育史料にも、深田正室を京より召して月俸十八分を賜はり、大津町の下西側の地を學問所となさしめ給ひ、正室うせて後、靈峰といへる僧にあづけ給ひけるが、敬公薨後、靈峰退身して學問所も廢りたりとあれど、正室が學問所は私塾の類なりけん、靈峰が事蹟は考ふる所なし、(尾張名所圖繪、著者岡田文園は、其の著小治田の眞清水に於て、故ありて事實を詳にせざりきと辨じたること、教育史資料に出づ、)

斯る事情にて興學の志を果されざりし折節、上方より名を宗設と云ひて儒學を修めし者城下に来り、國人へ教授するよし、敬公聞及ばれていと打悦び、上よりとはなく廣井の矢場の邊に家屋を下されけるに、引續きて活計立ち難かりけん、一書を留めて立去りぬ、敬公斯くと聞きて機嫌を損せられ、いかに住むべき家のみを呉れたればとて、食ふべきものなくては居られぬ事、誰にても合點のゆく事なるを、年寄共の不合點にて、宗設立退き候こそ尤な

れ、急ぎ尋出し、八木さらせ申すべし、是れ國民の爲なり、然りながら御遠慮にて候間、上より入木下され候とはなく、何れもの心得にて遣はし候分に仕候へこの命にて、早速呼返し、八十石下されけるに、宗設といふもの儒者に似合はぬ不行跡者にて、召使の僕に殺されたりとぞ、是れ名古屋城下私學の權輿なりけるに、其の人を得ずして敬公勸學の志に負きしは、惜むべき事なりけり。

宗設が私塾は商工の爲なる寺子屋なりけん、士人に至りては敬公聘用の儒員に入門して教を受けしなるべし、敬公の召出されし學者は、堀杏菴を始として、時々吉田素菴をも召され、深田正室、武野安齋、新開宗菴、熊谷活水、並河自晦及び杏菴の二子貞高道隣も公の晩年に事へ、明人陳元費も亦文字と技藝を以て恩遇を蒙れりき、公儒員の講釋を聞かると時は、いつも袴を召して經書を見臺にのせ、講師は書を文臺に置きて講せしめられ、折々懷紙を引裂きて付箋ありしとぞ、或時羅山まふで來りしに、取次の者、公は奥にて食事したまふよし申しければ、羅山、我等は御心易き者なり、又こそ來らめと云ひて歸りぬ、敬公後に之を聞かれ、何とて奥には知らせざりしとぞあるに、云々のよし申せば、奥へ通じて我出し時、

顔色の悪しきを何日見たるぞとて、大に叱られしとぞ、其の優禮尊師の風を知るべし。

公は佛に論議あり、儒にも儒論あるべき筈とて、儒員に儒論を命せられたり、一度は武野安齋、一度は高野正佐なりけるが、たとへば論語の何の篇と定め、豫め問答すべきことを文に作り、互に内證にて見合ひ、暗記して問答せしとたり。

公は固より儒教を尙び佛道を好まれざりしも、必ずしも佛徒を擯斥するにあらず、長久寺の和尚には大日經の講釋を望み、天台宗などにも論議を所望ありけり、或は母氏の爲に相應寺を、或は成瀬正成が爲に白林寺を建立ありしが如き、必ずしも俗に忤うて異を立てられざりしは、大人の風度なるべし、然るに壁菴といふ醫者、禪學を好みけるが、敬公の御前にて屢禪録の物語し、事理圓融と申す事を説きければ、知行合一の心にてよき言葉なりと申されけるより、公も禪に辯ひたまふとや思ひけん、或時深田正室と儒佛の論を申合ひけるを、針を立て居られし敬公、針濟みて其の儘座を立たれ、以の外に機嫌を損し、佛は漢字を借て翻譯せしものなれば、其の道理も儒に近きに似たれど、根本天理に違ひ五倫を絶ちたる偽教にして、君父を裏するものなり、禪家は天理をも裏する者なれば、毛頭用ゆ可きにあらず、儒語

を利口に取用ひたりと思ひて聞く迄なるを、只今の様なる申條不届なりと叱りたまひ、此よりして後々迄も佛語の話なかりしといふ。

(十三)

儒臣(上) 堀杏菴 吉田素菴

敬公の學事を輔翼せし功臣は、云ふ迄もなく堀杏菴なり、杏菴名は正意、字は敬夫、杏菴又は杏隱、敬菴、蘇菴、茅山山人等の號あり、近江の人、菅公の裔にして、江州四十八姓の一なる佐々木氏の庶流なり、其の祖伊豆守貞澄は、佐々木定頼及び義賢に事へて、屢三好氏と戦ひ、祿を増し感状を賜へり、貞澄に七子あり、末子佐渡守貞氏は、世を避けて江の成就山延命寺に入り、僧と爲りて月江と號せしが、後和氣典樂に従ひて醫を學び、遂に京師に貫籍せり、男女の子各二人あり、長は即ち杏菴なり、次は角兵衛安之、西川氏に養はれて、安菴の淺野氏に事へたりき、杏菴は天正十三年五月二十八日を以て江州安土に生れ、十九年、父月江に従ひて京師に移住し、年十歳の文祿三年、始めて南禪寺歸雲院の正悟長老に就きて

書を讀み、十四の慶長三年には、享徳院正淳(曲直瀬氏)に従ひて醫を學び、又中庸論語等を読み、同じく八年伏見に在りて、蜀山松山等と經義を討論し、廿一の慶長十年には、四書詩易禮記の鈔解若干卷を作り、人目するに儒醫を以しけるが、其惺窩に従ひて道德性命の説を聞きしは翌十年に在り、元和八年を以て尾州に入りし以來、敬公の參勤並に入京に隨從せざるなく、寵遇甚だ渥く、朝に請ひて法橋より法眼に叙せられしが、杏菴作る所の金石文には、儒學教授兼醫官と署したり、敬公嘗て銀十三貫文を杏菴に賜ひて、宅を京師に求めしめられしかば、杏菴は尾張と京師とを往來したりしが如し、然れば尾張の門人も多かりしならんが、從游の徒は京師に多く、特に近衛殿を初め、摺紳の教を請ふ者尠からず、寛永十一年冬十月には、後水尾上皇杏菴を階下に召して、大學三綱領の義を御下問あり、杏菴奉對流るゝが如く、敬感斜ならざりしといふ、是の歲八條智仁親王召して大學を講せしめらる、近衛信尋、九條忠英、二條康道の諸公、皆己を空うして教を受け、近衛殿及び青蓮院會純法親王、四辻亞相公理、柳原參議資行等は、杏菴の宅にも臨まれけり、嘗て京より尾張に還りし時、左大將尙嗣詩を作りて之を送り、秋去冬過歸故里、春風得意玉花驄の句ありき、

然れども杏菴恬退名聲を求めず、人稱して長者と爲せり、其交友は林羅山、石川丈山、木下長嘯、那波活所、松永貞徳、吉田素菴等なりき、是より先寛政八年、門人深田正室の作りし世界圖を、敬公より幕府に獻せられし時、杏菴も阿部河内守正與と共に、二代將軍に見て賞賜を受けしが、十九年三月には、幕命を以て羅山と協力して諸家系譜を撰び、別に自ら武家系圖若干卷を撰べり、是の歳七月血を咯き、十一月二十日遂に江戸に歿しき、享年五十八、芝の金地院に葬り、私に諡して願貞先生と曰へり、杏菴醫に於ては曲直瀬正淳を師として、素問を讀むには馬氏を主とし、儒は惺窩の學を傳へて程朱を奉じ、最も大學と職原鈔とに精しく、博學篤行を以て推されたり、著はす所儒書醫書鈔解數十卷の外、杏陰集若干卷あり、管玄同惺窩文集を刊するや、杏菴之に序し、江知求が文朝文粹を刻する時には、校讐附點し、杉田玄輿が訓點左傳を刊行する時も、校讐して訓を正しき、寛永十三年朝鮮三使の來聘せし時、疑問五件を設けて詩學教授權試に與へしが、試後ち人に謂て、杏菴は博雅の君子文壇の老將なりといへり、配は茅原田氏、三男四女あり、長は正英、立菴と號し、安藝侯に仕へ、次は貞高、季は道隣、並に尾張侯に仕ふ、長女は黒川壽閑法眼に、次女は三宅正

堅に、三女は福井是菴法眼に、四女は道家仙菴法橋に適けり、其餘事蹟は先哲叢談にも載せ詳たり。

杏菴と時を同くして敬公の學事を輔導せし者は吉田素菴なり、素菴は儒臣に非ざるも、關係いと深ければ、杏菴に附傳せざる可からず。

素菴初の名は玄之、後ち貞順と改む、字は子元、與一と稱し、素菴は其號、實に洛西嵯峨の豪傑なる吉田了以の子なり、幼にして大學論語を讀み、唐宋の詩文を通讀し、惺窩に謁して六經を受け、性命の説を聞き、書は蘭亭の骨子を得て、別に一機軸を出せり、夙に李氏の山房を慕ひて、藏書數千卷に及び、本朝祕府の舊記より、船載の古籍、及び稗官小説に至る迄、貯積せざるなし、既にして飄然として悟り、六經は心學なり、正心の外に別法なしとの惺窩の教を守れり、惺窩の釋奠の儀を朝鮮俘囚姜沆に問ひし時、播磨の赤松氏は爲に假に大成殿を野外に張りて、聖牌を建て祭器を設け、沆と惺窩素菴と其の禮を肄ひたりき、慶長八年家康の命を以て安南に通商し、同じく十年には、家康に請うて大堰川の水利を治め、翌年功を竣り、更に高瀬の水路を修め、富士川を改修する等、治水の功は世の知る所なり、扱も尾州

家の財源なる木曾山の材木をば、素菴に命じて採運せしめられしより、敬公との關係を生じつ、元和七年比にもや、敬公素菴を召して史記通鑑を講せしめ、日本書記を讀ましめられしが、杏菴を聘せられしは其翌年に在り、素菴は羅山杏菴と同門の學友にして、杏菴とは尤も親しき間柄なり、此より尾州へ往還三四年に及びて、敬公文學の顧問に備り、又本朝の舊記秘録譜牒世系をも寫して敬公に呈したりといふ、幾ならずして素菴宿疾に罹りしより、敬公召せども至らず、嵯峨の宅を長子嚴昭に譲り、財産を宗族親戚に分ち、只藏書數千卷を携へて清涼寺の西隣に隱居し、惺窩の文章達德錄に増註しつ、世を送りしが、未だ業を卒らすして明を失ひ、寛永八年三月には病に臥して、六月二十二日、享年六十二にて歿しき、平日作る所の詩賦文章數十卷、名けて期遠集と曰へり、歷代作者百人の詩百首を選びて、百家選と曰へりしものは世に行はれたりき、予の臆測を以すれば、敬公奉祀の五聖金像は、常に海外貿易を事として支那船載の書を買へる素菴が、之を明舶に得し者にして、聖廟及び釋奠の儀は、之を姜沆に受けて之を敬公に授けしに非ざるか、文獻の徵す可きなしと雖も、關係淺からざるを覺ふるなり。

(十四)

儒臣(下) || 深田正室 || 武野安齋 || 新開宗菴 || 熊谷活

水 || 並河魯山 || 先聖廟重修記の浮夸

深田正室は名は得和、正室は字、圓空と號しき、犬山の城主石川備前守光吉が孫なり、美濃の加茂郡深田村に居り、因て氏と爲せり、人と爲り剛毅穎敏、京に入て學を杏菴に受け、兼ねて天文地理に精しかりき、其が世界圖及び準天儀を作りて敬公に獻じ、敬公より幕府に獻せられしは寛永八年なり、今より二百八十年前に在りて此の創作ありしは、驚くべき巧智に非ずや、是の歳命を承けて江戸に至り、三代將軍に見てて賞金を受けたり、十三年七月、初めて公に仕へて儒官と爲り、猶京師に住み、公事あれば江戸名古屋に往來しつ、又自鳴鐘を發明して公に獻じき、世に之を名けて正室時計と曰へり、唐織錦及び絹絹を織る方を西陣に傳へしも正室なりと云ふ、正室は蓋し學問よりも智巧に長じたる大發明家なりしが如し、寛文三年四月十七日歿し、城南徳林寺に葬れり、其の子明峰、名は正清、字は晋甫、通稱は宗

信、幼より家學を承けて天學を善くし、瓊瑤玉衡圖を作れり、其の子は慎齋、其の子は厚齋、其の子九臯より稽德編の著者なる正韶に至る迄、世々尾州の儒官と爲りて先業を紹述し、尾州に於ける儒林の一家たり。

武野安齋は名は知信、通稱は五郎といふ、彼の茶道を以て世に名高き武野紹鷗が孫なり、紹鷗は武田氏なれど若州泉州に流浪しければ一種を分けし同じ武田の末なれど荒れてぞ今は野となりける一と口吟みて、自ら武野氏に改め、茶道に隠れて堺に住めり、其の才爲久は宗瓦と稱し、方寸齋と號し、秀頼に仕へて慶長十九年に逝けり、宗瓦に二子あり、長子新五郎仲定は、初め織田有樂齋に事へ、後ち敬公に召出されて四百石を賜ひしが、茶道を以て名ありき、次は即ち安齋にして、慶長二年堺に生れたり、松平君山編の士林沂泗に、安齋儒者を以て召出され、四百石を賜ひ、後ち五十石を加増せられたること見わたれど、其の生立詳ならず、一本武野系圖に、安齋の子信興は元和九年洛陽大宮に生れ、初め義直卿に仕へ、故ありて後ち淺野家に事へ、次男信統は寛永十九年名古屋に生れ、父に繼ぎて尾州家に仕へし由記したれば、安齋初め京師に住したりと見ゆ、蓋し堀杏菴が門人なるべし、敬公の新晴の

祝詞、並に母公相應院殿影贊は、安齋の代作なること古記に見わたり、文才ありし人なるべし、其餘事蹟詳ならず。

新開宗菴高野正佐が事蹟、猶未だ考ふる所あらず、唯杏菴の遺稿中に、二人が杏菴と同じく敬公中秋の作に和したる七絶各一首を見るのみ、其の比の詩なれば取立て、言ふべき程の事なし。

熊谷活水は立設と稱し、京師の儒者なり、杏菴年譜に、寛永十八年爲三熊谷立設講三職原鈔一とあり、此は杏菴逝去の前年なれば、晩年始て教を杏菴に受けしか、又は以前より其の門に從游しけるも、職原鈔は始て此の時に學びしか、其の關係詳ならねども、杏菴門人に相違なかるべし、其の著に論孟序說鈔、老子口義頭書、莊子口義頭書、扶桑名勝詩等あり、明曆元年五月三日歿すとわれど、其享壽を知らず、常に京師に住みたりと云へば、敬公祿を賜ひ、折節尾州に往來せしなるべし、其の子立閑は京に住み、勃墩、了菴、新蕉軒等の號あり、新增首書四書大全、新增首書大極圖說等を著はしき。

並河魯山、名は健、字は德脩、通稱は自晦、其の父芳菴は醫を以て公に事へ、兄意卜業を繼

ぎて法眼と爲りしが、魯山は堀杏巷に師事し、博く經史に涉り、濼洛の説を確信し、易及び太極の説に精しく、亦醫を善くしき、壯歲召されて儒官と爲り、敬公正公に歴史せり、其の書を説くや要領を言表に抽き、必しも末義に拘らずして、深く公の意に叶へり、嘗て命を奉じて小牧山戰蹤の碑文を撰びき、寶永七年歿す、享年八十二なり、終身娶らずして嗣なし。物門の木下實聞が寛保三年先聖廟重修記に、敬廟土を胙い封を正し、大に巽宮を築き、羅山先生を延きて國中に矜式し、受廩の博士に、屈正意、菅玄同、武安齋、出榮安の倫あり、又陳元賛が若き、岡中下第の儒生にして、而して偶崎陽に客たり、幣に應じて藩に敷し、與に俱に生徒を校試し、每歲二仲、先聖及び十哲を釋奠し、群弟子禮を講じ樂を肄ひ、旁華音を操り、二南の聲、隆々乎として日に盛んに月に興れり」とある者は、頗誇張に過ぎて事實を失へり、羅山は敬公の尊信せられし人なれど、固り幕府の儒官なれば、之を延きて尾張の國中に矜式されんやうなし、菅玄同は惺窩門人にして杏巷の學友なれど、敬公より扶持を賜はりしことは、記録に見る所なし、出榮安とは小出立庭の事にして、字を不見と云ひ、永菴とも號し、通稱を内記と云へり、熊谷活水の門に遊び、學成りて儒員と爲りしは、二代光友

卿の時なるべし、後ち木下侯に客たり、其子蓬山は家學を受けて梶井宮の儒官と爲り、其の子東齋は淺見細齋に學び、家に歸りて徒に授け、其の子慎齋も細齋の説を信じて、尾州儒林の世家たり、記中に謂ふ所の類宮は諸侯の學校なるが、敬公の時聖廟をこそ創建ありたれ、未だ興學に及ばざりしかば、陳元賛が前記の諸儒と俱に、生徒を試験せしといふこと、頗る浮夸に失せり、且元賛が支那語を教授して、群弟子講禮肄樂の旁ら、華音を操れりといふもの、亦恐らくは事實に非ず、然れども名古屋には當時歸化の明人二人あり、一は元賛にして、一は張振甫なり、之と交りし士大夫が、支那語をも聞覺てて應酬に用ひけんこと、有さうなる事なり、元賛は藝に長じ、振甫は醫に專にして、並に文學の士に非ざるも、亦多少の文字あり、敬公の事業を翼賛する所以の者なきに非ざりけん、亦以て附傳するに足れり。

(十五)

歸化明人——陳元賛——張振甫——兼康友林

陳元賛は字義都、號を既白山人といふ、明の虎林の人、崇禎中進士に試みられて落第せり、

是より先き元和七年辛酉の春、浙江道奉檄使單鳳翔に隨ひて來朝せしことあり、此は元和五年己未の年に、西國に住居せる歸化明人、我が商人の名を假りて海上に出で、日本刀を帶び日本服を着け、福建より日本へ來らんとする商船を盜掠して海賊を働きつゝ、又も商人の眞似して日本に歸るを、我が國に訴へんとてなり、明使入洛せし時、林羅山は京都所司代板倉伊賀守同じく周防守の許にて面會し、三月十三日には、戸田爲春の役宅にて明使と唱和せり、單鳳翔は粗文字を知れるも詩を能せず、隨員なる陳元贊沉茂人は、詩を作りて羅山に送りければ、羅山も之に和せり、沉茂人は通事なりけんと思しく、羅山の詩に筆語眼相識、象胥情益親の聯あり、元贊とは筆語し、茂人とは舌話せしなるべし、此は明の天啓元年の事にして、萬曆十五年生の元贊は三十五の時なり、其の進士落第は崇禎中なりと云へば、此より數年の後なりけり、斯くて元贊明末の亂を避けて我が國に來りしは寛永十五年にして明の崇禎十一年なれば、年五十二の時なり、是れ愛親豊羅氏が國號を清と名けしより三年後にして、朱舜水の萬治二年歸化に先つこと二十二年前なるが、敬公乃ち聘して之を祿せられしは、其の文學あるを以てなりけん、但し其の敬公に召されて尾張に來りし年月詳ならず、近時流

布の萬國大年表には、萬治二年朱舜水と同時歸化せしやうに記したるもあれど、舜水四たび我邦に來りて、遂に投化を決心せし是の歳には、元贊既に尾張に在りて、始めて元政上人と相見し時なり、元贊が敬公の墓に謁せし詩にも、感公升斗活三窮鱗とありて、敬公より祿を賜ひしと明白なり、且元贊が邦語を善くせしは元政の詩に見ゆ、久狎十知レ九、傍人猶未レ解ともあれば、片言交りなりけんも、客慣ニ方言談每諧の句に徴すれば、用事を辨するに餘ありけん、其我邦に在ること久しかりしを知るべし。

蓋し元贊は初め長崎に住し、後ち江戸に入り、敬公の晩年に祿用せられしなるべし、而して文學を以て公の諮詢に備り、多少の貢獻する所ありしを疑はず、然れども元贊の學力は朱舜水に比して稍劣り、人格も亦舜水と日を同くして語る可らざるに似たり、蓋し舜水は忠愛の士にして、朱學に精通せり、元贊は亂を避けて投化せしのみ、而して其の學は老莊を好み、著はす所老子通考一冊あり、一片の小冊子にして、造詣の深きを示すに足らず、詩文は元々唱和集に出づる者約八十首、彼の舜水文集の浩瀚に比すれば如何ぞや、元政は其の詩を評して、禪に非ず、儒に非ず、幽人に非ず、騷人に非ず、而して禪に似たり、儒に似たり、幽人に似

たり騷人に似たりと云へり、蓋し其の人物も亦其の詩の如くなりけん、之を要するに多藝の才子なり、然れば元贊文學の功は敬公資料中に見る所なくして、却て藝を以て稱せらる、曰く詩曰く書、曰く拳法曰く陶器の類是なり、詩は飄逸にして自在、書は趙子昂を學んで雅致あり、拳法は江戸麻布の國正寺に寓せし時、福野七郎右衛門、磯貝次郎左衛門、三浦與次右衛門等に授けて、起倒流柔術の祖と稱せられ、元贊焼は安南に似て、敬公お庭焼の珍たりといふ。

深草の元政上人が始めて元贊と遭ひしは、萬治二年其の甥なる尾張の川澄文子が許にてなり、元政一見して意氣投合し、黒彌陀三尊の像を贈り、元贊詩を賦して別を惜みしが、寛文二年の春、元贊洛に入りて重陽迄滞在し、二元の唱和此の時に盛なり、其の東道は吉田市の丞といふ人なりしが如し、二元吉田氏の會心亭に於て古籍を展覧せしとあれば、此は彼の吉田素菴が子等にや、元政が詩に、公本大唐人、七十六老人、吾少レ公卅六、才調況非倫と云へる如く、二元は忘年の友なりけるが、共に近代の文士なる雷何思、鍾伯敬、徐文長等が集を讀み、元政は元贊に因て始て袁中郎あるを知り、坊間に其の集を得て、靈心巧發を慕ひしとい

ふ、元元唱和集は世に行はれて、當時の二元あるは、猶昔日の袁陶あるが如きを知らざる者なし。

元贊妻を娶りて一子を生めり、然れば元政の詩にも、子憶ニ老親ニ親念ニ幼子ニの句あり、元贊は寛文十一年六月九日に、享年八十五に歿り、墓は名古屋の建中寺に在り、建中寺は二代光友卿が敬公の爲に建つる所なり、元贊の墓側に白翁道元の碑あり、是れ即ち其子俗稱源太郎が墓にして、寶永二年九月二日歿と記せり。

同時敬公に聘用せられし明醫張振甫が事蹟は、予未だ多く考ふる所あらず、唯昔話に、敬公不快の時、諸醫濕氣と診せしに、敬公此の間は他行もせざれば濕にあたる筈なしと仰せしを、張振甫仰いで天を指さし、かば、尤なる事、濕のみにてはなきぞ、慎むべし恐るべしと申されし事を記すのみ、或は云く張瑞圖の子孫なり、元贊は其伴ひ來る所なりと、名古屋附近に振甫新田と稱する字あり、これ振甫に賜ひし知行所なるべし、又傳ふ振甫は更に一明醫を伴ひしが、兼康友林と改名して瀬肝丸といへる薬を賣れりと、振甫の子孫は今猶醫を業として名古屋に在り。

武 事

(一)

軍學兵法 治世の演武 三河武士の風骨

敬公は文學を尊びて太平の治を資けられしも、將門將種を以て武家の上座に在り、平生心を武事に用ひ、兵法軍學の蘊を極め、弓馬槍劍の技を獎勵せられしこと言ふ迄もなし、況んや年少うして再び馬を大阪陣に立てられしをや、又況や公の左右には成瀬隼人正渡邊忠右衛門を初め、場馴れし老功の剛者多く隨從せしをや、公の封内には熱田の社あり、御劍の威徳古より世に輝き、頼朝信長秀吉の三將軍を出し、武勇の將士風の虎に従ひ雲の龍に従ふが如くなり、然れば家康此の國を公に進らせられし時も、武邊の事ども仰せ含められしとかや、後年旗下の士尾州の一公子に向て、尾張様の軍法は何流を用ひられしやと問ひしに、諸流ともに用ひられ候と答へられし由を、二代光友卿聞かれて、以の外に機嫌を損じ、日比不嗜ゆる左様な事を申すぞ、尾張家は權現様傳來の軍法を相守りて用ゆると申すべき事なり、

權現様薨去は源敬様十七の時なれば、相傳あるまじきと申す族もあらん、其の爲にこそ成瀬渡邊等初め老功の者を附屬ありたれ、何ぞ他流を用ゐんや」と申されしとなり、然れば平日武功の者共を召されて、攻守の軍術を議論あり、日本に於ての野戰攻城は少しも申されずして、朝鮮征伐に託して講究ありしは、太平の世とて、憚る所ありての事なるべし、尤耳を乃父前將軍家の合戰物語に傾け、古老の者より聽聞せられけり、彼の軍書合鑑、軍證志、軍書萃言の如きは、皆公自ら筆を執て編纂せられしものにして、將略戰術の蘊を盡し秘を發したる、尋常兵家の敷衍と科を異にせり、蓋し文武兼備の名將なり。

公は獨り席上に兵を談するを好まず、「在所に於て折々士どもに甲冑して武者遣(演習)をなされ、兵を習はせたまふことありと云ふ事を、水野監物聞及ばれ、人を遣はして尋ぬるこそされけれども委しからねば、自身尾張の城下に忍びゆき、何かの様子を伺候せんとて、士二人召連れて、濫帷子に編笠にて、名古屋の城下にゆき、此處彼處靜に見分し、細き繩に鐵砲玉を結附けて堀に下し、水の淺深を考へける處に、折節大納言殿御櫓より御覽じ付けられて、今繩を下げて堀の淺深を測る者あり、只者とは思はれず、大かた岡崎の監物が所爲と察せら

れしに違ふまじ、たとへ何者にもせよ、打殺すべしと下知したまひける、監物には始め名古屋に来る時に、逸物の馬を七疋迄道中所々に置れば、堀の淺深を考へて、長居せば悪しかりなると、急ぎ町はづれ迄出る時、跡より追掛ける様子粗知れるゆゑ、件の馬に打乗りて、段々に乗かへて岡崎迄一さんに歸られ、危き所をのがれけり、扱監物には右の通名古屋に參り、堀外並に家中の様子密に見分仕候處、別義も無之旨、早々江戸に注進ありしに、江戸にては監物事御奉公にあつきものと、御氣色に叶ひしとなり』云々と明良洪範に見ねたり、以て公が治に居て亂を忘れざりしを知るべく、文武の名將にして親藩の上座に在りし公の武者遣ひは、太平の夢を驚かしけん、當時のさまも思ひ遣られたり。

演武閱兵は斯く耳目を驚かし易きが故に太平の世の演習は狩獵なり、大名の狩は獵物の多少に在らずして、士卒の剛怯を知るに在りとは家康の言なるが、敬公も亦狩獵を好み、之を以て演武の務と爲せり、昔咄に「源敬公は鹿狩鷹野にて、諸士の器量奉公の出精不精を知り給ひしが、鹿狩には一勢々に纏を立て、物頭は采を持ち、御立間にも御纏を立てられ、太鼓員にて分合の約束あり(中略)、總じて軍の操練の爲に興行あるゆゑに、獲物の多少を覺し

めさず、又御慰みの用にはなされざるなり」と記せり、國內は勿論、江戸往來にも處々にて鷹をつかひ、箱根又は佐夜の中山にては鹿狩あり、之に因て他國の地理にも精しかりとぞ、或時平岩彌右衛門と天正十二年池田勝入が岡崎を襲ひし時の事を論じ、勝入先づ岩崎を攻めて之を抜きしが、太閤は勝入が敗軍を豫知せしに、果して長久手に破れたり、此は何故にやと申し、が、公は我も嘗て之を疑ひしが、今之を思ふに勝入約束に違へばなり、假令へば狩にしても、東谷に獵せんとする時、外の山の鹿を逐へば、此の日は獲物なしと言はれしが如きは、狩獵より兵法に悟入せし者なり、或時鷹野の留守に、小姓共小牧山見物に參りしが、強風の爲に公早く歸城あり、小姓衆遅參しければ機嫌を損せられけれど、其が小牧山見物と聞きて御咎もなかりしが如き、前將軍家の戰蹤を偲び、武事の心掛あるを賞せられしなるべし、公の武を尙び兵を練りて、文弱に陥らざらんことを期せられしこと如此し、是れ家康の家法にして、三州武士の面目なり、然れば武野燭談にも、「諸士の法式參州の風骨取傳へて此の御家に在りとぞ」と記せり。

(一一)

浪人抱—青木新兵衛と宮本武藏—侍と使ふ心得

敬公の武道に熱心なりしは、仔細ある事なりけり、大阪陣の時、年少の初陣、殊に其の部下も段々に召抱へられし集り勢なるより、家康心元なく思はれ、わざと敵合遠く備を立てさせられしに依て、合戦に遇はれざりしこと、いと口惜しく思はれ、生涯武事の鍛練を忘れず、一たび天下の大事起らば、抜群の大功を立んどの志切なりしにも因れるなりけり、然れば諸國に名高き浪人どもを招致せられ、名譽の者は召抱へられしも多し、上杉景勝浪人に青木新兵衛といふ者名古屋に來りしが、奥州松川の渡り、福島城の城際など、功名無雙の者なれば召抱へられたき旨を何某に申含められ、一夜同人方に招請して蕎麥切を饗應し、其の上にて當家に足を留められよと勸めけるに、新兵衛望む所に候、一萬石給りなんやといふ、後には兎も角取持ち申すべけれど、前々召抱へし者の手前もあり、當分三千石にて堪忍せられよと云へば、分別すべしとて旅宿に歸りけるが、翌日何某に宛て、「昨夜三千石のそばきりにあ

てられ腹下り申候故、爲ニ養生ニ加賀へ罷越、爲ニ御暇乞ニ如斯候已上」と認めし一書を送り、名古屋を立去りて加州金澤に行きしに、小松中納言強て留められ、八千石にて抱へられけるを、敬公聞きて一生の残念と申されけり。

宮本武藏も嘗て名古屋に來り、敬公一日之を召して其の技を試みらる、相手すつと立合ふや、武藏は組みたる二刀のまま、大なる切先を相手の鼻の先へつけて、一間のうちを一遍廻り歩き、勝負如此く御座候と申す、今一人立合ひしも、手もなく負けぬ、其の後武藏は長野五郎左衛門が柳生流の達人なるよし聞きて、仕合せばやと思ひて推參しければ、五郎左衛門へ、よくこそ御出と款待し、扱打寛ぎて、何と武藏殿、三十五個條と申す書を一覽致し候が、アレは其元の御作にやと問ふ、武藏さん候と答ふ、近比卒忽なる申分ながら、あの書は御書損ひと存候、只今にては嘸御後悔ならんと云ひければ、扱々お恥かし候、未熟の時分作り出し、只今甚だ後悔に存候へども、天下に流布せしゆゑ、詮方なく打過ぎ候ふを、書損ひと申さるゝは、天下に貴殿一人なり、御頼もしく存候とて、仕合の事は言ひ出さず、心よく物語し、繪など書きて歸り、やがて尾張を立去りけり、尾張には兵法者なしと言はれんに、長

野が一言にて唯伏させしを、公も痛く悦ばれつ、斯様の事にて召抱の事はなかりし由昔咄に記せり。

敬公の良士を求めらるゝや如此し、然れば平生士を愛すること至れり、三度の毎食には、近習の輩諸物頭まで、御前にて酒食を給り、外様の古老も相伴する者多し、狩の御供の近習等は、直に夜食下されて歸れり、家人等伺候すれば心よく物語ありて、何日も弓矢の吟味なり、公嘗て二代光友卿に向て、「侍は形は使ひ易けれども、心をつかふことは難し、心をよく使はねば、我が命の用には立ち難し、生とし生ける者に命を惜まぬはなく、七珍萬寶にもかへられぬ命をくれる家人なれば、よく仁愛をなして、假にも非道不仁なることを爲すなかれ、其の人の志をはかりて、用にも立つべき者はよく取立て、知行金銀を惜まず、下々迄もよく勵みをつけて、よき者の出来るやうになすべし今俄に一人の英雄をほしきと思つても萬石萬兩を以しても得られぬぞ、金銀米錢はわき物ぞ、二つなき命をくれる者に惜むといふことあらんや、譬へば千人の家人が、千人ながら命をくれる様に思ひつくと、天下に敵する者はなきぞ、よく心得べし」と諭されし由、是も昔話に載せたり、是れ仁者無敵の意にして、

士を養ふに此の心を以せば、誰か死を樂まざらん、是れ將略の極意、武道の要訣なり、嘗に武道のみならんや、治亂何時にても人を使ふ者の教訓と爲すに足れり。

(三三)

武術諸技 弓の獎勵 二十三問堂の競射

敬公膂力ありて諸技に通じ、最も騎射を善くせらる、馬は八條流に達し、槍は行覺流を學び弓は薩摩守忠吉以來信仰ありし石堂竹林を師とし、鐵砲は駿府より附屬せられし稻富士佐秀明を指南とせらる、尾城始君知に、毎朝鐵砲を放ち、近臣にも打せらる、朝飯後は國政を聞き、終りて學問あり、夕飯後には弓場に出で、又馬にも乗られたるよし記せり、敬公行狀に、「武藝何もと申しながら、弓の儀は別て御數寄被遊候哉、御的など度々御座候、江戸にては大形每晚御膳上り候と、追付御出、暮合迄御的御座候、其の次第は臈次を御正し、射手の官、一臈より九臈まで階級を御立置き、一臈は即闕の官にて誰も仰付けられず、其の時の一の中の射手を二臈に、それより段々射手の位に隨ひて仰付けられ候」とあり、射前の掟作法

ごも嚴重にして、法度書をも出され、射禮の本にもなるべきほごなりきとぞ、古を好める敬公の事なれば、定めて正しき故實に據られしなるべし。

敬公は常に我れ儉約を爲すは、人馬をよく持ち、武器馬具を備へ、家中の武藝を勵まし、出陣の用意怠らずして、不慮の急變に備へん爲に、無用の費を省き、無益の遊を禁するなり、軍用武備の爲には、假令ひ少々は益なく利少しと思ふことも、費用を厭ふ可からずと戒められたり、然れば軍用武藝の物入は少しも厭はずして、師範役の申出次第、稽古料も下され、大筒中筒をも張り、馬數をも飼はせられるが、分けて指矢は軍弓第一なりとて、京へ大勢の人を遣はされ、三十三間堂の通矢射させられけり、抑京の三十三間堂通矢は、天正年中今熊野猪之助といふもの射初めたりと傳ふ、矢數帳に、三十三間堂射初は東山今熊野觀音堂の別當何某の坊とやらん記せるは、此猪之助が事にや、此れより諸國の射手來りて弓勢を試み、通矢多き者を天下一と稱せしより、弓矢取ての精兵堂前に來集し、互に其上を射抜かんと志して、我れこそは天下一たためと争ひしなりけり、慶長十一年蓮華王院より五十一本を射通し、尾州清須の家人淺岡平兵衛を首として、貞享三年八千一百三十三本を通した

る紀州家の和佐大八に至る迄、天下一の名を取りし堂前の大射手、すべて二十六人あり、淺岡平兵衛は石堂竹林が弟子なり、次は同十二年に百二十六本の上田角右衛門、同じく清須衆、次は同十三年に百五十九本の筒井彌兵衛、紀州の淺野紀伊守家來なり、次は同十四年に百七十本の鹽屋角左衛門、同十五年に百七十三本の楠田治左衛門、並に清須衆なり、(此時清須は敬公領なれど記録に見えず、浪人にや、未詳)次は同十六年に百八十八本の吉田五左衛門、次は同十八年に二百五本の日置清次、並に淺野紀伊守家來なり、斯く堂前の大射手は尾州に始りて紀州之を奪ひしより、尾紀二國は互に君子の争を事として、各弓勢を競へり、同年に二百一十一本の伴半左衛門は木下右衛門太夫の臣、元和四年に二百二十本の堀江助右衛門は松平肥前守家來、同年二百三十四本の吉田大内藏は加州、翌四年にも同人は三百八十四本にて其位地を占めしが、同六年に紀州の粕屋左近、五百三十四本にて天下一の位を奪ひしかば、大内藏奮然として起ち、同年五百八十四本にて之を回復し、翌七年續いて七百五十六本依然として場を擅にせしが、同八年には同國の矢島平左衛門九百本なり、翌九年大内藏千三百三十三本を以て其地位を回復せしに、寛永四年には藝州淺野家の臣齋藤勘兵衛千四百四

十四本、翌五年三月廿三日には柏屋左近千五百八十三本にして、再び紀州の手に復し、翌日は落合孫九郎千七百三十本、同じく紀州なり、四月には吉田大内藏千七百四十二本にて、六たび天下一の名を取り、同月紀州の下村忠右衛門千七百四十六本、同じく紀州の落合孫九郎千八百五十二本なりしを、加州の山田半内千九百二十本にて之を奪ひ、紀州の柏屋左近は翌七年四月、二千五十四本にて三たび状元の地を占め、翌八年三月二十八日、大内藏が一子吉田小左近二千二百七十一本にて父が名を継ぎぬ、當時の競争激烈なりしさま想見すべし、時に元和六年を以て南龍公の封地と爲りし紀州は、斯く屢天下一を出せども、尾州には久しく其の人を出さず、然れば敬公も弓の稽古を勵まし、物入を厭はずして京に人を上せられけん、果して小左近が天下一たりし翌日を以て、尾州家の御内人杉山三右衛門は、通矢二千七百八十四本を以て、三十三間堂に天下一の名譽を博しき。

(四)

天下一 || 杉山三右衛門 || 長屋六左衛門 || 星野勘左衛門

天下一の名を取りし杉山三右衛門は、名は吉次、本國は紀州の者にて、至て小身なり、芝を射るに、其の女房背中に子を負ひながら矢を拾ひ、夜は妻と共に矢をつぎけるが、細工もよかりけり、三右常に女房に向ひ、やがて黒縁うつたる乗物にのせ、奥様と云はせるぞ、今少時ぞ、精出して矢を取れと云ひける、然れども紀州にて擢用げられざるより、立退きて尾州に來り、石堂竹林方へ推參し、段々稽古の次第を云ひて射て見せしに、至極宜しき性質なりけるより、留め置きて早速言上し、召抱られて京にも上せられしなりけり、此の日三右は堂前の初射なりけるが、總矢四千九百五十一の内、二千七百八十四本を通せり、尾州にては清須衆天下一となる者多かりしが、當家と爲りて天下一を射取りし最初こそ此の三右衛門なりけれ、同年四月松平中務大輔の家人大橋長藏二千八百三十五本、次は同十一年酒井宮内少輔家人高山八右衛門三千五百一十一本なり、次に十二年四月三日には、三右衛門總矢六千八百八十二本の内、三千四百七十五本を通して再び天下一と爲り、同十四年三月十三日には、酒井宮内少輔家人吉井助之丞三千八百八十三本、此の月十五日には敬公の臣長屋六左衛門、總矢七千八百八十、通矢四千三百十三にて射取りき、忠重も亦竹林弟子なり、越えて十八日には、

三右衛門總矢七千六百十一通矢五千四十四にて再び射取る、間もなく廿四日には酒井宮内少輔の家人高山八右衛門、捲土重來して五千九十七矢を通し、が、尾州の精兵争でか坐視すべき、同じく十五年四月、六左衛門九千八百矢を發して、達するもの五千九百四十四矢、八右衛門も亦五月十七日六千五百五十四矢を以て六左の上に出でしに、六左は同十七年四月十六日を以て、九千六百五十三矢を發し、六千三百二十三矢を達せしめて、此に三たび天下一の名を得たりければ、敬公には賞銀三十枚を下されけり、六左名は忠重、號は無入、貞享二年十月十九日を以て歿し、享年七十三なり。

淺岡平兵衛が通矢五十一本は、僅々三十餘年にして五千九百七本に進めり、獎勵の道を立て競争の途を開けば、物皆如此なるべしといへども、此は又驚くべき進歩に非ずや、斯りし程に天下精兵多しといへども、六左衛門を射抜かん程の達人なくて、天下一の名を獨擅せしむること十五六年に及び、明暦二年四月二十一日に至りて、紀州の家人吉見臺右衛門順正といふもの、六千三百四十三矢を以て六左に勝ちしが、六年目の寛文二年四月二十八日、尾州の星野勘左衛門出で、六千六百六十三矢を通しつ、是より先き勘左は射を無入に學びて、

常に天下一たらんと志し、高治三年に五千二百六十五矢、寛永元年 三千六百八十矢、同年五月五千五百八矢、寛文二年四月十一日に五千八百五十一矢を通しけれども、猶下第落選の恨を免れざりしに、此に至りて六千六百六十三矢を得て、天下一の名を紀州より尾州に奪ひ、尾紀二家の弓の争は又も起りぬ。

星野勘左衛門は老いて淨林と號し、獨り弓に於て天下一たるのみならず、其の人物も亦古今に秀でたりき、二年目なる寛文八年七月三日に、紀州の葛西園右衛門九千四十二矢を發して、七千七十七矢を通せり、勘左乃ち其の翌年五月二日を以て、重ねて三十三間堂に上り、一萬五百四十二矢を發して、達する者八千矢、我れ猶餘力あれど、此の上にも射越さば、或は壯士の望を失ひて雄を争ふ者なく、射藝も亦衰へんと思ひて、自ら此に射を罷め、馬に打ち乗りて春風得意所司代及び町奉行に届出で、酒樓に登りて終宵飲宴し、活氣悠揚、平日と異なるなかりけり、英氣満々たる紀州頼宣、争で尾州の射手を射抜かせばやと思はれけんも、其の人なくて年を送りけるが、十六七年を経たる貞享三年に至り、和佐大八といふものこそ出でたれ、大八は吉見順正が弟子なり、四月六日を以て三十三間堂に上る、年十八にして、容

貌魁偉、膂力人に超ね、天晴頼もしき少年なり、師の爲に名譽を回復せんとして射初めけるに、通矢いと少く、看客皆之を危みけるに、看棚に星野勘左衛門あり、心の中に好少年惜むべし、予れ汝をして名を成さしめんと思ひつゝ、やをら大八を鷹き、小刀を把て其左掌を刺して血を出しつ、再び射を試みしめしに、大八が射前忽ち改まりて、總矢一萬三千、通矢八千三百三十三を得つ、此に勘左衛門を超えて天下第一の名を得たりしは、偏に勘左が賜なりけり、嗚呼勘左が敵を助けて己に勝たしめしは武士の魂にして、唯勝んことをのみ思ふ劍客なんぞの及ぶ所に非ず、其のやさしくも尊ぶ心根を想ひやれば、今も涙抑へ難くこそあれ、斯くて堂前の大射手は大八を殿として、勘左が名と共に後の世に残りしは、尾紀二家の射術の譽になん。

(五)

尾張具足 名工加藤彦十郎

敬公心を武道に用ひ、分けて武器の整備には費用を惜まれざりけるが、毎年正月御具足祝

濟めば、其日直に注文ありて、具足二領づゝを威させらる、之に依りて御召料いと多かりけるが、旗下の子息又は家中の者にも拜領せしめられしとなり、具足威は加藤彦十郎なり、其元祖加藤彦三郎正之といふもの、織田信長に仕へしに、仔細ありて浪人し、清須に居住して尾張具足といふを仕出しき、古記に尾張の胴丸といへるは此の細工なりとかや、二代目彦十郎正則も清須に居住して具足職人と爲れり、薩摩守忠吉關ヶ原血附の具足、及び敬公大阪陣の具足を威したるは、即ち此の彦十郎なり、名古屋越の時、従うて清須より和泉町に引移りしが、三代彦十郎正勝は、二條行幸の時、敬公供奉の召料を威せり、奈良の何某が威せし具足と、彦十郎が威せし具足と、同じ日敷水につけ置れしに、奈良威の具足は悉皆漆剝落ち、威にも伸縮を生じけれど、彦十郎が威したるは、少しも損失なかりきといふ、然れば諸國ともに尾張具足を重寶とし、方方より注文あり、彦十郎も願ひ立て毎年暫時は江戸に下り、諸大名旗下中の注文を受けしとぞ、甲冑の下地は、むかしは南都のみへ誂へけるが、鍛宜しからず、彦十郎は幸ひに器用なる鍛冶あるを見立て、試みに鍛はせしに出来宜しく、弓鐵砲にも堪へけるより、上に申立て、古渡村に鍛場を設けぬ、春田何某の一家は其子孫にして、大

和吉次と銘を切りし庄次郎といふもの、中にも上手なりしとなん。

敬公御物すきの具足は、甚だ粗勿に手軽き事にて、猿の皮つゝみ赤漆塗りひしもちの類なりし由、然れど家康より傳受せられし秘訣ありて、家臣中にも知る者なく、獨り彦十郎が家の傳と爲せりとかや、一年敬公より水戸の威公に試の甲冑を贈られしに、威公肥滿にて御用に立ざりけるより、又新に威させられたきよし、成瀬隼人正に沙汰あり、彦十郎して造らせられ、稻富士佐秀明に試を命せらる、土佐は鐵砲の師範なり、三尺五寸の三匁五分銃もて、甲冑を去ること十七歩にして之を打ちしに洞らざりけり、越前忠直或時敬公に向ひ、彦十郎威の具足は、弓鐵砲よく堪へ候よし承りしが、彌左様に御座候哉とありしに、敬公成程いかなる弓鐵砲もどまりぬ、然れども爰に不思議なるは、射染などにかけては堪へ申さず、人に着せてはよく堪へ申すなりとありしよし、味ある言葉にして、所謂三河武士の風骨此に在るなるべし、或時敬公より具足を南龍公に進らせられ、御使者に彦十郎を添へて差遣はされけり、南龍公直に引見あり、具足を御前に飾り立てしに、何んと尾張具足はよく鐵砲が堪へると聞及びぬ、只今試させるが、彦十郎しかと請合ひ申すかどあり、彦十郎長まり、成程御試

し遊さるべし、しかと請合ひ奉り候ふ、併しながら尾張風の試方こそ願はしけれ、私威し候ふ具足は、其の儘にては堪へ申さず、只今此御具足を私着し、鐵砲を受け堪へ申す處を御覽に入れ申すべしと申しければ、南龍公も感歎あり、扱々潔き申分なり、斯くてこそ適名物の具足師なれとて、品々頂戴せしめられしとなり、彦十郎が此の一言は、技進三平道といふものにて、流石に天下の名工なり、射染にかけては堪へず、人が着れば鐵砲も洞らぬとの信條は、敬公の言も彦十郎の答も、符節を合するが如し、如何に重試の甲冑にても、其人怯なれば弦音銃音にも堪へられず、其の人にして入火不燒入水不溺の大勇猛心あれば、稻富が鐵砲も、竹林が射前も物かは、古武士の鍛ふ所は心に在りて甲冑に非ざること以て知るべし、抑四方に使用して能く專對を爲し、君命を辱かしめざるは、大丈夫の難する所、南龍公の試は、或は使者の人物に在りて甲冑の善惡に非ざりけんも、庸主に遇うて果して射洞されたらんには、尾張具足の名譽地に落つべかりしを、一言にして君命を辱かしめざりし彦十郎は、眞個大丈夫に非ずや、予れ尾張の人物に於て、最も感服する所の者は、星野勘左衛門と加藤彦十郎との二人なり、二人時を同うせざれども、亦皆敬公養成の結果に非ざるなし、

人あること如此し、平日武道の吟味想見す可く、公は眞に文武兩全の名公なり。

奉公

御三家敬公の忠順幕府の猜忌小姓踊

幕府の御三家とは、世に尾紀水の三藩を謂ふなり、然るに南龍公言行録には、家康二代將軍に向て、義直卿と頼宣卿とを、天下左右の固なりと思ふべき旨遺言せられしより、江戸將軍家と尾紀二家とを御三家と稱し、三家一體なりと云ひ、尾張にても三家とは江戸と尾紀とにして、水戸は副將軍の格なりと記せるものあり、後には尾紀水をこそ三家とは稱しつれど、昔時は江戸と尾紀とを指せしか、將尾紀二藩の私論にや、其は免まれ、尾張家は幕府宗室の棟梁なれば、敬公の幕府に忠順なりしは申す迄もなし、況や乃父の遺訓に出づるをや。

元和二年前將軍家病中に敬公を召して、秀忠を兄弟と思ふ可らず、主君とも存じて奉公すべし、と呉々も遺言せられ、又成瀬隼人正成を召され、吾れ世に亡らん後は、義利（公の前名）をして、二心なく秀忠に事へしめよ、夢々逆心ある可らず、萬に一も逆心あらば、汝等を

こそ恨むべけれ、然りながら此の天下を他家には渡すまじと心得べしと諭されしと云ふ、然れば敬公の孝友なる、能く遺訓を守りて、終生幕府に忠順なりき、公の江戸參勤は乃父の薨後にして、其の夫人淺野氏及び世子が、列侯妻子と同じく江戸住居と爲りしは、寛永十年五月以後の事なり、是れより先き未だ城代を置かれざりしに、元和二年以後は志水甲斐守忠宗、渡邊忠右衛門守綱、石川市正光忠等をして互に城代たらしめ、後には志水甲斐守専ら留守に任じ、成瀬隼人正竹腰山城守は、江戸御供の例とぞなりける、當時の盈頌に、

むかうの山で、何やらひかる、月か星か螢のむしか、月でもないが星でもないが、大納言さまのお江戸へおたち、もうはやお船の櫓がひかるウ〜。

お江戸のお供はごなたでござる、隼人（成瀬）山城（竹腰）小源太さまよ、（寺尾小源太直政後に土佐守）あどのお留守は甲斐さま〜。

甲斐さま屋敷で鶉がふける、ナトゆてふける、こウこのどのさまごきげんようて、おわどのどのさま御満足〜。

名古屋城中靜謐にして、君臣相愛せしさま想見すべし。

敬公と二代將軍とは、異母兄弟の間柄なれど其の禮法は自から君臣にも均しかりけん、秀忠將軍入京の途すがら、名古屋城に入り、夜間敬公を召され、是へくこありけれど、御遠慮深くして傍近く寄られざりければ、秀忠打くつろぎて、常に親しくあるべき事なれど、江戸の城中にては式法ありて左様にもならず、此處は旅宿なれば格別なり、敷居の内に入りたまへとて、同座にて湯漬たべられしといふ、公は將軍の不例を聞けば延氣にも出でられず、三代將軍家光とは叔姪の間柄なるが、其の病を聞くや常に平癒を伊勢熱田に祈られたりき。徳川幕府は豊臣氏恩顧の英雄を忌み、天下を他家に渡すまじとて、力を防衛に盡して駕御控制の術を極め、常に諸國に課者を放ちて動靜を伺はしめしより、賢明の諸侯は往々自ら韜晦して、其嫌疑を避けんことを努めしが、幕府の猜忌は親藩といへども免るゝを得ず、況や賢明にして重望を天下に負ふこと敬公の如き者をや、然れば尾張家に武者遣ありと聞ゆれば、忍びて堀の深淺を試むる者あり、敬公寛永中有馬入浴の間は、阿部對馬守を大阪に遣はし置かれしより、尾張殿殊の外迷惑に被存し由と寛永遺事にも記し、寛永十一年三代將軍上洛の時、尾張には休息成され間敷き由仰出され、敬公大に怒られたりと南龍公言行録にも

見たり、但し此の時は七月四日家光名古屋城に入て二泊せしかば、其虚説なること知るべきも、斯る風説ありしにて當時の事情は知らるゝなり、幕府の嫌忌最も甚だしくして、轉封滅封頻に行はれしは三代將軍の時なり、霸業確立幕威最も熾なりしも三代將軍の時なり、此比は列侯競うて將軍の御成を請ひ、申樂を張り小姓踊を催して、歡樂を奉じ太平を飾りしが、尾張家の御成は殊に當時の耳目を驚かしき。

三代將軍の尾州家に臨みしは寛永十三年八月二十一日なり、此の日は錢を舞臺に積まんとて、豫じめ新錢五百貫を求め、名古屋には城代二人と用人一人とを留めて、番頭以上の諸侍を悉く江戸に集めて、供張の事を掌らしめ、之が爲に麴町の人家五十軒を借りて宿舎と爲せり、當日は將軍を茶室に饗し、坐を書院に移して、三獻の禮あり、廣間にて申樂を催はし、樂の中間に七五三の饌を進め、樂畢りて歸城あり、其の贈獻の品は記すに暇あらず。御三家並に諸大名より、小姓踊といふを將軍の觀覽に供せしも、此比の事とかや、尾州家にも數々の踊ありけるが、後世までも残りしを殿様踊と稱しき、歌は堀杏菴作なりとぞ、三味線なくて、小鼓、太鼓の囃子なり、後には韓女座頭が琴、三味線を加へけれども、節拍子は

昔むかしに變かはらざりきとなん、其そのの歌うたは左ひだりの如ごとし。

まへ 歌

雲くものよそなるもろこし迄までも、なびけばなびく君きみが代よの、いく千代ちよ々々とかざりなの君きみ、
(一いつにつきしなの君きみ)さすがあづまのみやことて、春はるは錦にしきをさらすかと、花はなも色いろ々々さきそめ
て、つらさもうさも忘わするゝ御代みよは、しるもしらぬも面白おもしろや、知るも知らぬも面白おもしろや。

同 第二

ふじのたかねに雲くもきわて、雪ゆきのうちよりたつ煙けぶり、月つきにさわらぬ三保みほが崎さき、松原まつばらとほく漕こぎ
行く舟ふねは、しるもしらぬも面白おもしろや、知るも知らぬも面白おもしろや。

紀州家きしゅうけの小姓踊こせやうぞうは、

吉野山よしのやまを雪ゆきかゝと見みれば、雪ゆきにはあらで花はなの吹雪ふぶきよ

といふ歌うたにて、紀きの國踊くにぞうと稱しょうしけるが、拍子ひょうし容易たやすかりけるにや、中比迄なかひまで琴ひかの彈ひ習ならひに用もちひし
となり、扱踊まてぞう子裝束こしやうぞくは君山本くんざんぼん敬公けいこう實錄じつろくに、寛永くわんえい十一年七月江戸じやうらんにて上覽じやうらんの踊ぞう子裝束こしやうぞくをのせた
り、地ぢさやに龍田川たつたがはの紅葉もみぢ、水みづを金絲銀絲きんしぎんしにて繙ぬひたる紅裏あかうらの小袖こそでに、丸まるぐけの帶おび、金きんのし

附つの大小だいせう、頭巾づきん猩々しやうしやう皮かわ、繪えやうは金きんの篋かぶへり、或あるは唐人てんじん出立しゅつ、縞しろ子の脚絆きゃくはん、縁えんは朱柄しゆへは黒くろに
して武藏野むさしのの月つきと薄うすきを繪えける軍配團扇ぐんぱいうちあし持ちしもあり、總そう金朱雲しんしゆんの扇子せんす持ちしもありて、華くわ
麗言れいげんはん方かたなかりしと見みゆ、昔咄むかしばなしには「かひらけ鞆たもの大脇差おほわきさし、大印籠おほいんろう、珊瑚珠さんごじゆの緒留おとどめの大き
なるを用もちひしが、此こは池いけの端はたにて作つくれる粉練こなねの玉たまなれど、見物けんぶつは本物ほんものと思おもひて、流石ますかは尾張おと
様さまと驚おどろきし由記よしせり。

敬公けいこうの幕府ばくふに於おける、嫡庶ちやくしよの義ぎ、叔姪しゆくてつの情自じやうおのづから韜晦たうくわい嫌忌けんきを避さげ明哲めいてつ身を保たもんとする外様まさま大
名みやうと同じからねば、其そのの公こうに奉ほうするや一いちに忠誠ちゆうせいに發はつし、思おもうて爲なざる無なく、知して言いはざる無な
し、寛永くわんえい十年の冬ふゆとかや、三代將軍だいしやうぐん不豫ふよの時とき、薨去こうきよの噂うはさすらあり、二代將軍だいじやうぐん薨去こうきよの後のちにし
て、三代將軍だいしやうぐん世よを嗣つぎて未いまだ久ひさしからず、然されば幕府ばくふわざと浮説うせつを以もつて人心じんしんの嚮背かうはいを試こころ
りとも云いへり、敬公けいこう此この報ほうを聞きかるゝや、急きうに駕かを命めいじて東行とうかうありしが、三代將軍だいしやうぐんは酒井さか讃さん
岐守きかみをして、御許おんきよもなきに何なにとて疾驅はやかけにて不向けかうありしぞと不審ふしんあり、公こうは尾州びしうにて大樹たいじゆ御他ごた
界かいありしども承うけたまはり候まをゆるゑ、御伺おんかみも申まをさすして下向げかう仕候かまうり、其そのの仔細しさいは大樹たいじゆ御子ごこなし、兄弟きやうだい
の内私うちわたくしは兄あににて候間あひだ、御名代ごみやうだいに江戸えどの城しろを守まもり、天下てんかを他家たけに渡わたすまじき爲ためにて候まをと、有あ

の儘に申上られければ何事もなかりけり、翌十一年將軍上洛の時、西の丸に出火ありて留守酒井雅樂頭逼塞なり、程經て尾紀水三家より赦免を願はれしに、井伊掃部頭は、此の度の御詫は雅樂が爲に候や、公方様の御爲を思召されてに候やと問ふ、敬公聞きも敢へず、掃部頭一丁簡にて申すならば、無遠慮の挨拶なり、大樹思召ならばお情なし、出火は不慮の儀、誰とても測り難し、逼塞は御尤に候へども、程經ては赦免あるこそ御爲なれと申され、之に因て雅樂頭は赦免ありしが、後日掃部頭は成瀬正虎に向ひ、此の時敬公の御有様、今にも首を打落されんばかりに見えたりと語りけり、其餘將軍世子の山王初詣に、大納言にして無官の人の供せし例なしとて屈せられざりしが如き、忠を盡し禮を守るに、嫌疑を避けず、恭順にして嚴正なること、古大臣の風あり、宜なる哉當時の人、公を目するに異國の周公を以てせしことや。

公は斯く幕府に對して忠順なりしのみならず、流石に敬神尊儒の學を以て風氣の先を開きし人迎、平日朝廷に對しては恭敬忠誠を抽でられたり、慶長十六年には、家康に從て入勤し、元和三年には秀忠に從うて入朝し、五年又從うて入朝、九年秀忠辭職、家光繼職、父子入朝

の時にも從ひ、寛永三年二條行幸には、和歌の御宴に陪して、竹契三週年の歌を上られしが、同七年明正天皇の御即位には、特に竹腰正信を京師に遣はし、物を獻じて之を賀し、又堀正意をして其の儀を陪觀して記并に圖を作らしめられ、其の外毎歲國産の海參腸及び放鷹の獲物なる鶴を禁中に獻するを例とせられたりき、猶尊王の大義に關する事は後に記すべし。

政道

(上)

任使人と得治國の道と風俗と賞罰

初め敬公幼にして尾張の國に封せらるゝや、公は猶駿府に在り、平岩主計頭親吉清須に在りて國事を綜理し、親吉卒去の後は、成瀬正成竹腰正信二人、交代名古屋に來りて政事を聽きしことは前に記せり、元和二年敬公駿府の居を撤して名古屋城中に入られし後は、公自ら政を聽き、元和三年には封疆を巡視して、法令を封内に頒たれたり。

政術の要は人に在り、公は人を知りて能く使へり、今其の一例を擧ぐれば、小姓澁谷彌太夫

過ありて書院番を命せられしが、書院番頭は彌太夫を組頭に擡でんとするも、老中は嘗て公の機嫌を損せし者なればとて許さざりけるに、公は一旦過ありて退けたるは、善に反らしめん爲なり、再び用ひざれば人を棄つるなりとて、彌太夫を組頭と爲せしが如き、御納戸野呂瀬半兵衛二千兩の金子紛失の爲に切腹せんとするを留められ、五十兩か百兩ならば紛失もあらん、二千兩といふ金の見わざるは覺違なるべし、切腹す可からずとありけるが、果して煤拂の時、御納戸二階口の足代に二千兩を見出したるが如き、一は跣歩の公なるを見、一は信任の厚きを見る、斯くてこそ官使人を得て、政舉り國治まりけめ。

公は治國の道を論じて、之を齊ふるに刑を以すれば、民免れんとして恥を知らぬぞ、徳義を行つて禮を以て教ふる時は、民恥を知りて邪なることを思はずと云へり、然れば其の政は之を懐くるに徳を以し、之を正ふるに禮を以して、寛嚴相救はんことを期せられしが如し。

柳營秘鑑に敬公の事蹟を叙して、「尾州一圓に遊女を禁せられ、目付横目を申付けらるゝとて、横目つかひそと仰せられしとなり」云々とあり、(武野燭談にも出づ)名古屋築城の比は、

遊女歌舞伎いと盛んに行はれけん覺しきも、敬公政を爲すに及びて、風俗を正さんが爲に封内に禁令を布かれしなるべし、文教を尙び學問を奨励されし敬公が、心を民心の大本に留めて、風を移し俗を易へんことを努められしは、左もあるべき事なり、歌舞伎女も禁制なりしと見えしが、二代光友卿の時代には、諸士の若き輩、忍びて京大阪より呼下し、桑名より船にて來るを、此方も舟にて出迎へ、三十日五十日を限りて圍ひ置く者あり、果は野良まはし、(金剛ともげたともいふとあり、女の供人)をたびたび打捨てしも多く、此事言上せしに、誰が仕業とも知れず、且元來法度の地へ入込みしは彼等の落度なれば、詮議に及ばずとて、其の儘に棄置れしこと、昔話に見えたり、其の後遊女歌舞伎のいと盛んに行はれしは、七代宗春卿以來の事にして、敬公の遺風は其の比より廢れにけん、横目な遣ひそとは、民の非法を正すにも、現在目前の悪事は見逃さずして、厳しく檢察すべき事ながら、察々の明を用ひて、隅々までもこせつき掻き捜すなどの意なるべし、或時敬公歸國の折、町奉行を駕脇に召され、町中別條なきやと尋ねられしに、町中別條御座なく、諸事お慈悲にて難有き旨申上げしに、御意に入らず、町奉行城に登りし折、先日お慈悲を悦び候由申し候ふが、お慈悲と

ばかりにては、罪あるものも赦し置くやうに聞ゆ、大國を治むるには、賞罰正くすること本意なれど戒められけり、公が好んで貞永式目を讀みしにも、其の武家の法度を研究せられしを知るべく、賞罰の正しからんことを努められしものから、又横目なつかひそとて、嚴正の中に寛大の心を存せしめられしは、是れ民をして恥ぢ且つ格らしめんとする治術なるべし、或時江戸詰の家人某が槍持、目黒にて喧嘩し、人を殺して逃げ失せけるにぞ、其母なる者を捕へて獄に繋ぎしに、彼の槍持自ら名乗り出で、母を赦されたと願ひしより、敬公其の孝心に感じ、槍持が罪を赦して寺尾土佐守直政に下されたりきとなん、是れ其の恥ぢ且つ格りし一證にこそ。

(中)

水利と新田||租税の事||戸口

公の封内には川多し、水を治むれば随て多く新田を開けること、他國に例少き事なるべし、治水の事公の記録に見之初めしは慶長十三年にして、秋七月伊奈備前守忠次尾張の田畝を丈

量せし時、閘を葉栗郡の大野村と春日井郡の小田井村とに設けつ、是れ當國に大閘を造りし始とて、此の時造閘の法を知る者なく、一宮村の工人平田與左衛門兄弟を大和に遣はして傳習せしめたりとなり、新田の事は慶長十六年に見之初めぬ、敬公時代御記録に、『此の年中島郡阿古井村新田、板倉新田、小信新田、小原新田、葉栗郡黒田新田、檢地の上新田高に相成、是より追々新田出来』とあり。

入鹿の雨池は丹羽春日井二郡の用水なり、以前は二郡の内なる處々に雨池を作りて灌ぎければ、旱損數度に及び、或は水利悪しくして不毛の地少からざりけるが、其比村々より雨池取立の國益を申上げしにぞ、敬公放鷹の時、自ら塲所を見立て、直裁ありて工事を始められ、寛永十一年に成就し、翌十二年より新田を開發せらる、池は數所の谷水を築留め、南北五百四十餘間、東西九百三十間にして、四方に山野めぐり、湖水の如くにして風景よし、之に依て新田を得ること凡そ六千八百三十餘石、田畑凡そ八百餘町、其外灌漑の利を得るもの凡そ十二萬石餘なりけり、木曾川堤の宮田の枳は、南西數十村に灌ぐ者なるが、西の枳は寛永五年に、東の枳は四十五年に出来たりとぞ、是の歳幕府尾張美濃封内田賦の籍を徵せしが、亥

年に比して新田三千石を増加せし由實録に見られたれど、亥年の調詳ならず、海東郡江川の堤は長さ五萬八千歩なるが、大風に遇ふ毎に蟹江西森の兩川は、潮水逆衝して堤を決し被害いと大なりければ、寛永十七年蟹江より大野村まで、長さ千六百歩の新堤を築き、堤内に新田三千石を開けり、正保四年には、是より先き熱田濱海の地を相して新田一萬石許を開發せしが、又新に堤を熱田西堤の西南に築き、犬山の西木津の岡を設け、木曾川の水を引きて庄内川に入れ、稻生村の北と枇杷島橋の南との二箇所には、水中石を疊み、堤を作りて閘を設け、二派直流して下るやうになしつゝ、濫漚の便を謀る等、水利と新田開發との事蹟いと多かりけり。

蓋し水利新田の如きは、封内の地形自から然る者にして、公の政は功利を尙びしにあらず、其の下に取るや寛なりしこと、左の一事にも知られたり、寛永の末には、用財いと多くて、府庫空乏を告げゝるより、正保元年群臣會議して、諸士の采地を換へ、通同に什四の税と爲し、餘れるは公府に充んことを請ひけるが、敬公は今俄に之を命せば、家來ども立行くまじ、今年は先づ其の旨を令し、采地百石毎に金一兩を出さしめ、明年より請ふがまゝにす

べしとあり、翌二年より封内の租を十分の四と定められけり、此比江戸にて石臺松二本の御意に入りしがあり、其の價十五兩なりけるを、求めたく思はれけれども、家中を通同に仰せつけられし折とて、表御小納戸より金子を取出されんことを厭はれ、御手金にて二本を買入れ、御坐の間の庭なる石臺に植置かれしを、薨後は遺愛の松とて、定光寺に植ゑられたりどぞ。

封内の戸口は戦後亂離の後を承けて猶稀疎を免れざりけん、令を下して庶民の國疆を出で、他國に移住するを禁せられしは寛永二年なりき、其の後土開けて人多く、般富東海に冠たりしは、公の仁政の結果にこそ。

(下)

陶業獎勵—竈屋衆と御庭燒—木曾の棧橋—韓使接待

敬公は民の爲に産業を獎勵せられける中にも、陶磁器は其の最も心を籠められし所にして、尾張の瀬戸物が世に名を得たるも、公の遺徳にぞありける。

尾張にて焼物を作ることは、延喜式朝野群載にも見えて、其の由来いと久しく、知多郡常滑は濠觴の地なりとぞ、常滑は海濱にて、海濱を瀬戸と云ふ、瀬戸の常滑にて焼き初めたりしより、陶器をば瀬戸物とぞ名づけたる、後ち春日井郡の土質陶に適しけるより、此處にも窯を設け、焼物の名に因みて其處を瀬戸村とは名づけたるが、彼の藤四郎來りて陶業盛んに興り、瀬戸村の瀬戸物は世に名高くなりしなり、抑此の藤四郎とは加藤四郎景政が略稱にして、春慶と號し、父を元安と云ひ、大和諸輪庄道陰村の人、母は山城深草の人なり、久我大納言通親卿に事へて五位の諸大夫と爲りけるが、性來好んで土器を製しけるに、未だ用藥の法を知らず、折ふし洞派の祖なる道元和尙入宋の企あり、道元は通親卿の二男なるより、景政隨行して宋に入りしは、後堀河の貞應二年、宋の寧宗の嘉定十六年なり、宋に在ること六年、南北の陶法を研究して、製作の秘奥を傳へ、安貞二年の春に歸朝せり、道元の從者は陶法を傳へ、辨圓の從者は博多織の法を傳ふ、曹洞臨濟、並に工藝に功あるは、奇と謂ふべし、斯くて景政は先づ着船したる肥後川尻にて焼き初め、夫より父の配所なる備前の松等尾に到りて陶器を作りしが、程なく母も歿りければ、陶器に適する土質を求めて、泉江勢濃尾

の諸州を歴遊し、遂に當國山田郡瀬戸村の祖母懐と云ふ山の土を得て、無雙の好土と爲し、窯を設けて専ら陶器を製しけるより、人呼んで藤四郎焼とぞ持暉しける、其の子孫尾濃に散居しけるが、敬公尾張を領せらるゝに及びて、陶業復興の思召あり、藤四郎が子孫にして濃州土岐郡江之木村に在りし加藤利右衛門同仁兵衛を召寄せられ、赤津村に於て高十石給金十兩を下され、焼物の御用を仰付けられしは慶長十五年なりき、之を竈屋衆と云へり、是れ實に陶業保護奨勵の始なるべし、右兩人の家に藏する古證文あり、

赤津村の竈屋衆罷移度之由、如何にも尤之儀に候、只今時分候間、急移可申候、萬事諸役之儀有間敷候、其分心得可申候已上

戊三月五日(慶長十五年)

寺西藤左衛門

赤津村庄屋宗左衛門

金城温古録は御深井の御庭に瀬戸のか茶屋瀬戸の草屋ありしを記せり、蓮池の丑寅に老松鬱たるを瀬戸山と云ひ、其の邊に瀬戸の御茶屋あり、萱葺南面なり、瀬戸山の西腹に陶窯あり、瀬戸の陶工を召して焼かせらる、之を御深井焼と稱す、世に御庭焼といふは是なり、瀬

戸の草屋は、瀬戸山の麓なる瀬戸の御茶屋の門前に散在して村落の状なるが、瀬戸より召されし陶工を住ませられし假屋なり、御庭焼の土は彼の祖母懐より取寄せ、薪は水野より召されけり、此の土の性は磁器と爲りて、自然に肌膨らむ所ありとぞ、祖母懐の地名いと異様なるが、鳴海赤塚の山王山の邊に、祖母懐の宮と云へるあり、ソバカイと訓む、藤四郎祖母の恩を報いん爲に建立せし由温古録に見ゆ、此の宮に因りて地名と爲りしにや、將た此處の土に因て本望を達せしより建立せしにや、扱も此の瀬戸の御茶屋瀬戸の草屋は、何日比より始まれりとも記載なけれど、御庭焼は蓋し敬公の時に始まりけんこと疑なし、彼の陳元賛も陶法に通じたるより、此の御深井の御庭に召されて、所謂元賛焼を試みしと云ふ。

瀬戸の焼物も後年不出來と爲りけるより、其の原因を瀬戸の陶工に尋ねられしに、古代は焼損じにも構はず、百焼きて一つ出來ればよきといふ心にて焼きしゆる、佳品も出來たり、只今にても損失に拘らず、存分に焼き申す時は、十分宜しき物出來申すべしと申すにぞ、金子二百兩捨物にして遣はされ、存分に焼くべしと命せられけるに、案の如く大分焼損せしが、其の内意なく焼けし物は、至極宜しく大出來なりし由、昔話に記せり、御庭焼に名品多く、

世舉りて珍重するは之が爲なるべし。

木曾の機橋とは、後に波斗の橋を云ふ、洪水にはいつも岸崩れ橋流れけるを、慶安三年敬公命じて大石を疊み、水害を免れしめられければ、往來の人、千歳の賜と喜び合へり、此の類猶多きも、今必ずしも一々記述せず。

名古屋は海道の要衝に當り、朝鮮來聘の使節、必ず此處を過ぎけるより、尾州家は使節接待の任務を負へりき。鞍馬三十四を具へて名古屋より清見寺まで送り、又馬裝百三十四に馬夫を添へて、吉田に送迎する例なりけり、其名古屋に止宿せし時は、大光院、性高院、阿彌陀寺、極樂寺等を旅館とし、三使と上々官には七五三の饌に塗金の膳を用ひ、上官は五五三の饌、中官は五三三の饌を用ひたりとぞ、寛永十三年、堀杏菴が書を儒官權儀に與へて學を論せしを初として、後世尾州の儒者は、朝鮮使節と唱和する者多く、松平君山に三世唱和集あり、岡田新川に文會榮花録ありて、文字の譽を内外に馳せたりき、此は敬公の政術と直接關係なしといへども、雄藩柔遠の略は、幕府の外交を助けしことなしといふ可からず、且尾州文學と關係なきに非ざるを以て、此に附記し置くなり。

其の他敬公の爲政上の事蹟は多く傳はらざるも、之を要するに木枕物語に敬公の人物政事を稱して、「制法廉直にして、國豊に賞罰正しく、仁政にして民常に安んじ、天下の爲には異國の周公にも等しきと世舉りて申しける」と云へるもの、蓋し溢美に非ず。

性行

(一)

風度實踐躬行持敬慎獨の工夫

敬公行狀は、二代光友の儒臣並河魯山の撰ぶ所、其の風度を形容して、「公の徳容は、寛弘にして而かも嚴、英武にして而かも文、故に之を仰げば毅然として犯す可からざる色あり、之に就けば一團の和氣あり」と云へり、是れ天性の美と學問の修養との融通せる表現なるべし、又其の修身を叙して、「公の身を修むるは敬を以て本と爲し、造次顛沛の頃も、禮に非ざれば敢て動かす、義に非ざれば敢て爲さず」と記せり、蓋し公は乃父の家法を承けて、惺窩の學風を奉じ、其の高弟なる林羅山、堀杏菴、吉田素菴の徒に學びて程朱の説を尊信せられ

しかば、其の學は力を大學の正心誠意に致して、省察踐履の實を務め、敬の一字を以て萬事に應せられたりところ思はるれ、公の字を子敬と曰ふは、蓋し羅山の撰びし所にして、公自ら羅山と議定して、神主にも源敬と書せしめられしは、字を以て諡に代へしなり、公が終身敬の一字に眷々たりしや如此し、敬は禮の本とかや、祭には敬を思ひ、人臣と爲りては敬に止り、犬馬も養ふあれど、親に事へては敬を以て之を別つが如き、皆禮の正しきを言ふ者なるが、鬼神を敬ひ君父を敬ふも、外面ばかりの禮拜にては、眞實の禮に非ず、誠意より之を敬ふてこそ禮の本意をも得れ、然れば禮の本は敬にして敬の本は正心誠意なり、此の正心誠意を以て言を發すれば、忠信とも爲り、事を處すれば篤敬とも爲りて、蠻貊の邦にすら行はれんとなり、故に論語にも事を敬して而して信と云ひ、言には忠を思ひ、事には敬を思ふとも云へり、朱子に敬の字を解きて主一無適と謂へる、其の意義いと深奥なるに似たれど、要するに正心誠意を以て日常の言行事業に處し、脇目も振らず、專一に念を入れて禮に合するを言ふなり、敬公自撰の初學文宗に「夫れ學の事は難きに非ず、人生の日に用ひ行ふ所、是れ皆學の道なり」と云ひ、「身を修むるは其心を正うするぞ、其の心を正うすると言ふは其

の意を誠にするぞ、其の意を誠にせんと思はば、其の知をいたすぞ、知を致すとは其の物によりて誠の道をよく思へ」とあり、以て公の學問は文字の末に非ずして、日用行事に在り、日用行事皆誠敬を以て之を處せしを知るべし、公固り能書なりしが、平日何を書くににも一毫の疎略なく、側室貞松院への文の如き、内々の儀すらも、机に向ひて御手本などの字を見合せつゝ、鄭重に書れけり、近松茂矩此の事を記して、程明道が言に、「某寫字時敬。非是要二好。只此學とある御心なるべし」と感嘆せるは當を得たり、敬公の一舉一動は、總べて是れ學問にして、寫字の一事に至るまで、敬を持すること如此し、行狀に、公好んで禮と易とを讀むと記せり、易は神儒合一の見を發し、禮は敬の一字を取りて終身の守本尊と爲し、實踐躬行の範を垂れしは、尊しとも言ふ許なし。

公は何を以てか能く造次頓沛の間も禮に非ざれば動かざるを得たる、獨を慎みて敬を持したりしなり、公は常に大學の君子慎二其獨の語を誦して修身の訣と爲し、又人にも其の語を書き與へられたりけんと思ひ、上に此の五文字を横書し、下に非レ不知三善之當レ爲與三惡之當レ去也。但不能實用二其力一以至レ此耳といへる朱註を細書したる眞蹟は、今も徳川家に秘

藏せられ、木に彫りて世に行はれたるもあり、公の修養は矯飾に非ずして、天性好善の美と、持敬慎獨の工夫と、融合一致しつゝ、渾然たる大人君子の典型此に成れるなり、熊澤番山が集義外書に、「尾州の亞相、或る博學の儒者に向て、汝は儒者かと問給へば、物よみ坊主にて候と答へき、儒者と答へなば、言詰めんと思ひたまへる氣色を見て賢くも有の儘に答へしと云へり」と見ゆ、此の儒者誰なるを知らねど、行は缺けたる人なりけん、公の學問は言行一致に在りと爲せる大本領は、此の一事にも知られたり、熊谷活水嘗て公の前にて「宋の司馬溫公は、吾れ人に過ぎたることなし、但平生の爲す所、人に對して言ふ可からざるることなしと申され候よし」と申上げれば、我等も何にても人に匿して恥づべき事はなし、但毎度御用の節、人拂など致すは、言行相違の様にも思ふべけれど、此は人の害になる事もあるべければ、人を拂ふ迄にて、隠匿する心あるに非ず、理の當然と思ふことを爲すに何條人に隠すべきと申されしとなり、周公の才の美ありとも、徳なくんば言ふに足らず、富貴尊榮の身を以て、心を磨き行を檢して、造次頓沛も學問の工夫を忘れず、言行一致、自ら省みて疚しからざること公の如きは、道學先生といへども遠く及ばず。

(二)

納諫||成瀬竹腰の直言||天海僧正の話

人誰か過なからん、過たじとてこそ獨をも慎め、慎とは少時も心を放たずして過あらじと心掛くるなり、斯くて過あらん時は、改むるに憚らざるぞ人の道なる、君子の過は日月の蝕の如しとかや、人其の過を見て之を諫めたらん時は、直に改めてこそ光を増すなれ、敬公の善を好めるや、諫を納るゝに吝ならず、假令ひ下賤の者の申す事にも、一理あれば取上げられしといふ、況や師傅老臣の言をや、天性の美、自己の修養の上に、人言を容れて善に従ふこと流るゝが如くなりしこそ、其の徳を成就せし所以なるべけれ。

敬公二十の時、近臣石黒市十郎といふもの犯せる罪あり、命じて之を殺さしめんとせられしも、其の人未だ命を奉せざりけるが、市十郎御前を過ぎける時、公は忽ち市十郎が佩刀を取りて自ら之を刺し殺されけるを、成瀬隼人正成熊出て、尊ごき御身にて軽々しき御振舞やと諫め申しければ、其の後は御手討の事なかりけり、彼の正成隆にては其の勇猛を稱へける

とぞ、敬公の異父兄なる竹腰山城守正信も、亦直言の士なり、或時城中に落書あり、尾州家にて悪事を爲す者十人ありとて、其の九人の名を明記しけれども、残れる一人は誰なるを知らず、敬公之を左右に問ふも知る者なし、右筆持田次右衛門左右に依て申上げゝるは、此は君公を併せて十人どこそ覺え候へど、公其の故を尋ねらる、次右衛門は公の過惡を數立てたり、公怒りて之を殺さんどす、正信聞きて竊に次右衛門を己の邸に匿し、公の御前に出て、某一人の忠臣を得たれば、厚祿を興へ候はんと申す、公其の誰なるを問はれければ、持田次右衛門にて候ふと云ふ、公は默然としておはしけるが、正信聲を勵ましつゝ、某不肖にして君公の非を格すこと能はず、次右衛門に對しても誠に恥入りたる次第に候、彼程の忠臣を争でか泥塗に委棄さるべきと諫め申しければ、公忽ち悟り、我れ過てりとて次右衛門を召出し、加増をも仰付けられたりとなり、此は皆公が年猶ほ少き時の事なるべく、公の天資勇武なりければ、年少氣銳の折には斯る事もありけん、能く人の諫を納れて過を改め、又節を折りて修養を積みしは、名公の名公たる所以なり。

然れば公は尤も納諫の一事を尙びて子孫を戒められたりき、初學文宗に自記して、『身を正し

くし理を明にして、人の言ふことをよく辨へ、悪しきことに赴く勿れ、善言をよく聞入るべし、特に人の諫を聞きて心に叶はずとも怒る勿れ」と云ひ、「年老いたるとて學の道を廢す可からず、一字一言をも人に問ひ聞かんと思ふべし、朝に道を聞きて夕に死すとも可なりと論語にも云へり」と記し、修身の條下に於て、凡そ人の身を修むることは、其の行を慎むに在り、人は必ず其の惡をも覺ぬものなり、少なる災も其の身に及ぶことあれば、我が身に誤る所なし、是れ時の不祥なりとて、人を怨み或は天を怨むるなり、先づ我が身を省みて其の故を悟り、又は智ある人に尋ね問ひて其の行を改むる時は、罪に逢ふことなし、災害も自然に除く也」と述べられたり、其の己を空しうして諫を容れ、益を求めて懈らざること如此し。

公嘗て其の世子を戒めて、「大將と爲りての第一の嗜は、諸臣の善言を聞きて用ゆる事ぞ、諫を聞かざる時は身の誤を知る事なし、よく人をなつて諫を言はせ、諫臣は重く取立てて恩賞を與ふべし、愚將は諫を聽かざるのみならず、之を遠ざけ又は罰しぬ、偏に我が身の手足を、自分に切て捨つるに同じ、權現様御大功を立させられしも、諸臣の諫言をよく御用

ひ遊されし故ぞ、予れ幼少の時も、隼人山城初め老功の者の諫をそむく勿れと御意ありし事は今も忘れず、唐にても太宗は諫を申す度に金帛を賜はりしより、諸臣進んで諫めし故に、數百年の業を垂れたり、汝かたく此の事を忘るゝな」とぞ申されける、然れば其の寛弘にして人言を納るゝは、乃父の家風なりけり、天海僧正は家康の尊信せし人にして、敬公も幼馴染なりければ、同じ炬燵に差向ひて語られけるが、或時僧正は公の坐を立れし跡にて、丹羽五郎左衛門に向ひ、權現といふ人は不思議なる人にて、口取中間の言ふ事も推參なりとて呵られし事なし、能く言はせて聞きし上、探るべきは探り、棄つべきは棄てられし。殿にも左様にこそ御心得候へと申しけるなりと物語りしとぞ、公の性行の美が、學問と納諫とに因りて玉成せしは、由來する所ありとこそ知られたれ。

(三)

父母に孝 || 兄弟に友

敬公は天資孝友なり、乃父前將軍家の訓戒を守りて、終始違ふこと無く、其薨後は東照宮を

名古屋に造營して、神像を奉安し、(元和五年)、成瀬隼人正竹、山城主守を奉行に、南光坊天海を導師に、日増院權僧正珍祐を別當に仰せて、祭田一千石を置き、歳時の祭祀、莊敬嚴肅を極められたり、又自ら前將軍家の肖像二幅を畫き、一は江戸上野の顯性院に、一は名古屋の維摩院に納められたりき、其の影贊に曰く。

源家正嫡 武門棟梁 興新田跡 出三河郷 威風大振
 德澤益彰 所向无敵 不招歸降 有仁有智 克柔克剛

一統勲業 萬年永昌

又別に一幅の東照公畫像あり、傳に敬公探幽に命じて、味方が原の戦ひに敗れて、憂愁の中に神謀鬼籌を運らしつゝ、ある相好を畫かしめられしものごかや、今も徳川家の神物として秘庫に寶藏せらるゝを、予れ詩うて拜觀せしに、立烏帽子に素袍を着て、左手は籠手をあて、臚當に草鞋にて、牀机に腰を掛け、左の足を右足の膝に置き、右手を其上に加へつゝ、左手にて頬杖つきたるが、顔には黒き下髯あり、左も屈詫顔にて、例の頬豊なる福相には似もやらず、額に幾筋の皺あり、顎の肉落ちて兩眼のみ炯々たる、如何にも敗軍の餘、愁に沈み

慮に疲れたる體なり、是れ敬公が創業の艱難を偲びて、守成の易からざるを思ひ、其の恩を銘して自ら戒め子孫をも戒めん爲に、わざと敗餘の容貌を畫かしめられしものごかや、此の像公の大孝を證すると共に、史學上にも尊重すべき好資料なり、又三河大樹寺門戸の柱に家康の刀痕あり、敬公之を見て、是れ先考の遺愛なり、後昆創業の艱苦を思はざる可からずとて、御開運の貫の木と稱し、尊崇奉祀すべしと沙汰せられしとぞ、公は斯く孝心いと深かりけるより、日光に事ある毎に必ず詣で、晩年中風に罹られては、輿にて參られしが、一年祭典に雨ふりければ、神は物を仰せざれども、此の雨に神輿を出さんこと恐多しと申され、三代將軍も尤もとて期を延ばされたりしが如き、是れ死に事ふるは猶生に事ふるが如しの意にて、神輿を雨に暴さんことを痛める孝子の至情なるべし。

御母お龜の方は前將軍家薨後、髪を截りて相應院と號し、駿府より移りて名古屋城に住まれ、同じく五年には江戸に移り住まれしが、公之に事へて孝養を盡されけり、三代將軍の姫君を二代光友卿に許嫁ありし時は、相應院殿を御頼みに思召さるゝ間、御守立下され候へとの仰にて、三歳より六歳の時迄育てられけるが、相應院殿殊に難儀に思はれ、終に病に罹られた